委員会議事録

1 水道局関係分

- (1) 付託事件審查
- ①議案第88号 光市水道給水条例の一部を改正する条例

説 明:宮﨑水道局次長兼業務課長 ~別紙

質 疑

○河村委員

親切な説明ということですので、これは、ほかの今消費税を値上げするときに単位のところで端数を切り捨てるということがなされておりますが、水道料金の場合にはこの基礎の数字というのは1円未満も算用して、例えば20m³使ったとか、そういうときには計算をした上で1円のところで切り捨てるということなんですか。

○宮﨑水道局次長

そのとおりでございます。138ページの一番下のところに記載をさせていただいておりますけれども、水道料金の請求額は2カ月分の水道料金を合計し、10円未満を切り捨てた額とするということとなっております。

○土橋委員

水道料金を改定をしたと仮定をして、総額で幾らになりますか。

○宮﨑水道局次長

総額につきましては、ちょっと資料を持っておりませんけれども、影響額でお答えさせていただきますけれども、令和元年度予算におきましては約700万円程度の収益増加につながるというふうに見ております。通年でいえば2,000万円程度だというふうに考えております。

以上でございます。

討 論

○土橋委員

今回、消費税法及び地方税法の一部改正に伴って、施設の使用料があるいは料金が値上げされようとしておりますけれども、市議会に提案された条例改正のおおもとにあるのは、何遍も言っておりますけれども、消費税増税にあるわけであります。消費税増税に対して中止を求める声も大きく広がっているところでありますけれども、今回の消費税増税をめぐってはいろいろ議論のあるところであります。なぜなら、軽減税率を初め、ポイント制、プレミアム、あるいはキャッシュレス、自治体ポイントなど消費税増税をするがための、何かわかったようなわからないような付録的なようなものまでもつくり

ながら、何としてでも消費税をというようなことが見えるわけであります。こういうような状況の中では、使用料はとるべきではないと。制度は全部、こちらの私が言うほうのところには対象にはなりませんけども、光市の当初予算は約200億円であります。本体を見直す方法等も含めてやり方次第ではどうにでもなるというふうに思うわけであります。

以上を述べて、反対討論とします。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

報告:①平成30年度光市水道事業決算見込みの概要

説 明:福島水道事業管理者 ~資料なし

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○森戸委員

1点だけお尋ねをいたします。

山を見るとシイの木の花が咲き乱れる年は渇水だというふうに言われていまして、実際に農業用水も管がたわずに取水ができないという話をよく聞くんですが、そういう状況で今のところ水道水としての取水に影響がないかどうかと、実際にそういうふうな影響があった年というのがあるんでしょうか。その点わかれば教えていただけたらと思います。

○宮﨑水道局次長

今のところ、少雨に対しての渇水というのは、浄水場のほうからも報告は受けておりません。ただ、今護岸工事をやっておりまして、ちょっと濁水が表流水で出ておりますので、そういった影響というのはございます。

過去において渇水の影響を受けた年があるかということでございますけれども、断水・節水とお願いしたのは、私の記憶の中にはないと思っております。平成6年か8年だったと思いますけれども、一時渇水になりまして、節水・断水をお願いしなきゃいけないんではないかというふうに内部で協議した場面はあったんではないかというふうに記憶しております。

以上でございます。

○森戸委員

どうなるかわかりませんが、万全の対策をとっておいていただけたらと思います。 以上で終わります。

○河村委員

先ほど塩田についてのその話がありましたが、今の拡張計画が認可がおりたとかそういったところの説明をまだ聞いておりませんが、そのことについての説明はいかがですか。

○宮﨑水道局次長

塩田地区の上水道整備事業の進捗状況ということでございますけれども、昨年30年度におきましては、光市水道事業変更認可申請を、認可者の県に申請を提出しております。31年2月28日に受理をされておりますので、変更認可がこの時点で成立しているということでございます。今年度につきましては、御存じのとおり、予算に約7,400万円の事業費を計上いたしまして、距離2,350mの管の布設を予定しておりまして、3工区予定しておりますけれども、既にその1工区については発注を行っておりまして準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

親切な説明に心がけてほしいんですが、2月の28日に受理をしたイコール認可なの。

○宮﨑水道局次長

この認可には届け出とそれと許可というものがございますが、このたびの塩田地区の 規模の給水区域の拡大であれば、届け出で済むということになっておりますので、受理 をされた時点で認めていただいたということになろうかと思います。

以上でございます。

○河村委員

さっきの消費税のところももうちょっと聞きたかったのは、丁寧にもうちょっとこう 答えてもらうと助かります。

水道の修理センターについて、今どんな状況なんですかね。もともとあった組合にお願いをして今も継続しておられるんだと思うんですが、24時間、漏水等についてその対応をしていただいておりますが、何か特段のあれがありますかね。

○宮﨑水道局次長

修理センターの位置づけといたしましては、日中の漏水等に市民の皆さんの漏水等に対応していただくために設置しているものだと認識をしております。現行におきましては、減少傾向にはあるというふうにも思っておりますけれども、修理センターの仕事には漏水の修理等もございますし、メーターの取りかえといったこともございますし、土曜日についての閉開栓ということも一つの業務としてお願いすることになっておりますので、市民のためにはこの修理センターの維持というのは今後もしていかなれければい

けないのかなというふうには考えているところでございます。

○河村委員

もうちょっと親切な対応をしてほしいんですが、土曜日の話がありましたが、日中ちゅうんじゃなくて、普通は土日とか夜間の対応なんじゃないの。

○福島水道事業管理者

修理センターの位置づけでございますが、もともと水道局が契約しているのは、管工事組合です。その管工事組合が、日中は工事をするので対応できないので修理センターというそのものをつくって、日中の修理等についても対応できるという形を整えております。例えば土曜、日曜、夜間につきましては、今度は管工事組合の当番店があるわけですが、これが夜間は全部対応しておるということで、管工事組合に修理を依頼するということは1年365日24時間の体制が整っておるということでございます。

それと修理費の問題につきましても、やはりセンターに委託料を払っておりますので、 ほかの修理等に比べると若干安めの修理代となっているようでございます。 以上でございます。

○河村委員

済みません。センターにどの程度の金額をお支払いなんですか。

○福島水道事業管理者

これ予算でお示しいたしておりますが、約500万円程度です。

○河村委員

この金額で修理センターの人件費的なそういったものを賄っているという解釈でいい んですか。

○福島水道事業管理者

管工事組合そのものが、大きく利益を上げているという形にはならないと思います。 いつも収支とんとんぐらいでいっておりますので、そういう意味で人件費に振り分ける のかどうなのかというのは、管工事組合の経営上の問題でございますので、水道局とし てはタッチしていないところでございます。

以上です。

○河村委員

通常よくテレビなんかで水道修理か何かのこうやっているじゃないですか。そうすると1回お願いすると5,000円とか、そういうふうなものがこうかかってくるわけですが、現実的には修理センターにお願いをすると安価にできると、市民からするとすごいありがたいことではあるんですが、そうはいいながらある程度の夜間とか休日のそういった

修理代については、通常の修理業務をする時間に最低賃金をかけたりすることで単価というのは発生するんだとこう思うんですが、そういうふうに考えるとちいと安いんじゃないかなと思ったりはするんですが、その辺はどんなですか。

○福島水道事業管理者

委員さんの言われるとおりでございます。安いと思います。しかしながらそれでも協力していただいておるということで御理解願いたいと思います。

○河村委員

もちろん理解しちょるんですよ。だからできるだけいろんな方がお聞きになっておられますので、こういったときにある程度、現状というのは吐露していただいて理解を深めることが大事だとこういうふうに思っておりますのでね。

この間もね、ちょうど昼休みに水道局皆さん外で草刈りをして、頑張っておられるなと。私、国道通ったりするのもね、最近、去年クリーンがなかったから草ぼうぼうで、こう思いはあるんで、ああいうことで通られる方が、あ、うちもやろうというふうに思ってもらうとうれしいんでね。ぜひそういう取り組みをしていただいたらと思います。以上です。

2 福祉保健部関係分

- (1)付託事件審查
- ①議案第67号 光市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第69号 光市三島温泉健康交流施設条例の一部を改正する条例

議案第70号 光市障害者(児)地域支援施設条例の一部を改正する条例

議案第71号 光市休日診療所条例の一部を改正する条例

説 明:松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ~別紙

質 疑

○土橋委員

本会議でも私はお尋ねをしたんですけれども、もう一遍確認のためにお聞きをしておきたいと思うんですけれども、消費税法が改正される場合には消費税を、いわゆる今回 10%ですけれども、消費税をかけなくてはならないというようなそういう根拠にしているものは何でしたかね。

○松村福祉保健部次長

政策企画部長のようにすらすらとお答えできるかどうかわかりませんけれども、法に 基づく税でございますので、課税対象となる収入については、税額について改正を行う ものでございます。

○土橋委員

その課税対象というのは、全てという意味ですか。今出されているものが全て課税対象になるんだということですか。

○松村福祉保健部次長

ただいま申し上げましたもの、議案に上げましたものは全てでございます。

○土橋委員

それではお聞きしますけれども、この69号のところをちょっと81ページを見てもらうと話が早いんですけれども、65歳以上の光市民は410円でございましたが、これからも410円ということで間違いないですか。

○山根福祉総務課長

はい。間違いございません。

○土橋委員

さっき、消費税法が改正された場合は絶対にとは言わなかったけども、絶対に消費税 をかけなくてはならないのかと言ったら、かけなくてはならないのだというふうに言わ れたもんだから、私が聞いたんです。410円にはかかっていないじゃないかと、何でか かっていないのかちゅうことです。

○山根福祉総務課長

65歳以上、ちょうど議案集の81ページのところをごらんいただけたらと思うんですけれども、新旧ともに410円でございます。こちらのほう、税抜き価格で考えますと当初25年までが400円でございましたので、税抜き価格が381円でございます。それに1.08、8%かけますと411円でございました。10円未満を切り捨てますので410円、8%のときに410円とさせていただいております。その後、今回10%になるということで税抜き価格381円に10%掛けさせていただくと418円になります。10円未満を切り捨てて410円、見た目上は同じ金額ということでございます。

以上でございます。

○土橋委員

もう一つ、その下段ぐらいに身体に障害を有する者ということで市内は410円でこれからも410円と、そして市外はと見てみると610円が620円になっております。身体障害者というのは、等級はどのぐらいから身体障害者というのかというのは当然あると思うんですが、ちょっと確認のために聞かせていただきたい。

○山根福祉総務課長

こちらのほうは身障手帳をお持ちであればということで対応させていただいておるものです。

済みません。ちょっと補足をさせていただいて、身障手帳並びに精神障害者保健福祉 手帳ですかね、そちらと知的障害者に係る療育手帳をお持ちで、それを御提示いただけ ればという対応をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○土橋委員

例え10円であれ、身体障害者にも市内だとか市外で差をつけるというのは、これはあなたが考え出したんですか。

○山根福祉総務課長

私がというよりも、税法改正で税のほうは転嫁させていただくということで御理解いただければと思います。

○土橋委員

最初からこの身体障害者の皆さんのところを見ると、市内は410円なんですよ。市外は610円なんです。はなからもう200円の差はついているんです。ついているにもかかわらず、こういうようなことになっているわけでありますけれども、先ほどちょっと聞き

ましたけれども、こういうふうになったのはどのような経過をたどって10円上がったのかと。担当者一人の判断じゃないということらしいけれども、担当者の判断なのか、あるいは担当部長の判断なのか、あるいはあいぱーく全体がそういうような体質なのか、それを知るためにも経過を知りたい。

○山根福祉総務課長

身体障害者、身体に障害を有する方、市外の方につきましては、25年までは600円でございました。こちらの税抜き価格が572円でございます。それに8%掛けますと617円でございました。これの10円未満を切り捨てまして610円というふうな形をとらさせていただいておりました。それ、また572円の税抜き価格に10%を掛けますと、今度は628円になります。こちらのほう、10円未満を切り捨てまして、まことに申しわけございませんが620円ということで御提示をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○土橋委員

いや、そういうのを聞こうとは思わんです。そもそも、もうかけちゃろう、かけちゃろうと、言葉は悪いがとっちゃろう、とっちゃろうにかかっちょるからね、それを私は聞きよるんですよ、体質じゃから。10円上げんにゃあね、やっていけんちゅうなら話は別ですよ。何を考えておるのかと。だから、あんたちゃんと答えなさい。どのような経過をたどって、これ担当はあなたのところ。

○山根福祉総務課長

はい。福祉総務課で担当しております。

○土橋委員

そうすると総務課で決めたの、それとも最終的なこれでオーケーだというのを出した のは誰ですか。

○松村福祉保健部次長

このたびの消費税法の改正に伴う使用料の見直し、使用料・手数料見直しにつきましては、先ほども御説明いたしましたが、法に基づく税でございますので、課税対象となる取引については、全てを改正しようというものでございます。これにつきましては、財政所管にはなりますけれども、行革の担当から全庁的な見直しということで通知が出て、その考えに基づいて私どもも改正をいたしたというところでございます。

○土橋委員

大体そう言うだろうと思ったんですよ。あなたが、これは私の願望ですがね、あなた 方が本体を先にいらえば、上げることはなかったんですよ。そういう選択肢もあったと 言いたいから言いよるんですよ。もう上げなきゃいけんから、上げなきゃいけんからっ て言うんだよね。障害者であろうと何であろうとかんであろうと、もう上げてしまうと。 現に……、これは違うのか。小学生以下もあれですね、410円で410円、これも10円未満 だからっていうこと。

○山根福祉総務課長

先ほど御説明させていただきました、65歳以上のものと同じような計算、経過をたどります。

以上でございます。

○土橋委員

それとさっき、私のメモ、ちょっとどこか行っちゃったんじゃけども、もう一遍聞きますけれども、この三島温泉の使用料のこうしたらこうなるという総額は幾らでしたかね。

○山根福祉総務課長

影響額的には82万4,000円程度見込んでおります。

○土橋委員

その82万4,000円というのは何に使われるんですか。

○山根福祉総務課長

今、条例ではこのような料金の御説明させていただいておりますが、現時点も三島温泉につきましては、指定管理者さんのほうで料金を5%から8%に上がる段階のときに、そのまま料金を据え置いていただいております。こちらにつきましては、今後10%に上がるときにつきましては、まだ指定管理者さんと詳細を詰めておりませんが、現時点では影響額、今82万4,000円というふうにお伝えをしましたけれども、現時点、5%から8%に上げたときに指定管理者さんの企業努力という形で据え置いていただいておりますので、現時点では影響額はないものと考えております。

○都野福祉保健部長

ただいま土橋委員さんからのお尋ねですが、82万4,000円増額した分は、これは指定 管理者が利用料金制度をとって指定管理者の収入となっておりますので、これは消費税 の申告において納税すべき額でございます。

以上です。

○土橋委員

そうなると、この82万4,000円というのはお上に納めるんだということ。

○都野福祉保健部長

最終的には指定管理者企業として、仮に受けた消費税と仮に払った消費税の差額を申告しますが、この82万4,000円は仮に受けた消費税ですので、その計算の中で処理をされるものと考えております。

○土橋委員

これは見ても大体わかるように、これは後からの話じゃから、わかりました。もうあなた方の体質というのがよくわかったということだけを申し上げておきたいと思います。

○河村委員

今この三島温泉のところでいうと、値上げをされていない、この410円のところですよね。ある意味でいえば値上げをしちょらんのやけ出さんにゃええんじゃけど、ほかのこう項目があるからわかりやすうここへ出てきたわけですいね。税抜き価格というのもどこかその辺のものとしてあるんなら、欄外にでもこう表示をしていただくと、多少こうわかりやすいかなと。ちゅうのは、ほかにもいろんなところで今回料金の値上げがあったわけですが、実際には10円未満じゃから条例いじらんでもええとこういうことにも当然つながっていますので、そのあたりのところはわかりやすい表示に努めるべきだとこう思いますが、いかがですか。

○松村福祉保健部次長

次の見直しがあればそうした表示に努めたいと思います。

討 論

○土橋委員

先ほど来から言っておりますように、本体価格をいらえば、理論的にはですよ、消費税を上げなくても済むということはおわかりだと思うんですが、わかっておられると思うんでね。なぜそういうふうなことが今回できないんだろうかと。例えば風呂の件にしても、82万4,000円なんちゅていうのは、上げたからといったって全部お上に持っていかれるわけでしょう。そこんところぐらいは少し考えてもらわんとやね、何でもかんでも上から言うてきさえすりゃもう、はい、わかりましたと。それは上に忠実なのもそれは公務員の皆さんはしようがないんかもわからんけども、一々食いついていくようで悪いけれどもね、そういうようなことを考えてみると、私は、少額だけどもそれを足していきゃ結構な金になるわけですから、そういうことを考えてみると、私は賛成することはできないということを表明します。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

②議案第72号 光市牛島診療所条例の一部を改正する条例

説 明:柏木健康増進課長 ~別紙

質 疑

○河村委員

事情はよく理解をできるんですが、今、牛島の診療所の例えばどの程度の方がかかっておられるか。週に1回にしようという話なんで、その診療報酬は今現状はどういうふうになっておるのか。

それから、看護師あるいは薬事務等について、ちょっとわかりやすく説明していただけますか。

○柏木健康増進課長

事務員が1名、看護師が3名で3名のうち2人が交代制で対応しております。指定管理者が牛島衛生組合で運営をしております。現在、週1回の平均受診者数でございますが、7.4人程度でございます。

診療報酬につきましては、手持ち資料がありません。指定管理の中で運営されております。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

○柏木健康増進課長

診療報酬等収入が270万1,541円、これは平成30年の速報値でございますが、そして支 出が356万5,301円となっておりまして、指定管理料は241万円予算計上しております。

○河村委員

ちょっとびっくりをしたのは、看護師が3人で2人は交代制だとこういうところがちょっとびっくりしたんですが、週に1回の要は開設でそんなに看護業務があるのかなと。 それから、薬については医者が持っていくということでええんですか。

○柏木健康増進課長

薬につきましては、牛島診療所に常備しておりまして、随時補充しております。薬事業務も医師の指示に従って、看護師が薬を分けたりします。診療の介助プラス、そうした薬の調整等や事務的なものもあわせて、医師の指示に合わせてやっていただいており、短い時間の中で行いますことから、2人体制で間違いのないように行っているところでございます。

○河村委員

注意をしてやって下さいよ。医者でなきゃできん話をその領域を超えてやるということはあり得ませんのでね。

それから、医師の要は給料についてはどういうふうになっているんでしょうか。

○柏木健康増進課長

医師については光総合病院から派遣いただいておりますので、そちらのほうで出していただいて、市のほうからは繰出金の中でその金額が支出されております。

○河村委員

通常の繰出金の中に医師手当については入っているということでいいんですね。島民が少なくなったとはいいながら、しっかり皆さん方お住まいですし、デイサービス等についても御利用いただいておりますし、ケアだけはしっかりやっていただけたらと思います。しかしながら、今のような指定管理制度を続けるのがいいのかどうかという問題を早目にこう整理をしていただいたらなと思います。牛島にとっては、組合でやることよりもできれば直営でしっかりケアをしていただくことのほうが恐らく望ましいんではなかろうかなとこう思います。これからどんどん減少していきますので、そのあたりのことについてはよく村の島の人たちと御検討いただいたらと思います。

以上です。

討 論

○土橋委員

消費税には反対をします。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

③議案第52号 令和元年度光市一般会計補正予算(第1号) [所管分]

説 明:山根福祉総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

④議案第54号 令和元年度光市介護保険特別会計補正予算(第1号)

説 明:松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○萬谷委員

それでは、大きな項目で三、四点、お願いいたします。

最近、ちょっとうちの周りでもちょっと気になるというか、まず就労継続支援の事業 所についてちょっとお尋ねいたします。

A型とB型とあるんですが、まずその違いを教えてください。

○山根福祉総務課長

就労継続支援の事業所、A型とB型の違いということでお尋ねをいただきました。 就労継続支援は、一般就労が困難な人の就労先として障害総合支援法に位置づけられ た障害福祉サービスでございます。

A型につきましては、一般就労は困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能な障害者を対象とした障害福祉サービスと御理解いただけたらと思います。

B型につきましては、一般就労や就労継続支援A型、先ほどのA型での就労に結びつかない障害者を対象とした障害福祉サービスということで違いがございます。 以上でございます。

○萬谷委員

それでは光市にある、この先ほどのA型、B型なんですが、事業所、それぞれ幾つありますでしょうか。

○山根福祉総務課長

A型、B型それぞれ4カ所ございます。 以上でございます。

○萬谷委員

そこで働く方々の人数等、あとその方々がどんな満足度を持っているか、どのくらい満足しているかというのがもしわかれば、そしてその上で何か行政としての課題がもしありましたらお示しください。

○山根福祉総務課長

まず人数でございますが、A型のほうでありましたら、身体障害が3人、知的障害が22人、精神障害が22人の計47人でございます。

B型のほうにつきましては、身体障害が7人、知的障害が62人、精神障害が23人の計92名の方が光市で支給決定をしておる人数という形になりますが、そういう人数でござ

います。

あと満足度の部分についてでございますが、利用の一定期間ごとにサービス利用に係るモニタリング調査というのをさせていただいておりますけれども、その報告によりますと、サービスの利用により規則正しい生活や体調管理を心がけるようになり、体調が改善したとか、仲間と働く喜びを感じ、サービスの利用を継続したいというような報告を受けておるところでございます。

あともう1点、課題についてでございますが、障害者の方々の中には健康管理、体調管理が難しく、短期間で利用をやめてしまう方がいらっしゃるというところが、各事業所において利用継続に向けた取り組みはされておるんですけれども、そういったところが課題であると認識しております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

それで、先ほどA型もB型も事業所4カ所ずつと言われましたけども、これはやっぱり事業所から見た、メリットという言い方は失礼かもしれませんが、利点とかそういうところはどういうところにあるのか。どうでしょうか。

○山根福祉総務課長

メリットという御質問でございます。

障害者雇用に積極的に取り組みたいという事業所さんにとっては、給付を受けることで障害のある方への充実した支援が提供できる体制を整えることができるんじゃないかというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

なるほど。そういう積極的に行いたいという事業所から見ればということですね。わかりました。

この就業支援の継続支援のA型は雇用関係を結んでいるということなので、給料ももらえるとは思うんですが、逆に利用料を払わなきゃいけないということも聞いております。その辺で平均的な額で結構ですんで、もしわかれば、もらう給料と払う利用額というふうでいかかでしょうか。

○山根福祉総務課長

もらう給料と平均的な額という御質問でございます。

就労継続支援A型につきましては、雇用契約に基づく利用となりますので、最低賃金の保障はされておるところでございます。給料につきましては、利用者の勤務実績に基づき支給されますので、利用者ごとに異なり、市においてはちょっと把握をしておらないところでございますが、当然、最低賃金は保障された額が支払われておるという認識

でございます。

平均的な額という御質問でございましたが、国のホームページ等で示されておる平均 的な額としましては、6万円から7万円というふうに聞いております。

あと利用料につきましては、障害者総合支援法に定められておりまして、原則として 給付費の1割を御負担いただくことになっております。ただし、上限額が定められてお りまして、課税世帯であれば3万7,200円というのが上限額、非課税世帯であればゼロ 円、利用者負担なしというところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。それでは、多少やっぱり少しはこう手元に残るケースのほうが多いのかなというふうに思われますね。今いろいろそういうところで法的にも厳しい状況に置かれているとは思うんですけども、これA、Bの事業所ともどもこう利用者というか、そういう障害者の方に対して、光市としては事業所が足りているのか、不足しているのか、その辺の御見解を。

○山根福祉総務課長

光市におきましては、事業所の定員にまだ余裕があるため、就労継続支援の利用を希望される方がサービスの利用ができないという状況ではないという認識でございます。 ただ、離職をされた障害者であったり、総合支援学校の卒業生を中心に利用のニーズが高うございますので、ちょっと推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

○萬谷委員

了解しました。その辺、本当見守っていただければと思っていますので、どうぞよろ しくお願いします。

ちょっと次に行きます。

ちょっと子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐために、最近聞くんですが、HPVワクチンですかね、光市の接種状況をよろしくお願いします。

○柏木健康増進課長

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、小学6年生から高校1年生に相当する年齢にある女子を対象に、平成25年4月に予防接種法に基づく定期の予防接種に位置づけられましたが、同年6月にワクチンとの因果関係が否定できない運動障害等がワクチン接種後に特異的に見られたと報告が蓄積されたことから、国民に適切な情報が提供できるまでの期間、積極的勧奨を差し控える旨の厚生労働省健康局長通知が発出されております。

そして、現在も引き続き積極的勧奨を差し控えているところでございます。

本市の接種状況でございますが、接種者につきましては、平成30年度の速報値で35名 という状況でございます。接種率は1%でございます。 以上です。

○萬谷委員

小学校6年生から高校3年生までというとお年ごろの女性といえばそうなんでしょうけども、35人、それは国がこの積極的な接種を推奨しないというところに、もう既に受ける人は少なくなってきてしまうのはわかるんでしょうけども、その副作用についてどのような症例が出るのか、そしてそれが光市でも過去に例があったか、お示しいただけますか。

○柏木健康増進課長

副作用につきましては、体の痛みであるとか、嘔吐とか、そういった症状が出たり、 人によっては重い後遺症として運動障害が残るとかいうことも報告されておりますけれ ども、光市につきましては、現在のところ副作用の報告はございません。

○萬谷委員

了解しました。これにつきまして、僕もいろいろインターネット等で調べても、やっぱり賛否両論なんですね。大人になって見つかりにくいがんが多発しているのです。それを抑えるためにも、これは必要なんだというドクターもいますし、いや、今の時点では打つべきではないというドクターもいっぱいいます。そういう意味では厚生労働省も難しい問題とは思いますけども、国の判断を待つしかないと思いますし、しっかりその辺の情報を収集いただいて、できればこれでかなりの、副作用のことを考えなければかなりの子宮頸がんを防げるとも聞いておりますし、もしよろしかったら、いいですよ、国の推奨を待つで構いませんけども、昨年度35人打ったという方たちの状況もしっかりと見ていただければと思っています。

それでは、ちょっと違う観点で、私、一般質問で日照時間のことを聞いたんです。答 弁される部長さんはちょっと違ったんですけども、健康的なところから日光浴のメリッ ト、デメリット、もし見解がありましたらお願いします。

○柏木健康増進課長

日光浴のメリットでございますが、これは光、赤外線、紫外線の効果で心と体を健康にするということがあります。この地上に降り注ぐ太陽の光は見るだけでも健康がありまして、光を朝浴びることによって体内時計が動きます。目から入ってきた光は、またアルコール依存や、うつ改善に期待できるセロトニン神経を盛んにする効果もあります。

日光に含まれる赤外線は、体を温めて血行をよくして新陳対処をアップしますし、しみやそばかすの原因として避けられがちな紫外線には、ビタミンDの合成を手伝う作用があります。

カルシウムの吸収を助けるビタミンDは、くる病や骨粗鬆症に有効でありまして、最近の研究では、インフルエンザの予防や、がん予防にも効果的で糖尿病や高血圧リスクも下げるということがわかっております。

逆に、日光浴のデメリットとしましては、紫外線を浴び過ぎると健康に悪影響があることです。急性傷害としては、日焼け、紫外線角膜炎、免疫機能低下などがありますが、慢性傷害としては、皮膚ではシワやシミ、日光黒子、良性腫瘍、そして日光角化症や悪性黒子などの、いわゆる前がん症、そして皮膚がんなどで、眼におきましては、白内障や翼状片などの健康被害を及ぼします。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。確かに日焼けもするし、あんまり日に当たると皮膚がんになるよといって昔からも私もちっちゃいころ言われたもので、最近ちょっと日に当たるの控えようかなと私も個人的には思っているところでございますが、日照時間、長さ、そして日光浴のメリットのほうもよくよくこう光市の長所としてアピールできたらいいなと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

これも、次も一般質問の続きなんですけども、教育長からの答弁です。未来のパパママ応援事業について、福祉保健部とも連携してやっておりますという答弁をいただきました。そのパパママ応援事業につきまして、私が一般質問で言いました、出産についてのいろんなリスク等もそこで教えているのかという観点から、ちょっとパパママ事業についてちょっと全体的に教えていただければと思います。

○西村子ども家庭課長

こんにちは。それでは、萬谷委員さんの未来のパパママ応援事業について目的を御説 明いたします。

市内の中学校3年生、5校を対象に、乳幼児との触れ合いを通じて、命を大切さを学び、親への感謝の気持ちや自己肯定感を高め、将来親となることを肯定的に捉えること により豊かな人間形成及び成長を促す事業でございます。

事業は5つのカリキュラムがありまして、1つがオリエンテーション、命の授業でございます。こちらでは、おっぱい都市宣言について中学生に御説明すること、それと命の授業ということで、助産師さんより、命の始まり、命のつながり、生命の宿る様子や胎児の成長など、神秘性や大切さを伝え、望まない妊娠や性感染症などについての説明をし、正しい知識をお伝えいたします。妊娠適齢期や若年妊娠のリスク、身体的、経済的、社会的なことなどについても説明しております。

次に、2つ目ですが、赤ちゃん講座といたしまして、市内の2つの産科病院に御協力をいただきまして、妊婦体験や人形を使って赤ちゃんの扱い方など実習形式で行うものと、それと新生児室を見学し、人形とは違う赤ちゃんの温かみや命の重み、誕生の喜びを学びます。

3点目が、赤ちゃんふれあい体験でございます。こちらは子育て家庭が学校に出向き、中学生が実際に赤ちゃんを抱っこしたりあやしたりすることで、可愛いらしさや育児の楽しさ、大変さを体験いたします。赤ちゃんの保護者からは子育てに関する話を聞くことで親の気持ちや愛情を感じていただけます。

4点目が、園児との交流でございます。中学生が近隣の保育園や幼稚園等を訪問し、 園児と交流を行います。

最後の5点目でございますが、こちらは体験の振り返りといたしまして、今までの一連の事業を振り返り、本事業の学びを深めると、こういうようなカリキュラムでございます。

以上です。

○萬谷委員

最初に、中学校3年生ですかね、を対象にといいますか、これは全市内中学生と理解 してよろしいでしょうか。附属中学校も含めてですね。それと男女も全部ですか。そこ ら辺を。

○西村子ども家庭課長

中学校は、附属中学校を除く市内市立中学校でございます。 男女はともに学びます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。できれば附属中学校もまぜてもらいたい気持ちはあるんですけども、 その辺のあたりはちょっとまた頭の片隅に入れておいていただければと思います。

一般質問の中でも言いましたけども、このやっぱり高齢出産の初産という部分のリスクは本当にあるんです。そこはやっぱり知り得るきっかけというのがどうしても必要だと思いますし、そこは男も女も関係あるんだというところもしっかりとちっちゃいころから頭の中に入れてもらうというのが大事だと思っていますので、そのあたりも含めてよろしくお願いしたいと思います。

知っていて選ぶんならいいんです。晩婚するとかそういうのを、晩婚とかも知っていて選ぶんならいいんですけど、知らずにちょっとそうなると躊躇もありますので、ぜひさっき言ったように、中学生相手なのであんまり早く妊娠しちゃいけませんよというほうは言うかもしれませんけども、やっぱり高齢出産のほうもしっかりと取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

最後の項目です。

これもちょっとあれなんですが、児童虐待について、光市で危険だった状況はあるのか、ちょっと本会議場ではなかなか詳しく聞けなかったので、そのあたりちょっとお願いします。

○西村子ども家庭課長

事案で特定される場合がございますので、具体的な例はお答えできませんけども、身体的虐待やネグレクト等で子供の命が危険で重篤と判断し、児童相談所へ通告し、その子供を一時的に保護した事例はございます。

以上でございます。

○萬谷委員

たくさんあるんでしょうか、それとも一桁台とか、その辺は。

○西村子ども家庭課長

具体的な件数はちょっとお答えできませんけど、数件ございます。

○萬谷委員

確かに児童相談所が保護するというのも、これも前にも言いましたけども、こうたくさん批判があったりするんですね。児相がばっとこう連れて行くのも、連れていかれたほうからすればそんなことはないちゅう感じで、そういう批判もいっぱいあるんですけども、やはりその辺も光市も、前も言いましたように、何もなくてよかったじゃんというところの雰囲気を醸し出してもらいたいというふうに思っております。

最後に、ちょっとこれ、こんなこと聞いて良いかわかりませんけど、通報された側としては、例えば、僕じゃないですよ、通報された側の人としては、誰が通報したかやっぱり気になるんですね、どうしても。基本は明かさないと、絶対にもう100%明かさないんだというふうに言いますけども、それでも例えば隣の人が虐待しているんじゃないかと僕が通報したときに、こっちから僕が疑われるということもある、あいつじゃろうなというような感じがあるんです。その辺の配慮はありますか。

○西村子ども家庭課長

児童虐待の通告に関しましては、委員さん仰せのとおり、通告された側の方から通告者は近所の方かとか、保育園なのか、学校なのかというようなことをあれこれこう詮索される方がおられます。一般的には、保育園や学校といった子供と日常的にかかわるところは、特に親との関係を崩したくないと思ったり、暴力的な相手であれば仕返しが怖いといった、いろいろな背景がございます。しかしながら、児童虐待防止等に関する法律の第7条の規定でその職務上知り得た事項であって、当該通告を特定されるものについてはこれを漏らしてはならないという法律がございます。相手に対して対応はケース・バイ・ケースでございますが、危険と判断したケースにつきましては、警察等と連携をしながら最新の注意を払っておりますので、情報は漏れることはございません。以上です。

○萬谷委員

了解しました。本当に情報が漏れることがないというのがもう第一条件だと思います ので、そのあたり、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本当、子は宝というほど、やっぱり自分の子供でもあり、地域の宝でもあり、国の宝でもあると思っておりますので、一人でも不幸な子供が少なくなることを祈っておりますし、皆様の御対応、大変だと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○磯部委員

1点だけちょっと確認をさせていただきたいところがございます。

福祉分野というのは、非常に多岐にわたる幅広い事業を展開していらっしゃいますので、これはどうかという質問というよりも、私も一般質問の中でシニア世代のこの取り組み、活躍、生きがい対策やまた予防の視点ということで、非常にこれから大切になってくるというふうに思っておりました。市民部のお答えは時間の関係でいただいたんですけれども、今後、福祉の視点でこのあたりの取り組み、先ほど同僚議員もおっしゃいましたけれども、児童虐待のそういった面にもつながるし、さまざまな面で経験を生かされた方たちが福祉分野にかかわるというのは、今後、大変大切なところでもあるのかなと思いまして、そのあたりの視点について方向性についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○松村福祉保健部次長

一般質問の関連ということで、シニアの世代の活用、活躍についてということでお尋ねをいただきました。

福祉の部署の中での取り組みにおきましては、ファミリーサポートセンターでございますとか、介護支援のボランティアポイント事業、それからまた、市内4地区でのコミュニティーエリア単位で実施しております生活支援体制整備事業などで高齢者、シニア世代の方に大変多く活躍をいただいております。こうした取り組みの中でそうした方々に活躍していただけるということは、大変ありがたく理想的なことであるというふうに考えております。直接バンクというところになるわけではございませんけれども、福祉に関連したこうした取り組みの中でシニア世代の方が、知識であったり能力であったりの活用が広がっていき、将来的には地域づくりのような活動へと発展するというきっかけになればというふうには考えております。

以上でございます。

○磯部委員

なかなか難しいところではあるんですけれども、やはり多くの声を私聞きますので、そういう人材をどう生かすかというのは、やはり福祉だけの分野ではないと思っておりますので、町全体の中で各地域との連携というのがこれは不可欠だと思っておりますし、いろんなところで経験豊かな方がいろいろな視点で取り組んでいただくというそういう手を差し伸べていただくというのは、特に福祉分野には必要なことではないかと思っております。今後、地域包括ケアシステムの確立に向けてこのあたりを積極的に方向性を構築して体制整備をしていただきたいということをお願いを申し上げまして、終わります。

○森戸委員

何点か質問させていただきます。 戦没者慰霊祭の最近の動向、人数、参加者がわかればお願いをいたします。

○山根福祉総務課長

最近の参加者、戦没者追悼式ということでございますが、昨年度につきましては164 名の御参加をいただいております。

○森戸委員

最近の動向ということで。

○山根福祉総務課長

おおむね170名前後で推移をしておるところでございます。

○森戸委員

毎年出ているんですが、減少傾向だろうと思うんですよ。その辺はどうですかね。

○山根福祉総務課長

なかなか御高齢の方が多いものですので、減少傾向ではございます。

○森戸委員

数自体は、主要施策の成果を見れば出ていると思うんですけれども、何でやっぱりこんな質問をするかというと、節目なのでちょっと質問させていただくんですが、御存じのとおり、きのうが沖縄慰霊の日ということでありました。この沖縄慰霊の日というのは、1945年に4月1日にアメリカ軍が沖縄本島に上陸をして本格的に開始をされた沖縄戦は、第32軍司令官の牛島中将を初めとする司令部が自決をした日をもって組織的戦闘が終結したとされております。それが6月の23日ということなんですが、本土防衛の最前線として20万人を超える犠牲者を出したと言われておりまして、今も慰霊の碑に名前が刻まれております。壮絶なその沖縄戦から74年を迎えるということで、当時、沖縄の民間人は4人から5人に一人が命を落としたというふうに言われております。テレビでも特集も減って、マスコミの取り上げ方もだんだん少なくなって、今の戦没者慰霊祭も徐々に徐々に高齢化で減ってきておりますし、遺族会自体の組織も縮小傾向にあります。そういった中で戦争の悲惨さを引き継ぐ機会が徐々に失われてきておりまして、このままでは危うい方向に向かっていくんではないかなというふうに危惧をしております。平和を伝えていく機会をどのように創出をしていくのか、どのように伝えていくのか、その辺のところがあればお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○山根福祉総務課長

今後へのというところの御質問でございます。

光市の戦没者追悼式につきましては、次世代にということで随分前から司会につきま

しては光高の放送部の方、あと献花につきましては、市内3校のJRCの部員さんに御協力いただいており、また次世代にということで市内の小学校、中学校、高校の校長先生にも御案内状といいますか、招待状を差し上げまして、可能な限り御参加いただいているという形で、その後、学校教育の中で次世代にということでのつながりをつくっていただいておるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

そうなんですが、その戦没者の慰霊祭のときぐらいしかその動きが見えないんですね。 それ以外に年間を通して平和を伝えていくような機会とか、そういうものは何かござい ますかね。

○山根福祉総務課長

平和を伝えていく機会というところでございますが、例えば光井小学校では8月頭ぐらいに、悠久の碑のところで、平和学習を登校日にされているというふうなこと、そういうものも各学校でやられておる、また、そういう碑をお持ちの高校、学徒動員を出したところではそれぞれ慰霊の会を催されておるという認識はございます。ただ、あとその後、学校教育の中でというものは、なかなか私どもが主体となってというのが現時点では薄うございます。

以上でございます。

○森戸委員

戦没者の慰霊祭にも毎年参加をさせていただいておりますけれども、だんだん参加者も少なくなってきて、本当これで大丈夫かなというふうに率直に思います。3月の委員会でも、平和市長会議の活用とか、その中にある原爆の派遣、巡回展ですかね、そういった提案もさせていただいておりますので、今ある既存の分だけでは私は不十分だと思いますので、真剣に考えていただきたいなと思いますので、ほかの所管のところもあろうかと思いますけれども、積極的に働きかけて機会の創出をぜひお願いをしたいと思います。

次に行きます。

公立幼稚園についてお尋ねをいたしますが、公立幼稚園について今年度の児童数及び 入園者数がわかれば教えてください。

○西村子ども家庭課長

公立幼稚園、やよい幼稚園の在園児童数でございます。5月1日時点で3歳児が7名、4歳児が6名、5歳児が7名の計20名でございます。

○森戸委員

近年の動向がわかれば、3園だったときと昨年と比べてぐらいがわかればお願いしま

す。

○西村子ども家庭課長

平成25年が3園の最後のときでございまして、このときが41名、それと29年度が33名、一つになってから30年度が29名、そして今年度が20名ということでございます。

○森戸委員

人数を見ていくと、非常に厳しい状況にあるといいますか、今年度が7人でしたかね、 入られたのが、ですから3年保育になった状況でもこの人数の動向ということなんです が、これ対象の校区があると思うんですが、三井、上島田、周防で対象の人数というの はどのぐらいになりますかね。

○西村子ども家庭課長

校区が、今委員さん仰せの小学校区でいわゆる島田中学校区になります。こちらが3歳が、4月末の数字でございますが、3歳が99名、4歳が101名、5歳が99人、合計299人ということで一学年約100人ということでございます。

○森戸委員

非常に厳しい状況だなと思いますが、その辺のところは今後については何かお考えというのがございますかね。

○西村子ども家庭課長

公立幼稚園の役割といたしまして、平成26年の3月に公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針ということで3つ機能を上げております。1つが、市全体における幼児教育・保育の量的な補完機能、2点目が、幼児教育・保育質の向上のための研究的機能、そして3つ目が、子育て家庭への包括的相談支援機能ということをしております。本市としては、2点目、隣が三井小学校と隣接しておりますので、そういった幼小連携といった幼児教育・保育の質の向上のための研究的機能を強化して選ばれる幼稚園になるよう努力してまいりたいと考えております。

○森戸委員

それはわかるんですが、実際にはなかなか選ばれていないといいますか、そういう状況だと思うんですが、その辺はどのように分析されていますか。

○西村子ども家庭課長

保護者の方が働く方もふえておりますので、保育園を選ぶ方、また児童数の多い私立の幼稚園に行きたいとか、そういったさまざまな御意見がございますので、なかなかその辺で特色を出していくしかないかなというふうに考えております。

○森戸委員

光市では小中一貫、ひかり学園でしたかね、という取り組みが小中一貫ということでは取り組みがあるんだろうと思うんですが、その中に幼稚園は組み込まれていますか。

○西村子ども家庭課長

教育委員会の所管になるので、ちょっと私のほうでは存じ上げていません。

○森戸委員

ちょっと私も確認はしておりませんが、現在、三井小学校に隣接した形でありますから、要は公立幼稚園のメリットといいますかね、そこをどう生かしていくかでしかないんだろうと思うんですが、一つは附属幼稚園、そこまで言うとあれですが、そういう形で生き残っていくしかないのかなと思いますが、その辺のところはいかがですかね。

○西村子ども家庭課長

今現在も三井小学校と隣接しておるメリットというのがございまして、例えば幼小連携になるんですけれども、三井小学校から平成29年度に教員1名をやよい幼稚園のほうに研修、1年間ほど研修に来ていただきまして、円滑な接続がいくようなそういった勉強をさせていただきました。

また、平成30年度には県の教育委員会のほうになりますけれども、つながる子どもの育ち大会ということで三井小、やよい幼稚園、浅江東保育園で公開保育授業等をやって、お互いに小学校・幼稚園を行き来できるようなそういった取り組みを行っておりますので、子供たちにしたら、やっぱり小学校に上がるときに何かかなり小1プロブレムというかなりのストレスを感じるようなんですが、ここのやよい幼稚園に至っては、もう日ごろから顔を見合わせているのでそういったものがないというふうに聞いております。

○森戸委員

なら、その辺のPRが足りないんじゃないですか。

○西村子ども家庭課長

おっしゃるとおり、ちょっとPR的なものが足りないと思います。それで現在そういうことでPRするということで、今年度、園庭開放のPRチラシを通園区域の未就園児に配付するような取り組みを検討しております。

○森戸委員

実際のところは本当危機的状況じゃないかと思うんですが、せっかく3年保育にして パイを広げたにもかかわらずこの状況というのは、本当大丈夫なんですかね、もう一度 お尋ねしますが。

○西村子ども家庭課長

少子化が急激に進んでおりますので、今後、やよい幼稚園がどのようにして存続するか、そのため、幼稚園のみならず認定こども園、そういったものも含めてちょっと研究をさせていただきたいとこのように考えております。

○森戸委員

深刻な状況だと思いますので、真剣にお考えを検討をしていただけたらと思います。 以上で終わります。

○大田委員長

引き続き委員会を続行いたします。

その他所管事務調査を続行いたす前に、執行部から議案第 72 号の河村議員からの質 疑について訂正の申し出がございましたので、これを許可します。

○柏木健康増進課長

議案第72号の河村委員の牛島診療所の指定管理料の回答におきまして、241万円と申し上げましたが、戻入が140万円ありましたことから、最終的な決算ベースでは、101万円となっておりますのでおわびして訂正させていただきます。

○大田委員長

訂正については以上の通りでございます。

この件については採決が終わっていますので、このまま続行いたします。 その他、所管事務調査・・・

ての他、所官事務調査・・・

○河村委員

戻入が140万円というのは何の話をされたのか。

○大田委員長

暫時休憩します。

•••••••• 顔••••••

○大田委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

○大田委員長

暫時休憩といたします。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員長

休憩前に引き続き委員会を続行します。

この件について、採決は終わってますので、このまま続行したいと思います。よろしくお願いいたします。

○河村委員

そういう采配をされるというんであれば、動議を出したいと思います。

答弁の大きな変更事項に該当しますから、質疑の議事録への添付とそれから採決について求めたいと思います。

○大田委員長

皆さんにお諮りしたいと思います。

今、動議が出ました。

それについて、再審査をという動議が出ましたので、皆さん、どのようにお諮りした らよろしゅうございますでしょうか。

○大田委員長

再審査についての、賛成の方の挙手を願います。

○大田委員長

賛成、挙手少数にて。

休憩します。

••••••••• 憩••••••

○大田委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

ただいまの動議が出ました。それに賛成の方の挙手を願います。

挙手少数につき、これを否決します。

賛成少数により、再審査については、行わないことが決定いたしました。

改めてその他で所管事務調査を続行します。

ありませんか、どなたから。

○森戸委員

それでは質問をいたします。

子ども食堂の活動についてお尋ねをいたしたいんですが、子ども食堂の活動については把握をしていますでしょうか。どのような活動で、どのぐらいの子供さんが来ていて、

光市内では1カ所やられているということなんですが、何かつかんでおられますでしょうか。

○西村子ども家庭課長

現在、本市で子ども食堂として活動されておられるのは、平成29年度8月からだと思いますが、アゴラ子ども食堂、市民ホールの中にある1カ所でございます。運営はソロプチミスト光でございまして、毎週木曜日の17時から18時、対象を市内の小学校に通う児童としております。定員は15名で予約制で料金は300円でございます。

その利用の実態でございますけども、島田地区の数名の小学生が利用していると伺っておりますが、詳細については把握しておりません。

○森戸委員

各地でこういった子ども食堂さんに対していろんな支援があると思うんですが、具体的には子ども食堂さんから何かこういうふうに支援してほしいとか、そういった話は来ているんですか。

○西村子ども家庭課長

特には、支援、こうしてほしいとかという要望はございませんが、こちらからさまざまな情報とかは提供しております。

○森戸委員

私、一般質問でフードバンクについて質問をいたしました。フードバンクは、一般質問でお聞きのとおりだとは思うんですが、要は食品のロスの削減という意味合いと結果として貧困対策という側面もあります。私としては積極的にフードバンクのポストを設置をして食糧を集めて必要なところに持っていくということが求められていると思いますが、福祉の所管として、こういったフードバンクについて調査をしているのかどうか。また、私は連携をしていくべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○西村子ども家庭課長

フードバンクについては情報を、NPO法人フードバンク山口というのが一つございますが、情報は収集しております。また、先ほどの子ども食堂アゴラに対してもこういったものがございますという情報とかを提供しております。

また、そのフードバンクポストにつきましては、環境政策課とも今後研究していきたいとこのように考えております。

○森戸委員

ぜひお願いできればと思います。周南地域でも2カ所、7月以降に設置されるとも聞いておりますし、大手のスーパーに山口市内のスーパーに行ってきたんですが、地場資本の上場企業ですけど、要は食材とか余ればそこのお店に直接子ども食堂さんが取りに

行くとか、そういう状況になっていますので、山口まで取りにいくというのは当然できないでしょうし、まずはこう光に1カ所できるとそういう流れになってくるのかなと思いますので、それを誰が設置するかが一番のポイントだと思います。自治体が設置している事例もあれば、社協さんで設置する事例も防府市にはありますので、引き続き情報収集と調査の研究をお願いをしたいと思います。求められていると思いますので、ぜひよろしくお願いできたらと思います。

次に行きますが、市民の熱中症対策についてお尋ねをいたします。

近年の救急搬送とか患者数、亡くなられた方の動向、また気候の動向等はどのようにつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○柏木健康増進課長

熱中症による患者数等は、光地区消防組合の市内熱中症傷病者搬送数での把握となります。昨年度の速報値で申し上げますと、搬送者数は37名で死亡が1名ございました。 平成29年度は、搬送者数が27人で、死亡はございませんでした。28年度は、36名の搬送者数で、2名の死亡という状況でございます。

気候の動向等、全体的な把握は数値として持ち合わせておりませんが、年々やはり気温が高くなっており、また屋内での熱中症というものもふえているように感じております。

以上です。

○森戸委員

光市の統計によれば最高気温の動きを申し上げますと、平成21年が33度だったのが、30年、昨年ですね、が35.4度で、21年の最高気温を下回った年というのはありませんでした。最も暑かったのは29年の35.9度で、もう一つの数値として、21年の最高湿度が97.7%だったんですが、30年は99.9%ということで、この10年の気温の上昇はとまらずに非常に湿度も高いということで、相当厳しい気象状況なのかなと思います。体力がない子供、高齢者の方、ここに対してどういうふうな対策をとるかというのが一つポイントだと思いますので、この熱中症対策については、光市としてこれまでにどういう取り組みをされてきたのかお尋ねいたします。

○柏木健康増進課長

熱中症対策の取り組みとしましては、市民への周知、注意喚起というのが一番になろうかと思います。具体的に申し上げますと、市の広報に昨年度では6月25日号において、あなたの健康プラスアップのコーナーで熱中症の予防と応急手当のポイント、そして平成30年8月10日号において表紙で、熱中症から身を守りましょうということで、熱中症の予防等応急手当のポイントと市内の熱中症傷病者の搬送数、その7月31日現在の速報値を光地区消防組合からの情報を得て掲載しております。あわせて、市のホームページに環境省の熱中症の予防と応急手当のポイントのPDFを掲示するとともに、関係機関にリンクできるようにしました。

また、昨年度は7月豪雨災害が発生して、暑い中、屋外での復興作業を行うために、新たに防災メールにて7月21日、7月22日に熱中症予防について周知いたしました。

また、啓発用リーフレットの配付を7月豪雨の災害時に社協のボランティアセンターにおいて配付すること、また検病調査や被災者宅の家屋消毒実施時にリーフレットを戸別配付いたしました。

そのほか、健康教室、シルバー人材センター等での研修会時に配付しております。

消防組合においても、ホームページでの周知や消防組合による広報車での注意喚起が 行われるなど、消防組合ほか関係機関と連携して啓発強化に努めているところでござい ます。

以上です。

○森戸委員

啓発はしっかりされているのかなとは思いますが、実際に28年でお二人、昨年がお一人ですかね、亡くなられているという現状がありますので、私はもっと何らかの取り組みが必要なのかなと思います。県内の動きで見てこの熱中症対策には、健康増進の部門だけではなくて環境とかいろんな部門がかかわっていろんな取り組みをされている事例があります。

ちなみに、宇部市さんでは「まちなか避暑地」ということで、民間施設とか公共施設を市民の皆さんに利用してもらうことで、暑いときに快適な生活を支援をするとともに、各家庭の節電とか人々が集うことで町なかの活性化を図るということで「まちなかの避暑地」というものを開設しています。具体的にいうと、大手のスーパーさんなんかの休憩スペースとかを活用して町なか避暑地ということで設定をして、無料のお茶とか水があるというような熱中症予防モデル事業というのを展開しております。そういうふうな大型の商業施設だけではなくて、こちらでいうとコミュニティセンターを開放したりとか、クーラーを設置をして湯茶を出すというような対策もやっているところがありますので、こういった熱中症の予防のモデル事業を展開してみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○柏木健康増進課長

健康増進課部門だけでなくて、経済部であるとか環境部であるとか、こうした連携を 図ってやることであろうかと思いますので、いろいろ研究してまいりたいと思います。

○森戸委員

気温も年々上がっていますし、湿度も非常に厳しい状況にありますので、熱中症ゼロということで、人の命が亡くなっておりますので、私はもうちょっと積極的に啓発だけではなくてそういう対策も必要なのかなと思いますので、ぜひ今からも暑い時期を迎えますのでよろしくお願いできたらと思います。

最後になりますけれども、受動喫煙の防止ということでお尋ねをいたします。 2018年の7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立をして、2020年4月1日より 全面施行ということになっております。要は、マナーからルールへと変わるわけなんですが、2019年この7月からは行政機関は原則敷地内禁煙というような流れとなります。 光市の対応はどのような対応なのか、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○柏木健康増進課長

委員仰せのように、本年7月1日から、学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関において原則敷地内禁煙を実施することになっておりまして、関係機関への周知については、本年2月に県所管からの通知により周知が図られております。

本市の行政機関に対しましては、本年3月及び6月に庁内掲示板に掲載し、周知を図るとともに、特定屋外喫煙設置場所の設置に関する相談等を受け、必要に応じ、県、所管課に問い合わせ等を行うなど連携を図りながら、法改正に伴う受動喫煙防止対策が適切に進めていけるように努めているところです。

また、市民への周知については、市ホームページに受動喫煙の防止について、県及び 厚生労働省とリンクした内容を掲載しまして、周知を行っているところでございます。

そして、7月1日から市の公共施設の実施といいますか、予定でございますが、第1種施設のうち3カ所は原則敷地内禁煙として、特定屋外喫煙所を設置するように調整しております。第1種と申しますと、市役所、教育委員会、あいぱーく光の3カ所になりますが、市役所については、今現在2カ所あるものを1カ所にして特定屋外喫煙所を設置する方向で調整中ということを伺っております。

もちろん教育委員会もそうですし、その他の第1種施設、学校、保育園、幼稚園というものはこれまでに敷地内禁煙を実施しておりますので、継続実施することとしております。

以上でございます。

○森戸委員

市役所等はわかりました。教育委員会はどうなっているんですかね。

○柏木健康増進課長

教育委員会も特定屋外喫煙場所を設置する方向で調整中と伺っております。

○森戸委員

他市の動向がわかりますか。何カ所かの自治体では、原則じゃなくて敷地内禁煙そのものもやるところがあるんですが、その辺等の考え方の違いというんですか、その辺がわかれば。

○柏木健康増進課長

申し訳ありません、県内のものを持ち合わせておりませんが、近隣に伺ったところによりますと、市によって全く着手していないこれからだというところと、もう完全実施に向けて動いているというところとありまして、随分、温度差がございます。

○森戸委員

健康増進法が改正をされて、行政機関は原則敷地内禁煙という、原則敷地内禁煙というところがポイントだと思うんですけど、他市の事例で見ると、柳井市は8カ所ある、市役所ですけどね、8カ所ある部分を全て敷地内禁煙と、阿武町も敷地内禁煙、上関町も敷地内禁煙、和木町も敷地内禁煙というような19市町のうち4つ程度の町が、原則というか敷地内禁煙になっているという状況であろうかと思いますので、今後どうするかも含めて、いろんな立場があろうかとは思いますが、法律の趣旨にのっとった形をとっていくべきかなと思いますので、よろしく御検討をお願いできたらと思います。

以上で終わります。

○畠堀委員

風疹に関する追加的対策ということで、これ3月の委員会のときにも伺いました。大体どんな方が対象で何人がいるという話を聞いたんですけども、今年度に入りましてもう3カ月たっておりますが、これの具体的な取り組みについて何かスタートしていることがあったらお伺いしたいのと、今後の予定として何か決まっているのであればお知らせいただけたらと思います。

○柏木健康増進課長

風疹に関する追加的支援の取り組みでございますが、今年度のこれは対象者が昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性で、本市では3月1日現在のものでありますが、5,557人が対象であります。

また、3年計画で段階的に行うために、今年度事業対象者は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性2,457人が対象でございます。

また、次年度対象者も希望すれば今年度接種等、実施が可能となっております。

実施の流れでございますが、これは市から無料クーポンを対象者に送付しまして、今年度で申し上げますと、5月23日に無料クーポンを発送して、それが届き次第、医療機関等で抗体検査を実施いたします。そして抗体検査の結果、抗体価が基準に満たない者を対象に風疹の第5期定期予防接種を実施することとなっております。

今年度の取り組み状況は、少し重複しますが、4月23日に光市医師会で事業に関する説明会を実施しまして、円滑な実施に向け周知を図り、5月21日に市内医療機関に実施に係る依頼文書を配付するとともに市ホームページに掲載いたしました。先ほど申し上げましたように、5月23日に本年度の対象者に無料クーポン券を発送し、届き次第利用できることを明記しております。広報ひかりにおきましては、4月25日号、6月号に掲載し、周知に努めております。そのほか、4月以降、県の作成したリーフレットを育児相談等あらゆる場面で配付している状況でございます。

ちなみに次年度以降の対象者で希望された方は、現在のところ、6人いらっしゃいま した。

以上でございます。

○畠堀委員

今年度の申し込みの中に次年度の方が6名おられたということですけども、今年度、 今のところ申し込まれているのは何人申し込まれているんですか。

○柏木健康増進課長

1カ月分まとめて翌月医療機関から請求という形となりますので、まだ把握できておりません。

○畠堀委員

3月に伺いまして、きちんと計画立てて取り組んでいただいているということで、そこのあたりには敬意を表したいと思います。ただ、今教えていただいた年代層そのものについて、考えていただいたらわかりますけども、やはり社会の中で中心となっている年代層でございます。職場においてもどこにおいても中心的になっておられて、なかなか御自身の認識として薄いんではないかというふうに思っております。実際、私の身の周りの方からも、この風疹に関する対策について、どうなっているんだろうかというような問い合わせが何件かあったぐらいで、実際に対象となっていてもなかなかそのあたりまで認識が深まっていないんじゃないかなというふうに思います。やっていただいていることは十分理解しておりますけども、もう少し違う角度から、例えば商工会議所とか経営層からもそういった働いている方の予防に向けて取り組んでもらうだとか、やはり幅広い観点から取り組みをぜひお願いして、認識を高めてもらうということが大事ではないかと思いますので、せっかく光でこれだけの予算を組んでいただいておりますし、対象者も把握していることですから、なるべく100%に向けての取り組みを改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

それから、もう1点、もう1点は保育士等の就労促進給付金事業のことなんですけども、こちらについては、昨年に引き続いての取り組みというふうに理解しております。これ市内の私立保育所の保育士が対象となるわけですけども、現在、市内の私立保育所の保育士の状況についてどのように把握されて評価されているのか、教えていただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

現在、私立の保育園の正職員は78名、公立が19名で合計97名でございます。私立の正職員の人数は今この数値をここ数年継続しております。

以上です。

○島堀委員

この給付事業については、記載してある事項によりますと保育士等の確保ということが目的になっているわけですけども、そういった観点から、この事業そのものの評価と

してどのように捉えられておられるか、お伺いしたいと思います。

○西村子ども家庭課長

まず、この事業が保育士等の確保を図ることと市内への定住を促進するということでございまして、平成28年度からスタートしまして、ことしの申請分も含めて全体で45名の方が本市のほうに新たに就職されております。そのうち退職者が6名ということでかなりの率で、まだことしの採用分はまだちょっとあれなんですが、過去3年分で見ると、平成28年から30年度までで33人給付したんですが、いろいろな事情で6名がやめられておられますので、27名が歩どまりされているということでございます。

○畠堀委員

確認なんですけど、もう私立の保育士の先生方については78名がここ数年推移しているということで、78名で落ち着いているんだと思うんです、そのうちの過去3年間で45名の方がこの制度を使われたというふうなことでよろしいんですか。

○西村子ども家庭課長

済みません。過去3年じゃなくて28年度から30年までが33名と今年を入れて45名で、4年間で45名ということでございます。

それでこの事業を利用して、この事業で給付した方で退職したのが6名で、ほかの退職分はこれにカウントしておりません。

○畠堀委員

極端な話をしますと、78名が定数ずっと推移しておる中で、45名入ったけども、45名は何らかの形でやめたというふうに理解してよろしいんですか。

○西村子ども家庭課長

その保育士さんのさまざまな事情により退職された方がおられるということです。

○畠堀委員

世の中一般で言うように、保育士さんの定着率は低いんだというのがまさにここに出ているのかと思いますが、それにしてもちょっと極端な数字かなというふうな思いもあります。その他への評価をしっかりしていただきまして、せっかくつくった制度ということで、これまで45名の方がおられるし、今年度もこうして事業を上げておりますので、所期の目的が達成できるようにきめ細かなフォローをぜひお願いしておきたいと思います。

以上です。

○河村委員

一般質問の中で介護支援ボランティアポイント事業の話がありました。2グループ23

人ということで余りこうふえたりしていないんですが、何かお考えのところがありますか。

○松村福祉保健部次長

介護保険ボランティアポイント事業でございます。在宅系のお話であろうかと思いま す。

確かに2グループ23人ということで、まだ決して多い数字というふうには思っておりませんが、どうしてもボランティアにかかわっていただく方のグループで、行かれるお宅をあらかじめ決めていただくという必要がございます。このあたりでそれぞれのグループとボランティアを受ける方のつき合いであったりとか、そういったところもございますのでなかなかこちらから一概にお願いするというふうなわけにはいきませんけれども、いろいろなグループに対してこういった取り組みを進めてみてはどうかというような声かけについては、これまでもさせていただいておりますし、これからもさせていただこうと考えております。

○河村委員

私んところでは、自治会館をつくっていきいきサロンをずっと展開をするようになって、結構、独居を初めとして、結構、御年輩の方がたくさんこうお集いになるようになったんですいね。で、もうちょっとこう的を絞って、家でやるのもええんですが、やっぱり外へ出る行為は結構大事な行為だと思いますので、そのあたりの今までですと年額が2万円、上限がですね、もうちょっとこう充実をすると、例えば、毎月1回やろうというところと毎週1回やろうというところと、随分その差が出ているような気がするんで、できれば毎週1回ぐらいそういった行動にとらわれるような金額であったらもっと充実するような気がするんで、一度御検討をいただいたらと思います。

それから、緊急通報体制整備事業ということで、ちょっといつから、私、始めたのかよく理解していなかったんですが、この間、サスケに見に行きまして、金額的にも結構安価な状況から悪くない。ただ、事業者についてはどうかなと思うところもありましたけれども、全体としちゃ悪くないんで、これは自分のところに今電話機がないと実際にはできないんですね。最近の御年輩の方も結構携帯電話をお持ちの方もふえておりますし、当然、家の中になきゃということあれば、屋外に出ている、あるいは庭先におった状態でそういう通報ができませんので、そのあたりのその改善策をどこかでこう模索をしていかんにゃいけんと思うんですね。外へ出るタイプのボタンを押すやつであれば結構高いんですいね。自分の携帯とそういった緊急通報がセットになるようなものができたら、結構合わせて安価にできそうなこう気がするんですけどね。今のボタン式のやつが1カ月が3,000円何ぼちゅうてたしか言うちゃったと思うんですけどね。そのあたりのこう料金の設定の仕方と自分のその携帯との兼ね合いというものはどういうふうにお考えですかね。

○松村福祉保健部次長

緊急通報装置のお尋ねをいただきました。

まず初めに、スマホとのセットというお話もいただいておりますけれども、現状、本 市のほうで導入いたしておりますサスケという通報装置につきましては、これ固定電話 の回線を利用するということになっておりますので、現状ではスマートフォンとのセッ トというのは困難でございます。

それから、屋外につきましては、委員さんのほうからも少しお話がありましたペンダント、これと緊急通報装置がセットになっておりますので、基本的には緊急通報装置をつけたおたくにはペンダントが一緒にあるということになりますので、屋外であっても通報は可能、一定の電波の届く範囲がございますので、遠くに離れられると難しいですけども、家の周りということであれば通報というのは可能かと思います。

利用料につきましては、世帯の状況によりまして、確かに高い方には一定程度の負担をいただくようにはなっておりますけれども、こちらのほうも制度に基づいた利用料ということで設定しておりますので、現状でいえばなかなか変更は難しいのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○河村委員

ぜひ御自分で携帯をお持ちの方というのは、今屋内の電話は私んところの年寄りも皆出んのですいね、電話にね。要は、自分のところへ表示をしちょいて、その表示に自分の子供とかそういう者以外はもう一切出んというところが多いんで、できれば携帯にそういうものも一緒に登録できるような形が結構望まれたりすることがあるんで、一度検討対象にしておいていただいたらと思います。

それから、この間ちょっと視察へ出たときに、デイサービスの車で要は外出、買い物をすると。普通は、デイサービス自動車が事業者が今買い物サービスをやったりするんですが、それをちょっと垣根を超えて、自分のところにおる高齢者の買い物サービスであり、あるいは病院に行くサービスであったりというようなことをこう始めていたところがあるんですね。これは、朝、通常9時から9時半、あるいは夕方3時半、送迎の時間帯をのけると4時間、5時間、あいているんですいね、そのデイサービスの車そのものがね。結構いいところに目をつけたなと。で、そこの市では宣伝できんと、実際の利用者がえらい少なかったんですよ。宣伝したら一遍に皆来られたら処理できんから宣伝ができんというような形じゃったんで、今、買い物難民と言われる人たちがたくさんいらっしゃる中で、結構有効な手段だなというふうにこう思えたんで、あとはその料金の設定とかいろんなその資格の問題とかっていうのがセットになっているんで、一度、単なるデイサービスの一つの事業というんじゃなくて、市の事業として始めることが結構おもしろいなと。要望にしておきますので、ぜひまた次回にでもお話をいただいたらと思います。

以上です。

3 環境部関係分

- (1) 付託事件審查
- ①議案第73号 光市墓園の設置、墓地の管理等に関する条例の一部を改正する条例

説 明:植本環境政策課長 ~別紙

質 疑

○土橋委員

このことで今までと何かがどう変わるんですか。上げっぱなしで上げたら勝ちということなのかどうなのかということを聞きよるんです。

○植本環境政策課長

このたびの改正は、消費税の改定に伴いまして改正するものでありまして、変わるものではございません。

以上でございます。

計 論

○土橋委員

毎回、言っておりますように、当初予算で200億円もある光市でございます。本体を 見直す方法等も含めて、やり方次第ではどうにでもなる金額でありますので、こういう ような値上げについては賛成できません。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

②議案第87号 光市下水道条例の一部を改正する条例

説 明:中本下水道課長 ~別紙

質 疑

○土橋委員

ちょっと教えてください。

消費税の課税標準額の端数計算の特例ちゅうのがありますけれども、131ページなんかは超過料金のところで、80銭だとか40銭だとか20銭だとかというような形でありますけれども、これはどういうふうに、さっき言った端数計算の特例とどういう関係があるのか教えていただきたい。

○中本下水道課長

こちらは料金表となっておりまして、実際の支払い時には10円未満を切り捨てた形で の請求となっております。 以上です。

○土橋委員

わかりません。どういうことかよく理解ができない。

〇中本下水道課長

実際にお支払いをいただく際に請求する額は、計算された結果の10円未満の端数を切り捨てる形での請求となるということでございます。

○土橋委員

そうすると、端数までここに書く必要がないんじゃないかなというふうに、普通、思 うと思うんですが、何でそういうふうなのをやるのか。

○中本下水道課長

税抜き価格につきましては、円未満はないものとなっておりまして、これに小数点以下の税率を掛けることによりまして端数が発生するという形になります。

実際は、この端数を持った料金をもとに数量等を掛けまして計算されたものの10円未満の端数を、切り捨てた形での請求になります。

○土橋委員

はい。

計 論

○十橋委員

省略するようで申しわけございませんけれども、もう毎回、毎回のことでございますんで……読もうか。

光市の当初予算が約200億円であります。本体を見直す方法等も含めて、やり方次第では上げなくても済むというふうに思っておるわけであります。

以上で反対討論とします。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○畠堀委員

それでは、ことしの予算の概要の中にも記されておりますけども、下水道整備の事業として、6億2,000万円の金額が計上されておりますが、この内容についてお知らせいただけたらと思います。

○山本下水道課下水道技術担当課長

平成31年度の当初予算に関する御質問でございます。これに関しましては、平成31年度は下水道の整備と老朽化対策に関する予算でございますが、これを合計で1億6,400万円としてございます。

このうち、整備に関する予算を9,700万円、老朽化対策に関する予算を6,700万円で、合計1億6,400万円としているところでございます。 以上でございます。

○畠堀委員

今、老朽化対策ということで、当整備についての金額を教えていただきましたけども、 ここには、引き続き、室積地区を重点的整備するということと、老朽化対策を推進す るということで記載いただいております。

特にその他の内容について、もう少し詳しく御紹介いただけたらと思いますので、よ ろしくお願いします。

○山本下水道課下水道技術担当課長

整備に関するものと老朽化対策に関することについて、もう少し詳細に御説明いたします。

先ほど申しましたように、整備に関する予算は9,700万円ございます。このうち、室積地区の下水道整備に係る工事費は8,200万円でございます。この主な工事箇所は、室積市延と室積西ノ庄でございます。この区域は、これまでの継続ということで、引き続き、整備を行うこととしております。

次に、老朽化対策費用の6,700万円でございますが、これは平成29年度から工事に着手しています丸山団地と岩狩団地の管渠の改築工事費が3,000万円、老朽化した汚水中継ポンプ場のうちの機械と電気設備の改築工事の実施設計や、管渠の改築実施設計費用が3,700万円、合わせて6,700万円ということでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

当初いただいた予算の概要の中には、6億2,000万円という金額が入っておりますけれども、このあたりの金額がちょっと合わないのはよくわからないのと、老朽化対策をやっていただいておりますが、その他に、計画的に当然やっていただいていると思うんですけども、そのあたりの計画的な考え方、そのあたりも少し教えていただければと思います。

○山本下水道課下水道技術担当課長

まず計画に対する考え方でございますが、現在、下水道管の整備につきましては、限られた財源の中で整備が可能な区域を見きわめながら整備を進めているところでござい

ます。

よって、この整備が可能な見きわめた区域の整備を計画的に、下流域から順に上流域 に向かって進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

参考までに、整備が不可能な区域というのは、どういうことを指しておられるんですか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

整備が不可能といいますか、難しいところになりますが、これは道路が狭隘な区域や 道路に家屋が隣接して下水道管を布設するのができないような箇所、また、道路に比べ て宅地が低いような箇所、これについてはなかなか下水が自然流下ということで流れて いきませんので、こういった箇所が下水道の整備が難しい箇所ということになります。 以上でございます。

○島堀委員

下水道事業については、長年の取り組みの中、財政的にも健全化してきておりますし、 これから先にさらに、そういった健全的な運用をしていくためには、やっぱり老朽化対 策を計画的にきちんとやっていく必要があると思います。

今、お話の中で非常に可能でないということで、できないのかという形になるわけですけども、そういったところについても、やはりころ合いを見てやっていく必要があるのではないかと思いますので、そのあたりの計画的な取り組みをぜひお願いをしておきたいと思います。可能でないということは、やらないという意味ではないんですよね。そのあたり、考え方を教えていただけますか。

○山本下水道課下水道技術担当課長

このあたりにつきましては、限られた財源もございます。この中で、先ほど申しましたように、整備が可能かどうかというのを見きわめながら進めたいと思いますが、その整備手法については、今後、調査、研究等を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○島堀委員

ぜひ、その考え方でお願いしたいというふうに思います。 それとあと、金額のそごについてはどのようなことになっているんでしょうか。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○中本下水道課長

先ほどの御質問の6億2,000万円ですけれども、こちらは一般会計の繰入金となっておりまして、元利償還金等に充てるために繰り出されたものと、その他公費で負担すべきとされている部分につきまして負担をいただいているものでございます。

以上です。

○畠堀委員

わかりました。また改めて聞きに行きたいと思います。そのときに教えてください。 それから、済みません、ちょっと別件の話ではありますけれども、いよいよ6月になりまして、今年度、省エネの事業としてノーマイカーデー、6月から新たな取り組みを始めるんだということで3月議会に伺いましたけれども、具体的にいよいよ始まりますが、その内容について、少しお知らせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○植本環境政策課長

この市民一斉ノーマイカー運動推進キャンペーンでございますが、昨年度は6月と12月の2日間、実施いたしました。

本年度につきましては新たな拡充を図りたいことから、バス会社の協力を得まして、6月から来年3月までの間の毎月最終金曜日、プレミアムフライデーと申しますが、その10日間に実施することを予定しております。

以上でございます。

○島堀委員

これは具体的に、どのような形でPR等、取り組まれておられるのか教えていただけたらと思います。

○植本環境政策課長

市のホームページや広報 5 月25日号にまず掲載いたしまして、今後も定期的に掲載を 予定しております。

それと、市内の企業の方々の促進を図りたいことから、光商工会議所に出向いて、所報にチラシの折り込みとかをお願いしております。

以上でございます。

○島堀委員

これは省エネでもありますけども、市内のバスの有効活用という観点から、いろいろな側面もあるんじゃないかと思います。そういった観点から、バスの利用のよさ、そういったものも、所管が違うのかもしれませんけども、ぜひ一体となって取り組みのPR等を進めていただけたらと思いますので、そのあたり、ぜひ単なる省エネだけではなくてバスの利便性のよさ、こういったものについてもぜひPR方お願いしておきたいと思

います。

以上です。

○土橋委員

アルゼンチンアリの件についてお尋ねしてみたいんですが、話を聞くところによると、 役所のほうは10年前ぐらいからアルゼンチンアリとつき合っておられるということなん じゃけれども、この間の駆除も含めた経過というか、そして今があるというようなのを 簡単にでもいいんですが、お聞きをしたいと思います。

○植本環境政策課長

アルゼンチンアリ対策の今までの経過でございますが、まず、光市内で初めて発見されたのが平成21年の5月、室積の一部地域で生息が確認されました。

こちらに報告を受けたんですが、その後、いろいろこちらも防除の手法がまだ確立されていなかったことから、いろいろ他市の先行事例とかを参考にして、24年度から一斉防除を開始いたしました。24年度から、25年度、26年度の3年間につきましては市からの薬剤の一斉防除に係る一部支給を行いました。27年度以降、29年度までの3年間も引き続き、市のほうから薬剤の一部支給をさせていただきました。

それで、30年度につきましては、住民の方々と引き続き一斉防除に取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○土橋委員

要はアルゼンチンアリという、口を開けばアルゼンチンアリというようなのが出てくるような状況は見受けられるんですけれども、駆除をやる以外に何か方法はありますか。

○植本環境政策課長

環境省の見解及び光市が加入しておりますアルゼンチンアリ対策広域協議会の見解を 踏まえましても、最も効果的な防除は一斉防除というふうに、現段階では言われてお ります。

以上でございます。

○土橋委員

中央省庁は最初にこっちに置いておいて、先進地に行かれて、どうも私のとこだけじゃ、あんぷなけえというんで、先進地かなんかに行かれたことはありますか。

○植本環境政策課長

先月でございますが、廿日市市が主催した地元の製薬会社のアルゼンチンアリの対策 の研究会に職員が出向いて出席をしております。 以上でございます。

○土橋委員

揚げ足を取るよう――その結論はどうですか。

○植本環境政策課長

資料等持ち帰りまして内容も確認したところ、アルゼンチンアリの特徴なり、薬剤の効果的なものなり、やはり一斉防除が効果的だという講演でございました。 以上でございます。

○土橋委員

結局、何だかんだと言ったって、アルゼンチンアリは、よしんば体にひっついて食いついたとして、食いついたからといって害はないと。じゃあ、どうしたらええのかと。市延周辺からなかなか西ノ庄のほうには行っていないというような状況ということになると、地元のいろんな話もあるんですけども、結局は大量発生を防ぐしかやりようがないんだという結論ですか。

○植本環境政策課長

アルゼンチンアリの特性といたしまして非常に繁殖力が強いということで、こちらとしても粘り強くといいますか、一斉防除を続けていくのが最も効果的な方法だということで、今、続けているところでございます。

○土橋委員

いいです。

○磯部委員

引き続いて、このアルゼンチンアリの質問が出ましたので続けて質問させていただきたいんですけれども、先の議会でも質問などがあったように、アルゼンチンアリの巣を工事などで生息地域外へ運び出すことについて質問があったと思います。その中で、防止する方法についてある一定の指摘があったと思いますけれども、その後、その対策についてはどのようにするべきかということをお考えになられたでしょうか。その後、どのようになったかをお聞かせください。

○植本環境政策課長

本年度から、定期的に住民の方や連合自治会様と一緒に我々と協議をしているところでございまして、その中に一斉防除の手法に加えまして、一般質問でもお答えしましたように新たな組織づくりに向けて、今、協議を進めているところでございます。その中で、しっかりとした組織ができれば、その組織を踏まえた上で検討するのが一番よいのかなというふうに、今現在は思っております。

○磯部委員

要は、質問なんかでお答えになられた、早急にこの地域と連携して情報をキャッチするという仕組み、これを構築するためにその組織をつくるという考え方に至られたんですが。そういうことですよね。

○植本環境政策課長

それを含めた組織づくりを、今現在やっているところでございます。

○磯部委員

先ほど言われたように、いわゆる協議会を立ち上げて地域との連携を密にする。それは、要するに巣ごと女王アリを持っていかれた場合、この生息地域がほかにも広がるということになりますので、そうなったときに、またそこで大変なことになるということなので、例えば地元でそういう工事なり、いろんなことがあったときに情報をしっかりとつかむというところがみそではないかなと思っておりますので、そこはやっぱり自治会長さんともしっかりと連携をとった協議会を早急に立ち上げていただきたいというお願いと、また、今、防除には薬剤を使う一斉防除なり、そのあたりが一番いいというふうに回答されましたけれども、薬剤の安全性とか長期間による影響というものが非常にあるのかな。

それは何が懸念されるかといいますと、近くには保育園もございます。いろいろな方の心配も広がってきておりますので、長期化して皆さんに御不安がないように早急にこのあたりは取り組んでいただきたいということを強くお願いをしておきたいと思います。以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。

光市地球温暖化対策協議会についてお尋ねをいたします。

光市が事務局ということなんですが、立ち上がって10年がちょうどたつということで、 会員さんもいらっしゃると思うんですが、会員数とかの動向とか、現時点で活動が盛ん なのかどうなのか、その辺のところがわかれば教えてください。

○植本環境政策課長

光市地球温暖化対策地域協議会でございますが、これは平成21年に発足いたしまして、 当初、会員数が109でございましたが、年々、減少傾向にございまして30年度は77とい うような状況になっております。

主な活動内容でございますが、エコスタイルセミナーといたしまして地球温暖化を防止をテーマとした講演会とか、県内の環境に対する積極的な取り組みを行っている企業への見学会を年に1回ずつ行っております。

また、市との協働によりまして市全域での省エネルギー運動や、光市の市民一斉ノー

マイカー運動の協力など、そういった活動内容をしております。 以上でございます。

○森戸委員

いや、活動の中身は、この前も述べたのでわかっているので、盛んなのかどうなのかというところが聞きたかったところなんですが、例えば、その109名いらっしゃって77になったんですが、どういうふうな会員のなり方なんですか。個人なのか団体なのか企業の協賛的なものなのか、その辺のところはわかります。

○植本環境政策課長

30年度の会員は、企業会員さんが21で、団体さんが8、個人会員が48ということで、10年間で個人会員の方がちょっと減少が大きいところになっております。 以上でございます。

○森戸委員

ちなみに、会員さんの種別によってお支払いするお金が違うのかどうなのか、その辺のところはいかがですか。

○植本環境政策課長

個人会員が1口、500円、団体会員が1口、2,000円、企業会員が1口、3,000円というふうになっております。

以上でございます。

○森戸委員

最後にしましょうか。どのぐらいの御予算でやっていらっしゃるんですか。光市としては、ここに幾らか入っているのか、その辺のところがわかれば。

○植本環境政策課長

一応、会費収入が、今の会員の方を合わせた収入が10万円程度、光市からの交付金が10万5,000円、そういったことで繰越金も合わせて二十六、七万円ぐらいで運営をしております。

以上でございます。

○森戸委員

こういった対策協議会というのは、大体が周南エリアの自治体にもあるんですか。例 えば、下松、周南、その辺の状況というのはわかります。

○植本環境政策課長

13市全てがあると、ちょっと確認はしておりませんが、大抵の市は組織として協議会

を持っておるところでございます。

○森戸委員

わかりました。基本はここを中心として、うちの町は地球温暖化対策が、どういう活動をするかとか立案も含めてなっているという考えでよろしいですか。動きも含めて。

○植本環境政策課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

この10年でも光市で気温自体は2度近く上がっている状況ですので、2度近く上がっているということはパリ協定かなんかでいうと、もう超えているような状況ですから、ここに力を入れていくしかないかなと。ここに力を入れない限り、どんなソフトの対策とかハードの対策をしても、豪雨が降って災害のリスクからは逃れられないというような状況になろうかと思いますので、活動自体はシンプルな活動をいかに続けていくかというところがポイントだと思いますので、活性化するような形を、ぜひ模索をしていただきたいと思います。

次に、電気自動車についてお尋ねをしたいんですが、電気自動車等の普及状況と充電 設備等の状況がわかれば教えていただけたらと思います。

○植本環境政策課長

電気自動車の市内の普及状況については、こちらでは把握はできておりません。電気 自動車の充電設備の市内の整備状況でございますが、市内で10カ所ございます。 以上でございます。

○森戸委員

民間の車の台数とか、そういうものについては民間のことなのでわからないのか、そ の辺のところはどうなんですか。把握のしようがないんですか。

○植本環境政策課長

把握ができないというか、難しいというところでございます。

○森戸委員

充電設備に関しては、今、増減はふえているんですか、減っているんですか、どうなんですか。

○植本環境政策課長

充電設備につきましては、増加傾向にございます。

○森戸委員

充電設備のふえているということと、利用とか、その辺のところはわかるんですか。 利用の度合い。例えば、里の厨にもありますよね。

○植本環境政策課長

里の厨の利用状況でございますが、平成29年度につきましては1年間で充電量が5,542kw時で、平成30年におきましては5,852kw時で徐々にふえている状況でございます。

○森戸委員

ここはいつ設置されましたか。

○植本環境政策課長

平成26年の9月でございます。

○森戸委員

その辺の動向なりは、よくつかんでおいていただきたいなと思います。電気自動車も含めて増減傾向と、それと前にも一度質問したことがありますが、例えば、里の厨の充電設備は、里の厨自体が閉まってしまうと充電できないという状況になりますよね。その部分に対して改善してほしいといったような声が出ていると思うんですが、その辺のところはいかがですか。

○植本環境政策課長

現状では、一応、安全確保の観点から里の厨の営業時間に合わせているような状況で ございます。

○森戸委員

いや、なので、そういう対策等は何か検討されたことはあるんですかという意味合い も含めているんですが。

○植本環境政策課長

一応、こちらのほうでも夜の9時までというふうになっておりますので、そこら辺の延長についても検討いたしましたが、それよりも鍵をあけることによって、その中の場内の安全性の確保が担保できないということで、今現状の時間どおりにしております。

○森戸委員

市内に10カ所ある数が適正なのかどうかもよくわからないんです。台数がどのぐらいあって、どういうふうに分布しているか見ないとわからないので。

一つ残念だなと思うのは、大和のコミュニティセンターができたわけなんですけど、 例えば、ああいうオープンなスペースにあってもよかったのかなと。クローズな環境 になるところではなくて、ふえてくると、やはり充電するというところが生命線にな ろうかと思いますので、コミセンなんかへの設置というものはいかがですか。

○植本環境政策課長

市内の10台が、今現状、充足しているかどうかという、そこら辺につきましても検討していかなければいけないとは思ってはおります。まずそこから始めたいと思います。

○森戸委員

これも地球温暖化対策の一つだと思いますので、その辺の状況も含めて、どこにあるのかも含めて、よくよく理解を深めていただきたいと思います。

それと、太陽光発電についてお尋ねをするんですが、太陽光発電自体、そのパネルですか、耐用年数は25年から30年ということで、いつの時点でどのぐらいふえているのかわかりませんが、今後そのパネル自体を処分をどうするかというような問題が出てくるんではないかと思います。

例えば、不法投棄が出てこないとも限りませんし、そういったものに関しまして処分の方法とか環境への影響はどのように考えているのか。また、不法投棄自体というものが今までにはどうだったんですか、あるんですか、ないんですか、その辺のところがわかれば教えてください。

○小山環境事業課長

太陽光パネルの不法投棄の件でございますが、今まで太陽光パネルにつきましての不 法投棄に関する情報は入ってきておりません。ただ、この太陽光パネルが不法投棄さ れるということになりますと、太陽光パネルにつきましては業者の方が設置をしてお るということであれば、当然、解体ということになろうかと思います。

解体になりますと、これは産業廃棄物という扱いになるということも想定されますので、産業廃棄物になると、これは県の保健所の管轄になろうかと思います。そうなりますと、県の保健所との連携も必要になってくるのではないかというふうに考えられますので、そこあたりも含めて、今後、そういった情報があれば県と連携をとりながら対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森戸委員

環境への影響については述べておられませんが。例えば、捨ててどうなるかとか、そ の辺のところ。

○小山環境事業課長

環境への影響ということでありますが、パネルにつきましては有害物質が含まれているということは言われております。ただ、今の段階で、その有害物質がどの程度なものなのかということに関しましては、まだ情報を入手しておりませんので、どういう

形で環境に影響があるかというのは、この時点ではお答えできませんが、今現在でいきますと、仮に分別という扱いになりますと、埋立処分になるのではないかと思います。

以上です。

○森戸委員

ちなみに、埋立処分できるようなところが、このエリアでいうとあるんですか、ないんですか。

○小山環境事業課長

一般廃棄物ということになりますと、えこぱーくの中にあります後畑不燃物埋立処理 場になろうかと思いますが、産業廃棄物になりますと、これは産業廃棄物の処理施設 のほうになりますので、県のほうの所管ということになりますので、この時点で、私 がどこがと言うことはお答えできませんので、よろしくお願いします。 以上です。

○森戸委員

了解をいたしました。当然、設置した業者が解体できればいいんですが、資金不足とかでそのままほったらかしていくというようなケースも、当然、今後考えられるわけですので、その辺のシミュレーションも含めてやっておいていただけたらと思います。 以上で終わります。

○河村委員

先ほどのアルゼンチンアリのところで一斉防除と、こういう話をされるんで、従前にも空き家とか空き地についての防除がなされていなかったということで、それは一緒に防除じゃないんかという御指摘をさせていただいたんですが、現行では、今、市の補助がない中で防除を続けていこうということですから大変なことじゃろうと思うんですが、一斉にという空き家、空き地を含めた漏れのない、今現行、アルゼンチンアリがおると想定されるところで、漏れのないような対策というのは、どのようにお考えなんですか。

○植本環境政策課長

先ほども、先行委員さんに申し上げましたとおり、現在、地元の方と協議を続けておりまして、その中で並行して、空き家、空き地について協議をしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

恐らく協議はされておるんだと思うんですが、要は、個人で自分の住んでいるところ、

あるいは畑についてお金を出すというのは、ある程度は理解はされると思うんですが、 そうでないところについて、お金を出すことについて、どんなんですか。それは、よ その部分は、わしら出そうと、こうやって言うてのかどうか。

○植本環境政策課長

それにつきましては、今、取り組んでおります新たな組織で、より財源確保の選択肢というのが広がる見込みでありますことから、そういった確保と一緒に、空き家、空き地につきましても検討していきたいというふうに考えております。

○河村委員

今の話を聞くと、何かお金の出どこが市じゃないんだというふうに聞こえるんですが、 従前は6年にわたって薬剤を使ってきたということの、もう一歩、前へ進めて、地元の 受益者負担を入れながら、もっと粘り強くやっていこうという考え方にはならないんで すか。

○植本環境政策課長

そこら辺も含めまして、今から一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○河村委員

空き家、空き地の持ち主の問題もありますので、そのあたりのところも一緒に考慮して、どういうふうにして、本当に一斉防除をやっていこうという形をぜひとっていただくようにお願いをしておきたいと思います。

それから、セアカゴケグモで、最近はほかにもいろいろクモの名前が挙がっておるんですが、今、活動期に入ってきて、この間、6月の初めじゃったですか、岩国の基地周辺では、今、何匹とられたというような話が出ておりました。

私のところでも生態の確認をされたわけですが、当初は確認をした周辺の県道を含めて先に調査をしたいという話ではありましたが、その後、どういうふうな経緯でございますか。

○植本環境政策課長

その発見された場所付近で、その後の経過を把握するため、5月からこちらのほうで 調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

3月に、そういうお話をいただきましたので、その調査の結果、要は側溝をめくった りして中を確認をして歩いたんですよね。だから、その結果が確認できたのかという話 はどうなんですか。

○植本環境政策課長

現在のところ発見されておりません。 以上です。

○河村委員

なしね。

できるだけ早急に確認作業の輪を広げていただいて、できれば生態はなかったという ぐらいのところまで、ぜひ詰めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたら と思います。

それから、先ほど市営墓地についての管理上の話がありました。市の墓地でありながらというところで、予算のときに室積の借地料を払っていた墓地の件のお話をさせていただきました。

そうすると、その際、そこにお骨をおさめておられる方に連絡をとって、早急に管理組合と言えるようなものを設置してという話がありましたので、ほかの地域についても、市内いろんなとこへ、個人でやっているところもありますが、昔、墓地法の適用になる前についてはあるかもわかりませんが、その後は、もう全部市の土地ということになりますので、どういう状況になっていますか。

○植本環境政策課長

まず、委員さんが言われた市内の地域墓地、これは原則論といたしましては、墓を使用している方の当事者間で適切に管理をしていただく。その中でも、底地が終戦後の理由等によりまして、便宜上、光市となっている土地もございます。それにつきましても、地域墓地としての位置づけで当事者同士で管理をしていただくという考えでございます。

まずは、こちらといたしましては、底地が光市の墓地につきまして調査を始めたところでございまして、その調査内容といたしましては、管理組合の有無とか、管理組合がなければ世話人がいらっしゃるかどうかどうか、墓石の数とか、もうお墓がどれぐらい倒壊しているとか、法面が崩れる危険性がないとかというのを調査を、今、しているところでございます。

以上でございます。

○委員長

河村委員、1時間ぐらいたちましたが、まだ相当ありますでしょうか。なければ続けたいんですが。

○河村委員

もう10分ぐらいかなと思いますけど。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○河村委員

墓地の話でございましたが、従前、墓地の管理についてただしたときに、特に市の土地の墓地ではありますが、その管理者そのものが墓地の料金についてのやりとりがあったという話をしたときに、いや、そんなことは考えられないと。要は、市の土地で管理だけをお願いしておるんで、管理料というのは清掃代であったりとか、そういうもんだというような話があったんですが、今は、どんな状況なんです。墓地の管理については。

○植本環境政策課長

先ほどから申し上げておりますとおり、こちらといたしましては、底地が光市名義になっておる墓地につきましても管理はしておりません。

○河村委員

ということは、その管理組合なり、管理をすると言われている人が、ここの墓地、あなたがお使いなさい、お金は10万円ですよと、こう言うたときにはそれが通るという話でええわけ。

○植本環境政策課長

それにつきましては、当事者同士で決められるのが原則でございまして、そういった 御相談があればこちらでも対応していきたいというふうに考えております。

○河村委員

どうも理解されていないようですが、そのときにも、そういったもののやりとりについては認められないと、こういう話だったと思います。当たり前だろ。自分の土地でもないのに、それを管理するだけでお金のやりとりができるなんちゅうのは普通あり得ないでしょ。

あすこの昔の新日鐵のアパートがあった領家のところの墓地について話をしたと思うんですが、入り口は市の土地です。その奥に畑があった。その畑に、今、恐らく畑の半分ぐらいは墓地にしてしもうちょる。それは違法なんよ。適用外じゃから。やけど、結構そんなことがまかり通っているというところを、墓を管理するところとしてどういう管理のあり方というのを早う決めて、そのことを徹底することは結構大事なことなんです。

これから、今、家族葬がどんどんふえてきて、もう骨だってそこら辺にまいちょけというような時代が目の前に来ちょるんです。そうはいいながら、今までどおりきちっとお墓を大切にしようと、こういうところもあるんで、市としてきちっと方針を決めて、今、浅江のほうなんかでも墓地の中にはまるっきり管理のされていないところもあるんです。そういうところを整備を一回かけんにゃいけんのかとか、そういうものを、今、求められているような気がするんです。

そのために、今、墓地の墓銘を見たりして、お手紙を出して、どうですかという話を

進められているもんとばっかり思うちょったんですが、どうもそうでないような。 ぜひ、しっかりした管理をやってもらうための導きを市のほうにしていただきたいし、 室積の今の墓地については、年間、地代を市が払いよる。本来、そのお金は受益者が 負担するのが当たり前じゃないですか。いや、そう思わんの。

○植本環境政策課長

先ほども申し上げましたように、まずは底地が光市のところから調査をしているところでございます。その中で、看板なり見つかったところは連絡先を確認するなど、そこから今、始めているところでございます。

○河村委員

今、借りちょるところちゅうのは、底地は光市じゃない。ということは急ぐんじゃないんかね。

○植本環境政策課長

そちらにつきましても、今、看板を立てておりまして、一応、墓銘とか、参拝した方 を見つけて連絡先を聞いたりして、今、その確認数がふえているところでございます。

○河村委員

なかなか確認方法ちゅうのは難しいと思いますけど、やれるときには、ばっと一遍に漏れのないようにやってしまおうという気持ちが大事なんで、ぜひそういうことで整理をやっていただいたらと思います。

ちょっともう一点、最後に思い出したんで申しわけないんですが、雨水下水で虹ケ浜の雨水下水対策をどうするかという話は、どこが考えるんですか。

もう今まで何回も過去につかっちょる。枝虫川、鳶の子川、あるいは西河原川の水門をつくったときに、あれは雨水対策じゃない。上流から流れてくる排水のための水門なんで、雨水下水対策ちゅうのは、たしか考えちょったと思うたのに、どこにもないという話なんですが、どねえに思うてですか。

○森重副市長

浅江地区の排水対策にかかわることなんですけれども、いわゆる都市下水ということになれば、今、ここで審査を受けています環境部になろうかと思いますし、河川対策も含めてやるということになれば建設部所管にもなろうと思っております。このあたりは連携し、今後対策については検討していかなければならないと思っております。いずれにいたしましても、莫大な費用になることは想定もできますが、こうしたゲリラ豪雨等々も発生をしている状況を鑑みますと、やはりこのあたり費用対効果も含めて全庁的に検討していかなければならない問題だと思っております。以上であります。

○河村委員

もちろん周防や三井についても対策は必要なんですが、この虹ケ浜は過去にさかのぼっても実は再々つかっているんです。しかも、商店があれだけふえてきている中で、特にJRのバスのあたり、デオデオのところあたりは、毎度つかっているんで、ぜひそういったところを検討をしていただきたい。

恐らく川の調整というんじゃないんです。どちらの川も結構、上流からの排水そのものはそんなに多くありませんので、表面にたまった雨水対策というふうに考えられると思いますので、そのあたりの検討をぜひ始めていただいたらと思います。 以上です。

4 病院局関係分

(1) その他 (所管事務調査)

報告:①平成30年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明:川崎管理部経営企画課長 ~別紙

質 疑

○土橋委員

お尋ねをしたいことは、救急患者に対する光総合病院の対応についてであります。患者本人やその家族からの苦情というか相談というか、よく耳にするわけであります。 頼まれもいたします。

具体的に話をしますと、電話をかけてお願いしても診てもらえないという相談事が一番私のところでは苦情としては多いわけであります。いつでしたか、以前、議会報告会の席上でも、病院の対応に対してひどく腹を立てたというような人がおられまして、そういういろんな話をされました。最近でも、立て続けに相談と苦情がありました。つい4日前にも、「えーっ」という話をしたばかりであります。

お聞きをしますけれども、17時から8時15分までの出来事は、日報としてか何か、何にしろ、そういうものは残されているのかどうなのかを、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○桑田病院事業管理者

日報は毎日ございます。

○土橋委員

そうすると、ここで言うか言わんかは別にしても、何月何日にはどういうことがあったかというような聞き方をすれば、すぐにわかりますか。

○桑田病院事業管理者

その内容についてということであれば、それはお答えできません。

○土橋委員

いや、内容を答えてくれというんじゃなしに、そういうようなことは、つまり、その 日の何人救急患者があって、それで、これが何人診れなかったと、理由はこうだからだ と。要は、私が今言っていますように、診れない理由みたいなものについて、医師から だけ聞くのか、看護師さんからも聞くのか、日報があるのか、その辺はどうですか。

○桑田病院事業管理者

そのときの対応した看護師からの報告と、それから、何人診たということに関していえば、全体的にこういう患者さんが、こういう時間に来られて診察したという記録はあ

ります。

○土橋委員

では、救急対応の実態というのは御存じだということですね。

お尋ねしますけれども、救急患者の定義というのはどういうふうにとられているんで しょうか。

○桑田病院事業管理者

救急患者、それは、急を要する者と、それから、多分時間外に来られる方を指していると、私は考えます。

○土橋委員

今度は、その話でちょっと教えてもらいたいんですが。そうすると、救急患者というのは、診療時間外の病人をいうんだということは、5時を過ぎた患者さんのことをいうんですか。その辺がよくわからない。

○桑田病院事業管理者

ちょっと言い足りませんでした。時間外の患者も含めると思っていただいたらいいと 思います。

○土橋委員

要は、緊急的に医療を必要とする病人のことをいうんだろうと思いますけれども。そこで、急性期病院と慢性期病院で、救急医療について差はあるのか。聞き方が、ちょっと私、よくわからないんですけども。急性期と慢性期の責任の範囲みたいなものは。あんたんとこはこれじゃから、絶対やらんにゃいけんよとか、いや、あんたんとこはまあまあじゃけ、これはこれでええよとか、何かそういうふうな区別をするようなものちゅうのはあるんですか。

○桑田病院事業管理者

救急患者に対して急性期か慢性期かで分けるということは難しいと思いますね。各病院で考えることだと思っています。

○土橋委員

いやいや、失礼しました。

私が言うのは、それはそうじゃろうけれども、体制が違うじゃないですか。だから、体制が違うのに、無理やりにけしからんとか何とかっていう話も、余りおもしろい話じゃないと。それで、ちょっと聞いてみたんだ。事務長もおってやけども。いや、それは、それで突っ込もうちゅうんじゃないですよ。知らなきゃ知らないでいいです。知らない。それはそれでいいです。

○田村光総合病院事務部長

今の急性期の病院と慢性期の病院のことだろうというふうに理解しますけども、救急に関しましては、もともと大きな病院というか、数人いらっしゃるところは救急病院としての体制をとられていると思っています。

光総合病院は、救急指定病院になっていますけども、どうしても1人体制という形になっていますので、何人体制と同じような体制を組むことができないということは理解いただければと思っています。

○小田大和総合病院事務部長

大和総合病院のほうも救急のほう行っておりますけども、現在、慢性期の病院として、 一次救急ということで救急のほうは行っています。御理解いただいたらと思います。

○土橋委員

そういうことが聞きたいと思ったわけじゃないんだけどね。光総合病院の昼間の救急 体制というのは、ああ、そうなっているのかというようなものが知りたいわけですけ ども、教えてください。

○佐古光総合病院総務課長

昼間の救急体制でございますが、昼間は、特に救急の担当の医師というのは決まって おりませんで、対応できる医師が対応しているという状況でございます。 以上です。

○田村光総合病院事務部長

ちょっと補足させていただきます。光総合病院の昼間の救急体制につきましては、まず救急隊の看護師がいます。医師のほうにつきましては、医師の中で、ある程度順番を 決めていまして、最初に当たっていくという順番を決めて、昼間の体制はとっています。

○土橋委員

例えば、昼間の時間にもよるんだろうけれども、昼間だと、外来を先生は診ておられるわけですよ。そこへ救急が入ってくる。そうすると、それは内科の、外科なら内科の 先生だろうし、外科の関係なら外科の先生が診てくれるんだろうとは思うけども、待ち時間との兼ね合いの中で、一体、俺はいつ診てくれるんかと、片一方じゃね。

だから、そういうときに、いや、実は先生、今、救急でというような周知は、待っている人に何かそういう周知方法みたいなのをやっておられるんですか。それとも、もう外来患者は放りっぱなしというような状況なんですか。

○桑田病院事業管理者

各外来で受付、クラークの人、もしくは看護師が、急患、今対応していますというお

話はしております、今までも、今からもやっています。

○土橋委員

この前も、私の同僚の委員が聞いたと思いますけども、病院機能評価の判定結果のところに、救急医療を適切に発揮しているかどうかというのに対しては、評価はBだったと。じゃ、これをどうすればAにいくのかなというふうに思いましてお聞きをするんです。

○田村光総合病院事務部長

私、病院ですから、あれですけども、機能評価機構というふうなほうから考えますと、 救急の場合には、まず救急医がその救急外来と、今そこに在籍して、そこでまず受け ると。必ず救急のところに1名の専属の医師を配置するという形でないかなというふ うに思っています。

○土橋委員

それは事務長の思いですか。機能評価というのは、それを専門の救急の先生がそこに 常駐しちょらんと、BからAにはならんよという、そういうものなんですか。あなた の意見のほう、聞いても仕方がないと言ったら御無礼に当たるけれども。

○田村光総合病院事務部長

常に救急外来の対応をするためには、そこに必要であるというふうに考えています。 それがないと、AもしくはSにはいかれないというふうに考えています。

○土橋委員

次に移りますけれども、さっき一番最初に言いましたけども、前段は省きますけども、 診られませんと、その一言で診療を断る、先生がそう言っておられますと。

しかし、先生が言っているのか、誰が言っているのか、電話のこちら側、かけた側は わからんわけですよね。先生というのは、私は得だなと思うのは、命をかけちょるから じゃろうけれども、先生に放ったられたらどうもこうもならんというのがあるから、尊 敬はされる職業であろうとは思うんですけれども。少なくとも、お医者さんの声で、診 る、あるいは診ないも含めて、患者に納得してもらうことが大切だと思うわけでありま すけれども、この辺は、さきの議会のところで、ちょっと私も答弁原稿見ましたけども、 もう一度お聞きをしたいと思うんですよ。

○田村光総合病院事務部長

受ける、受けないの返事について、医師がしたらどうかというふうに聞こえましたのでお答えします。

先ほど、機能評価の話もございましたけども、夜間休日におきましては、医師は1名 の待機というふうになっています。救急に常時ついているわけではございませんので、 ほとんどが病棟の関係の仕事をしているというふうに考えています。

その対応するのは、救急の専属でついている看護師がいます。そちらのほうで、看護師が単独でいいとか悪いとかいう考えをすることはございません。必ず医師のほうとの問い合わせなどをやって、それでお答えをしているというふうに御理解いただければと思っています。

○土橋委員

病院は必ずそう言うんだよ。極端に言ったら、そんな話聞きたくて質問しよるんじゃないんですよ。このやろうと思われるかもわからないけども、そうは言うても、当直で先生は任務としておられるわけでしょう。どうでもいいんですか。その辺から聞きましょうか、じゃ。

当直という、きょうは私の番だと。5時から次の何時までは、8時何ぼまでは私が責任持たなきゃならないと。それは、中身はこの前もう聞いて大変だなとは思いましたけどもね。それはこっちにちょっと置いといて。

そうはいうても、市民はもう頼り切っているわけですから。それに、誰の、本当に先生診られんのかどうなのか。1人の人のあれは書いてもらいましたよ。書いてもらいましたけど、この人が本当なのかどうなのかというのは、それは100%本当かどうかわからんから、それはそうじゃなしに、私の思いから聞いてみようと。

だから、もう一度お聞きしますが、私はわかりやすく言うから乱暴な言い方になるんですが、それは、そこばっかりついちょるわけじゃないんだから、それはしょうがあるかいやというふうに聞こえるんですよ。それはないんじゃないのと。せめて、先生が、例えば断るときは断るときの理由みたいなのがあるじゃろうし、診るんなら診るときの、じゃ、すぐ来んさいと。来んさいって言うのはそんなに問題はならんと思うんですけども、診れない理由なんていうのは、先生が電話で、いや、実はこうこうで、僕はこっちのほうが専門で、それで間違いがあっちゃ困るからとか、いろいろあって、患者に納得をしてもらってというような形が、なぜ、とれないんですか。

○田村光総合病院事務部長

現在の体制としては、決め事としてそういう体制をとっていますので、看護師が答えているという状況になっています。それをもうちょっと考えてくれやという形かなとは思いますけども、今すぐここで「はい」という話にはならないので、現状では、看護師が病院としての回答をしているというふうに理解しています。

○土橋委員

そうでしょう。そうだと思うんですよ。

以前は、これ、ひどいというのかどういうのかわかりませんが、私から言ったら、もっとひどかったの。夜、警備をする人いるじゃないですか、何ていうの、警備員さんというの。あの人が電話に出るんですよ。光はどうなんです。電話をかけました。一番最初に出るのは誰ですか。

○桑田病院事業管理者

夜間で、電話があった場合は、まず警備の者がとります。

○土橋委員

そうでしょう。

○桑田病院事業管理者

患者さんということがわかれば、すぐ看護師さんのほうにお渡しします。

○土橋委員

私のはね、ちょっと以前ですが、警備の人が全責任で「はい、はい」と。「いや、それはもう、きょうは専門の先生じゃないからだめですね」と言うんですよ。いやいや、それは……(「光総合病院」と呼ぶ者あり)

私も気を使いながら言うところもあるんでね。だから、いや、そういうときもあった。だから、かける側は、男の人が出ちゃってねとか、女の人が出ちゃってねとか言うけれども、実際に、先生がそういう約束事になっていないと言うけども、そこのところは、それは、光の市民病院は新しゅうにはなったし、気持ちはいいし、そこで、何ていうの、新しい出発をするのに、それはやっぱり、先生にお願いするのは、せんのうても事務局の責任ですよ。私は、どういうことを言いよるんかというのは自分でもわかっていますよ。むちゃくちゃは言いたくはないと。でも、そのぐらいはお願いできまあかと。

事務局も、それは、先生がちょっと嫌な顔でもされたら、それは嫌じゃろうけれども、だけれども事務局じゃから、先生にお願いをするちゅうのは。私は違うんかわからんけどね。そういうような形で臨んでもらいたいわけですけれども、それを努力をするというふうに解釈をしていいんですね、どうです。

○田村光総合病院事務部長

委員さんのおっしゃることはよく理解できました。事務的に、住民の方のことを考えると、一応努力はしてみないといけないかなとも思います。

ただ、いろんなことがありますので、事務的に努力させていただきます。

○土橋委員

そういうふうなのが解決されれば、それは、光総合病院にも患者さんふえると思いますよ。だって、別に、光総合病院と大和総合病院だけの話じゃないんですけどね。患者に寄り添うというのは、そういうあかしみたいなものというのは、やっぱり要るんですよ。ひとつよろしくお願いをしたいと。

それと、これ、全然話違うんですけども、現在、がん患者さんというのは、光総合病院にはおられるんですね。現在、がん患者さんというのは光総合病院に入院をされておられるんですね。

○田村光総合病院事務部長

はい、医療機関ですので、いらっしゃいます。

○土橋委員

現在、緩和ケアで入院している患者さんはどのぐらいいらっしゃいます。

○田村光総合病院事務部長

病棟はまだございませんけども、それの対応というような形で申し上げますと四、五 人、きょうの朝は覚えていませんが、四、五人と思っています。

○土橋委員

あそこの20床でしょう。それで、緩和ケア的な、だから、緩和病棟じゃないわけやから。病棟ではなしでも、病床なんでしょう。病床でも、つくりは病棟でしょう。新しい病院のつくりは緩和病棟であるが、実際に対応は病床なんでしょう。

○田村光総合病院事務部長

建物を建てたことから、4Wというか、あそこは緩和ケア病棟としてつくりましたので、形としては緩和ケア病棟のつくりになっています。

○土橋委員

うん、そうでしょう。

○田村光総合病院事務部長

現在は、医師のこともありますし、申請をしていませんので、他の一般病床と同じ扱いとなっています。

○土橋委員

この前、ちょっと聞き損ねたんじゃけども、いわゆる、こんなことを議員が聞く必要があるのかどうなのかというのはもう、よくわからないんですが、実際問題として、決算のこともあるんで、少しぐらいは教えてもろうちょったほうがえかろうと思うてですね。病棟と病床では、物すごく大ざっぱで、患者さんの入院費用、医療費用というんですか、どのぐらい違うもんですか。

○田村光総合病院事務部長

病棟と病床の費用の違いというのは、同じ内容でしたら変わりはないと思っています。

○土橋委員

ああ、そうなんですか。

○田村光総合病院事務部長

今おっしゃっていることが、緩和ケア病棟のことか、緩和ケア病床のことか、一般病 床の特定機能病院というか特定機能病床なのか。

- ○土橋委員 病棟です。
- ○田村光総合病院事務部長 緩和ケア病棟にした場合ですか。

○土橋委員

いやいや。緩和ケア病棟と緩和ケア病床では、医療費の高はどねえに違うんかと。つまり病棟にしようとするならば、常勤じゃなけんにゃいけんというのがあったんでしょう。それがおってないから、病棟にはならないけれども、病棟にならないと病床扱いでしょう。そしたら、その差はどのぐらいあるんかって聞きよるんです。

○田村光総合病院事務部長

現在の病床と、仮に緩和ケア病棟にしたときの違いというふうに受け取りましたけども、1人1日当たり1万円程度かなというふうに思っています。

- ○土橋委員1万円程度の何が。
- ○田村光総合病院事務部長差異が。
- ○土橋委員差が。
- ○田村光総合病院事務部長 はい。

○土橋委員

それ、1万円違ったら30万円ですからね。30万円で360万円と。それはでかいと。どうしても、それは光総合病院としては何とかしたいところだろうとは思いますが。それで、緩和ケア病床になっているんだけども、扱いも緩和ケア病床なんですか。

○田村光総合病院事務部長

申しわけないです。緩和ケア病床とはなっておりません。扱いとしては一般病床です。 そこはお間違いないようにしていただければと思っています。

○土橋委員

なるほど、私、勘違いしておりました。

そうすると、一般病床だということになってくると、ボランティアさんだとか何だとかというような話が緩和ケアの場合にはつきものですけども、そうすると、そういう人たちは、病院に対して出入りは全然ないというふうに理解してもいいんですか。

○田村光総合病院事務部長

ボランティアの件につきましては、徐々に体制を整えていこうと思っています。緩和 ケア病棟という名称になるかならないかは別にしても、対応としてはボランティアを募 集してやっていきたいというふうには思っています。

○土橋委員

いや、今の話ですよ。今、ボランティアさんなんかは、もう、きのうきょうの話じゃないよ。随分以前からのその話があっての話ですから、きょうがあるわけですから。のボランティアさんなんかは、現実にはおられるんですか。

○田村光総合病院事務部長

今、対象の緩和ケア病棟といわれる場所のところのボランティアは現在ではありません。

○土橋委員

そうやろ。もちろん緩和ケア病棟を予想して、まずはボランティアなんかもあらかじめお願いとかという意味なのかどうなのか、どういう言葉を使ったらいいかわからんが、これはやっていくんだと。時節到来というのがあるからね。というふうに認識していいわけね。そのために、前もってやるというふうな気持ちを持っていると。

○田村光総合病院事務部長

その計画で動いています。

○土橋委員

そうすると、今、緩和ケアなら、一般病棟から、ああ、そうか、一般病棟なら、緩和ケア専門のあの建物の中には入院患者はいないということですか。

○田村光総合病院事務部長

先ほど申し上げました、四、五名というのがそちらの病棟に現在入院されていらっしゃいます。

○土橋委員

緩和ケア病棟ということでつくったところに一般病棟として入っていると。一般病床 として入っているんだと。

○田村光総合病院事務部長

そういうことになります。

ただ、がん患者さんだけでもないので、ある程度は、緩和ケア病棟とは若干緩い感じで入れていただいています。

○土橋委員

ちょっと話がそれますけども、あそこの扱いはどうなるんですか、部屋代は。

○田村光総合病院事務部長

他の一般病棟と同様です。

○土橋委員

これは例えばの話で大変恐縮なんですが、あそこは、医師は常勤でなければならないというふうに聞いているんですけども、定数20で24時間ということになってくると、常勤の医師というのは1人でいいんですか、それとも、もっといるんですか。

○田村光総合病院事務部長

常勤というのは最低1名以上という回答になります。

○土橋委員

それと、医師がなかなか見つからないというのもあるんですが、これも大変無礼な話かもしれませんけれども、確かに医師はいないけれども、患者もいないからというのが本当じゃないんですか。

○田村光総合病院事務部長

実際に開設をしていないのでわかりませんけども、実は、開院の前にも問い合わせが 何件か既にございました。

ただ、対応ができていないので、何人ぐらい集まるかというのはわかりません。 当時、開設するに当たっては、光市内のだけではなくて、周南医療圏と岩国の医療圏、 そのあたりを見据えた上で、その20床を考えていました。

○土橋委員

いや、それはそうなんじゃ、それは当然のことなんでね。私は、お医者さんもおって ないけども、周南だとか、あるいは岩国だとかというのも考えて、その真ん中ぐらい にある光が20床ですから、満床で20床ですけどもね。20床ということは何ぼですか、240人。物すごく、20床じゃから240人と仮定して、そんなに、20人が全部全部ちゅうわけにはいかんけども、半分ぐらいは患者さんはいるんだろうか、どうなんだろうかというふうに思ったもんで、御無礼な話は聞いてみました。以上で終わります。

○河村委員

今、ボランティアの話がちょっとありましたので、従前からボランティアの登録についてお話をしておりましたが、まだ、そういった手続にないというようなお話じゃったんですが、計画的にはどのような計画をお持ちなんでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

今、仰せのは、今の病棟に関してのボランティアと思っていますけども、現在は、一般のボランティアは実際には受け入れをしています。その中で、すぐに病棟は始まりませんけども、それに対応できるボランティアの募集をホームページ上とかでやっていきたいなと思っていまして、その素案をつくっている状況になっています。

○河村委員

そのボランティアさんにも研修が恐らく要るんだと思いますので、そういった体制づくりをしっかりやっていただいたらと思います。

それから、先ほど病院機能評価の件がありました。私も前回、前々回、お話をちょっとさせていただきましたが、要はB判定からA判定、あるいは改善方法をどうするかという話をさせていただいたんですが、その計画はできましたか。そのままずっと放っておきますか。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院のは、受診後から委員会を立ち上げていまして、当然ながらBをAに持っていこうという努力はしています。どうしたら上がれるかということもやりながら、各現場に持ち帰って、毎月1度集まりをして、その改善方法とか、できるできないところもありますけども、それについて、次の受診に向けて、少なくとも現状維持、当然ながら、BならA項目という形に持っていくと、各部署に依頼をかけて改善をしていただいている状況です。

○河村委員

それで、この令和元年度の研修計画というのはでき上がったものがあるんですか。

○田村光総合病院事務部長

機能評価機構に対しての研修ということでしょうか。

○河村委員

要は、B判定からA判定というのは何ぼじゃったですかね、数たくさんありましたよね。それぞれについて、いろんな御議論を病院の中でされているんだと思います。

その中で、じゃ、前には言ったら、その接遇であれば、接遇の研修というのは、例えば何月にこういう形で研修するとか、あるいは、専門職であれば、専門職のこういった研修をこういうふうにしてやるというような、そういう研修計画です。

○田村光総合病院事務部長

研修につきましては、それぞれ委員会がございますので、接遇に関しても、人権に関 しても、看護に関してもございますので、年間の研修の計画はできています。

○河村委員

それでは、もうあとは改善されて、判定でいい結果をもらえるのを待つだけというような格好でいいんですね。

前回、定数を上げましたよね、職員の。要は、採用計画をこれからお持ち、もう既に あるんだろうと思いますが、その新しい採用計画と、そういった研修計画については いかがですか。

○田村光総合病院事務部長

採用計画と、その新人の研修計画は今までもございますけども、看護部だけでなくコメディカル等も入ってきますので、あわせて研修をするようにできています。

○河村委員

だから、採用計画のほうは、60人増じゃったですか、40人増かいね、増員計画がありますよね。その中で、じゃ、今年度は10人採用をふやそうとか、そういった採用計画。

○田村光総合病院事務部長

経年になりますので、今年度の採用と来年度、再来年度というふうな経年的な計画が ある程度できています。

○河村委員

その中身は、まだ今から検討ですか。

○田村光総合病院事務部長

今年度採用計画は全てできていますので、募集要項に上がってくると思っています。 来年度以降の採用計画につきましては、病院内では計画としては持っていますが、公 表することがまだ難しいかなというふうに思っています。

○河村委員

ですから、例えば、今年度の計画は何人なんですか。その具体的な中身までがおわかりなら。

○田村光総合病院事務部長

看護師が22名と臨床検査技師が1名、作業療法士が1名と理学療法士が1名、管理栄養士が1名の計26名の採用を予定しています。

○河村委員

しっかりスタッフの研修のほうをお願いしたらと思います。

それから、先般、私もちょっと、朝かかった人が夕方4時までかかったというようなことを言われたんで、「あなた、初診で行きゃあせんかったかね」とこう言うたら、「いや、初診じゃった」と言うんですね。前にもちょっとお聞きしましたよね。初診を診なければ、きちっと時間内対応ができると、こういうお話がいただいたと思うんですが、その人にも僕は説明をしたんですよ。一応、救急医療、急性期の医療をやっているところなんで、かかりつけ医は普通町医者のほうへ行かんにゃだめですよと、そこから紹介を受けてというふうに話をしたんですが、あんなこと言うたって、今、周東行ったら、ちゃんと書いちゃると言うんですよ。初診は控えてくれと。じゃ、うちは、その前に話しをしたときから、病院の中で、じゃ、そういうことを徹底しようというふうにするのか、今までどおり、いや、もう初診もやりますよと、こうするのか。明確なあれは出たんですか。

○田村光総合病院事務部長

前回もその話がございました。光総合病院の中では、一応幹部会議といいますか、そちらで検討していますけども、実際に、その初診云々が、費用云々もありますので、まだ確定をしておりません。どちらにしても、やるやらないに関しては、病院内でもう少し検討させていただいて、現状で行くかを決めていきたいというふうには思っています。

○河村委員

先日の一般質問の中でも、不採算部門という表現の中で、僻地、離島医療と救急医療を上げられたんですよね。私は、従前から、救急医療というのは、もう宝の山のような、病院からすりや思いがありますので。

今、患者さんが朝9時に来て、夕方4時までおることのそのイメージが与えられることがどういうマイナスがあるのかなと。それをできるだけ整理するためには、やはり初診については、地域の医療機関でどうぞと、こういうお勧めのほうが、私はもう正解であろうと思っておりますし、そのことで医師の負担が軽減でもされるんなら。そのことが、要は繰入金、市からいえば繰出金の効果なんだと思うんですよね。市立病院であることの効果というのは、そういうところから出てくると認識をしていますので、もうちょっと早目に、急いで御検討をいただいたらと思います。

従前になるんですが、徳山中央病院の3次救急、小児科なんかやっているときに、光 市の小児科のお医者さんも救急の医師として、実は参加していましたよね。うちは、そ れじや救急をやるときに、医師会の協力があれば、夜間の外来について、ひょっとした ら協力がもらえんのですかね。徳中が始まるまでは、市立病院で、たしか何回か診察も していただいたことがあるんですよ、小児科の。だから、そういうふうな体制づくりと いうのは、お医者さんの軽減にもなるし、そのことが市民に対するサービスでもあると いうふうに、私には捉えられるんですが、いかがですか。

○田村光総合病院事務部長

その時間外のことに関しましては、病院単独ではなくて、相手がある話でありますので、今、こうします、ああしますということがちょっとできませんが、相談はしてみることもいいかなとは思っています。

○河村委員

前の管理者のときには、そういったことで、もう少し医師会と親密になってというような話もあったんで、十分検討されたけれども、うまくいかなかったというようなこともあるんだろうとは思いますけど、常に、やはりそういう情報の共有を含めて会議を持ったりすることは大事なことなんで、そういう対応をぜひお願いをしたらと思います。以上です。

○萬谷委員

それでは、先行委員の質問でほとんどわかったんですけども、ちょっと旧光総合病院 について少し。

一般質問の答弁で、もう売却をするんだという方向性で行くような雰囲気であり、そ して周辺市町のことを考えると、マンションでも建てるのかなというような雰囲気もあ るんですけども。

•••••••• 憩••••••

○萬谷委員

それでは、旧光総合病院の跡地につきまして、ちょっと質問させていただきます。

一般質問でも答弁いただいたんですが、売却の方向で進めていくというふうに言われておりましたが、まず最初に、あそこの病院本体、駐車場とかはいろいろあるんですけども、本体であそこは何平米というか、どのぐらいの広さがあるのか、どうでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

旧病院の敷地の面積でございますが、1万511.67m²でございます。 以上です。

○萬谷委員

それでは、もし売却するとなると、ざっと計算して4億円から5億円、更地の状態でですね、なるんではないかと思われるんですが、その中で、やっぱり解体費等もかかってくると思いますし、解体費なんかは今から計算していくんでしょうけども、4億円、5億円で売れるんならばマイナスになることはないとは思うんですが、その中で、この光総合病院が建てられた、その前はあそこの土地は何に使われていたか御存じですか。

○佐古光総合病院総務課長

現病院の前は、日本医療団虹ケ浜病院という結核療養所が建っていたということです。以上です。

○萬谷委員

そうなりますと、やっぱり全国的に、こういう病院の跡地とかというのが、今の旧光総合病院の後もまだ病院だったというところで、やっぱり土壌の汚染もすごく考えられると思うんですね。その辺もやっぱり計算して、お互いに話が後から出てくると、本当に訴訟になっている場面もありますので、そうなると、非常にまた進行がどんどん遅くなってくるというところで、その辺も注意して、先にやってしまっておくのか、その辺も考えていただければと思っています。

それと、買ったほうがどう使おうが勝手だろうがっていう、基本的にはそうなんですよね。買ったほうがどう使っても関係はないんですけども、でも、やはり、例えば、野球につながって申しわけないんですけど、今のソフトバンクホークスだって、売るほう、ずっと南海ホークスからダイエーホークス、そしてソフトバンクホークス、これ、みんなホークスという名前を使ってくれということで、買ったほうが変えてもよかったんですよ、別に。でも、ずっとホークスを使い続けるということで、やはり、こちらから、こういうふうに使ってくれって、買ったほうの勝手なんですけど、でも、やっぱり都市計画の意味合いからも、例えば景観条例もございますし、そういう意味では、周りにも市営住宅もありますし、先ほどは言いませんでしたが、広い駐車場もありますし、その辺も含めて、できればこのように使ってもらいたいと。

大変あれかもしれんけど、ただ箱型のマンションが建つだけとかいうんじゃなくて、いろんな組み合わせが必要だと思いますので、病院局だけで考えるんではなくて、当然建設部、そして、もしかしたら経済部もありますし、当然企画、あの辺もあると思う、財政とも話さなきゃいけないと思いますけども、いろんな意味合いで、光市のためになるような方向性を出してほしいと思っております。よろしくお願いします。以上でございます。

○磯部委員

済いません、1点、聞かせていただきたいと思いますけれども。 まず、昨年30年に、医療の関係と介護の関係の同時改定がございました。その中で、 当初どういうふうな影響があるのかというふうな簡単なことをお聞きしたんですけれども、改めて、主にどのようなことが改正されて、どのように影響されてきたのかということを改めてお聞かせいただけたらと思っております。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院につきましては、今回の診療報酬改定におきまして、薬価、材料等に引き下げられましたが、当院が取り組んでおります急性期看護補助加算や医師事務作業補助加算と、当院が取り組んだ分野での引き上げがありましたので、全体的には、1人当たりの収益は変わりはございませんでした。 以上です。

○田村大和総合病院業務課長

大和病院について、改定に対する影響ですが、収入に対しましてはほとんど影響はな かったように思われます。

ただ、患者さんの退院先の流れが少し変わって、入院患者数にも少し影響が出たかな ということは思っております。

それと、介護保険を持っておられる方につきましてですけど、対象者はいませんでしたが、病院で急性期を終わられた方のリハビリが、この介護保険を使っていただくようになりましたので、通所リハビリ等を使っていただくようになりましたということが変わったぐらいと思っております。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護老人保健施設の、まずは入所サービスにおいてなんですけども、大和病院のほうからも今ちょっとございましたように、回復期病床や療養病床からの在宅復帰の要件で、介護老人保健施設に入所した場合には、在宅扱いにならなくなったために、直接こちらのほうに入っていただくということが難しくなりました。

また、介護報酬を上げるための算定要件を確保するために、入所前に自宅へ訪問等を行う必要が生じ、部屋が空いてからの入所するまでの期間も長くなっております。

また、通所サービスにおいては、大幅な減額改定がございまして、かなり厳しい予定ではあったんですけども、今のところ、通所に関しては、平成30年度は人数が増えた関係上、収入は保てているという状況であります。 以上です。

○磯部委員

ちょっとよく聞き取れなかったところもあったんですけれども、大和総合病院の退院 の流れが少し変わって、患者さんに御迷惑をかけるという、かけてしまったというふ うにお聞きしましたが、どのように変わったのか、もう少し詳しく聞かせてください。

○田村大和総合病院業務課長

在宅復帰率というのが入院基本料にございますけど、地域包括ケア病棟とかで在宅復帰率というのを維持する必要がありますが、それが地域包括ケア病棟から当院の療養型とかに来るときに、それが在宅復帰率にカウントされなくなりましたので、そういう流れが影響しまして、患者さんの流れが少し変わったんじゃないかと思われます。

○磯部委員

その担当でないとなかなか流れがわからないと思いますので。光総合病院に地域包括 ケア病棟というものがございますので、その後の退院に関してスムーズに、今まで大 和のほうに行っていた流れが少し変わったというふうな理解でよろしいんですか。

○田村大和総合病院業務課長

地域包括ケア病棟だけでなく、介護医療院とかもできましたので、そういう住宅扱い の行き先ができましたので、そのほかの影響もあろうかと思います。

○磯部委員

細かいことは、私たちももう専門の皆様にお任せするという形になりますけれども、何が言いたいかといいますと、やはり2年に1回、こういうふうな改定がございまして、医療の現場の方たちは本当御苦労が大変おありだと思います。にもかかわらず、すぐに対応していかなきゃいけないというそういうものがありますけれども、やはり経営の視点で見たときに、その報酬の改定を事前にしっかりとキャッチしながら、経営の視点でどう改善していくか、今の体制をもう素早く改定していかなければ収益の関係に大きく響きますので、そのあたりの対応はどのようになさっているのかを、大まかで結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

当然、施設基準等が変わったりしますので、診療報酬改定がある前のころからわかりますので、新たな施設基準があれば、それを目指して、それに合うような形をして、基本的点数を上げていくということがメインかなと思っています。

○小田大和総合病院事務部長

診療報酬改定によって新たに算定できる項目もありますし、今まで算定したものがなくなった、そういうものもあります。変わる前によく調査研究して、変わった時点ですぐに対応できるように、当院のほうでいろいろ調査研究して対応のほうを行っております。

慢性期病院ですので、患者さんの人数が一番重要と考えております。利用率が減らないように各医療機関とも連携しながら、患者さんが来ていただくようにPR、連携のほうを行っておるところでございます。

まほろばにつきましても、介護報酬が改定され、入所料についてもいろいろなランクづけができましたけれども、まほろばで、人数的にも、利用者の方も一番スムーズに

できるような体制のところを算定しながら運営のほうを行っているということでございます。

○磯部委員

短い期間に、その改定があるということで、非常に先が見えない部分も随分あろうかと思いますけれども、積極的なそういう情報提供、いろんなところにやはり出向いて、いろんな会議とかもあると思いますけれども、そこは、やっぱり積極的に会に、遠くても参加して、どういうふうな状況かというのをしっかりとキャッチして、運営のほうにすぐにシフトできるように、今後もお願いをしておきたいと思っております。以上です。

5 経済部関係分

(1)付託事件審查

①議案第74号 光市農業振興拠点施設条例の一部を改正する条例

議案第75号 光市周防多目的集会所条例の一部を改正する条例

議案第76号 光市農村婦人の家条例の一部を改正する条例

議案第77号 光市農産物加工センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

議案第78号 光市漁港管理条例の一部を改正する条例

議案第79号 光市漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第80号 光市フィッシングパーク設置条例の一部を改正する条例

議案第81号 光市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

議案第83号 光市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例

説 明:西村農林水産課長 ~別紙

質 疑

○森戸委員

75号の周防多目的集会所については使える状況にあるんですか。予算で室外機等の、 高く上げたりとか、そういう部分も含めて修繕の予算が上がっていたと思うんですが、 その辺の状況はいかがでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、多目的集会所の現状について御説明をさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、今回予算化されております進捗状況でございますが、今、エアコン部分につきましての入札が終わった段階でございます。それから、近々に、和室の部分の畳等の入札が終わる予定にしておりますので、まず、夏ぐらいには、再度貸し出しができるような状況にできればというふうに考えて、今、事務等を急いでおるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

1日も早く使える状況にしていただけたらと思います。

討 論

○土橋委員

今回、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、施設の使用料が値上げをされようとしているわけであります。市議会に提案された条例改正の大もとにあるのは、御存じのように、消費税増税にあります。この増税がなければ、この光市議会としても、こういうふうなものの論議をしなくても済むという話であります。

消費税増税に対して中止を求める声も日増しに大きく広がっております。今回の消費

税増税をめぐっては、いろいろと論議のあるところでもありますし、問題もあります。 軽減税率を1つとってみても、あるいはポイント制をとってみても、プレミアムあるい はキャッシュレス、自治体ポイント等々、わけのわからないような、何が何でも消費税 を上げるんだという、そういうメニューがずらりそろっておりますけれども、依然とし てまだ、この受け入れ体制が極めて不十分だというような報道もあるわけであります。 このような状況の中では、たとえ少額といえども使用料は取るべきではないと。

光市の当初予算は約200億円であります。本体を見直す方法等も含めて、やり方次第ではどうにでもなるというふうに思い、この条例改正案には反対をいたします。

採 決:賛成多数「可決すべきもの」

②議案第52号 令和元年度光市一般会計補正予算(第1号) [所管分]

説 明:西村農林水産課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○畠堀委員

2点ほどお聞きしたいと思います。

6次産業化の推進というようなところの観点から、特に水産業について、漁協の皆さんと一緒にいろいろな先進地を訪れていろんな研究をされたと思いますが、その後の 進捗と今後の予定等についてわかる範囲で教えていただけたらと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、光の水産業第6次産業化推進協議会、こちらにつきましてお答えをさせて いただきます。

この協議会につきましては、将来的な漁業経営の改善に向けて、第6次産業化等の事業に取り組むことを目的に、平成27年度に設置し、協議を重ねてきたところでございます。

その間の取り組みといたしましては、下関市や宇部市、愛媛県伊予市などの先進地への視察等を行い、商品開発についての一定の研修を行った後、実際にハモ、キスを活用した試作品の開発を行うなど、一定の事業を行ってきたところでございます。

昨年度は、新たな加工品の開発としてアカモクを採取し、その加工品開発への取り組みを行い、引き続きの実施を計画しているところでございます。

また、今後についてということでございますが、これまで協議を行っていく中で、漁師さん等をはじめとする水産事業従事者におかれましては、魚等水産物の捕獲等は行うが加工に取り組むことは困難という一定の方向を導いておるところから、加工につきましては、加工業者のノウハウにより商品化させていくことが最も現実であるという認識に至っているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。6次産業化という中で、加工については困難だという結論に達したということなんですけども、その辺の主な理由といいますか、どういったことが背景にあって加工は困難だという理由に至ったんでしょうか。

○弘農林水產課地產地消担当課長

加工について、困難というか、そこの部分は加工業者に、餅は餅屋という意味合いもあるんですが、基本的に、漁師さんの手によってそういった加工するのは難しいというふうな、もともと水産業従事者というのはかなり減ってきておるところもありますので、そういったところから、加工については加工業者のほうに委ねようという方向になったという経緯でございます。

以上です。

○島堀委員

今後の予定として、さらに先進地の事例だとか、いろんな研究を深めて、もう少し対象品目を広げていくとか、加工業者へのアプローチとして、加工に対するいろんな研究を広めていくとか、そういった予定については何かあるんでしょうか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

こちらにつきましては、新たな産品の開発、それから6次産業化等に一定の方向性が 見えた時点で、この協議会自体については一旦仕切り直しをしていく必要もあるのか なと考えている状況でございます。

以上です。

○島堀委員

漁業の担当される皆さんについては、若干若い方も入ってこられて、一時期ふえてきたわけですけども、そういった中で、やはり、そういった加工の部分については、従来ですと、やはり婦人部だとか、漁協を担当する身内の方とかがやったりするというのが今まで先進事例でも見ても、そういった形での漁協等の取り組みというのがあったと思いますが、まだ、光ではそこまでいっていないというような、今、お話でもあ

るような気がします。

そういった意味で、さらに漁業担当者の呼び寄せといいますか、もっとふやしていただくような取り組みにもさらにお願いをして、漁業の、また反映といいますか、活気のある漁業に向けての取り組みをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

次に、もう一点あります。

2点目ですけども、2点目は、光ブランド創出事業ということで、先日発表があったかと思いますけども、今年度の取り組みについて御紹介いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○讃井商工観光課長

光ブランド創出事業でありますが、これは昨年度から始まった事業で、本市の土産品の開発を支援とともに、開発された土産品を光セレクションとしてブランド認定をして、 光の名を発信しようとするものであります。

今年度の取り組みの前に、ことしの3月議会以降についてちょっと説明をさせていた だきます。

3月28日に、光セレクションの認定式を開催をしまして、6品目を光セレクションとしてブランド認定をしたところであります。また、同時に、光セレクションのロゴマークについての最優秀賞を表彰もいたしました。これまで、ホームページの掲載等を通じて、光セレクションの認定品やロゴマークの情報発信に努めてきたわけでありますが、今後も引き続き、さまざまな機会を通じて周知啓発に努めてまいりたいと思います。

今年度の取り組みでありますが、今年度も昨年度に引き続きまして、この事業を補助金による土産品の開発を支援をすることとしており、昨年度と同様、市内で生産または加工された地元食材を使用した新たな土産品開発、それから、パッケージやラベルなどのデザインを変更する既存の土産品の改良に対して補助金を交付する予定としております。

今年度は、地元素材を使用しない新たな土産品開発に対しても補助金を交付することとしており、さらに、光の知名度向上、イメージアップを図ってまいりたいと考えております。

それから、ブランド事業の今年度の事業として、販路開拓促進ということで、土産品や特産品のPRと販路開拓を図るために、県が関与する展示会、商談会等への事業者の参加経費についてその一部を補助をする制度を設置をすることとしており、7月からその事業ができるよう、現在準備を進めているところであります。

以上でございます。

○畠堀委員

この事業については、やはり中小の皆さんの開発に向けての意欲を高めるという意味ではすごく時期を得た取り組みではないかと思いますし、実際にそういったことが反映されて、前年度も6品目の品物が認定されているということで、非常に前向きないい取

り組みだろうというふうに考えております。

さらに、今後こういった製品のPR、販路拡大というような形でお話がございましたけども、具体的に、じゃ、商工観光課として、このセレクトされた6品目、これを一過性で終わっていくんではなくて、ある程度育てていかないといけないと思うんですけども、どれぐらいのスパンでこういったものを育てていこうとするのか、具体的にどういったところでこういったものをPRして、まずは市民の皆さんに認知してもらう、そして、市外の方に認知してもらうという段階は踏まなければいけないんだろうと思いますけども、その辺のところについて、長期的な取り組み、中長期の取り組みとして、どのような今後の商品育成についてお考えがあるのか教えていただけたらと思います。

○讃井商工観光課長

光セレクションのPRについてでありますが、現在、さまざまな機会を通じて、この 光セレクションのPRに努めているところであります。直近でいいますと、先日開催さ れましたビーチランHIKARIでの紹介や、今後、ふるさと光応援寄附金の返礼品へ の登録など考えているところであります。

長期的な取り組みというところでありますけども、現在、この事業で光セレクションをPRしていくことについては積極的に行いたいと思うんですが、いざ、その商品を買いたいといったときに、すぐ、その商品が買えるように、量産であるとか、その商品の確保というのが一つの課題になっているわけなんですが、そういったところを事業者の協力を得ながら、これは一朝一夕にはいかない取り組みだろうとは思いますので、ある程度時間を要することもあると思いますが、粘り強く働きかけ等を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○畠堀委員

市として、こういったセレクションを認定していくということになりますので、やはり、今お話があったように、ビーチランでの紹介ということで、所管を超えて、光市のいろんな至る行事、今、職員もありますし、いろんな部署での行事において、もう徹底的にこういったものをアピールしていくんだというような姿勢をもう明確に出していただくということが大事なんじゃないかと思います。光市としての認定品ということで、光市として育っていくんだというようなことをPRしていただくと、中小の皆さんも、やっぱり、これに目指して頑張ろうという意欲にも伝わってくるんじゃないかと思いますので、せっかく始まったいい行事なので、ぜひ、中長期の観点から、光市の産業の盛り立てということも含めて、対処をもって進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○磯部委員

2点お聞かせいただきたいと思います。

まず、昨年末に、長年の懸案事項であった栽培漁業センターの跡地、一定の方向性が示されたところでございますけれども、その後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

○弘農林水産課地産地消担当課長

それでは、栽培漁業センターの水槽跡地の売却に向けての進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。

委員仰せのとおり、平成30年12月議会でお答えをいたしましたとおり、民間事業者等へ売却することとし、平成31年3月補正予算では、土地の分筆、測量、不動産鑑定にかかわる経費につきまして予算化いただき、今年度繰り越し、事務を進めているところでございます。

その後の状況でございますが、アワビの中間育苗を行っております栽培漁業センター部分は引き続き事業を継続することとし、そのほかの約4,300m²を売却の方向で考えております。

売却先といたしましては、水産業の6次産業化、地産地消の拠点として整備すること を具現化できる事業所を、一例で申しますと公募といった手法もございますが、そうし たことを検討しているところでございます。

また、当該用地整備に国の補助金を活用いたしましたことから、その売却に向けまして、その補助金の取り扱い等について国と調整を行っておりまして、その結果を待って 具体的な事務を進める予定としているところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

それは大体どういうふうなスケジュールで、今後ですけれども、そのあたりが完了すると見込んでいらっしゃいますか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

先ほども申しましたとおり、国の協議を待っている状態ですので、いつからというところはなかなかお答え難しいところではございますが、今後に向けましては、栽培漁業センター部分の整備、こちらにつきまして予算確保等、こちらについて準備をしながら、これらの諸整備や、それと並行して購入希望の事業所を公募、審査、これを行った後に契約、売却という手順になっていくのではないかというふうに想定しておりますが、先ほども申したとおり、国との調整が終了しないとそこにスタート切れないという状況でございますので、できるだけ早急な終結を期待しながら、その結果を注視しているところでございます。御理解賜りますようお願いいたします。

○磯部委員

長年の懸案事項でございましたので、これが前向きに動いているということで、積極 的にお願いを申し上げたいと思います。 そして、もう一点ですけれども、室積海岸の保全の整備ですけれども、今、進捗状況 についてお聞かせをいただきたいと思います。

○西村農林水産課長

それでは、光漁港海岸保全施設整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

まず、高潮堤防でございますが、全体計画延長が800mございまして、平成30年度末時点で、そのうち約120mが完了しており、進捗率としては15%でございます。

次に、養浜につきましては、試験養浜を行った $2 \, {\rm Fm}^3$ 以降、養浜は行っておりませんので、全体計画 $13 \, {\rm F5}$,000 m 3 のうち、 $2 \, {\rm Fm}^3$ 実施ということで、進捗率は約15% でございます。

次に、用地購入についてでございますが、全体計画として20筆を予定しておりますが、 このうち10筆の用地買収が完了しており、進捗率としては50%でございます。

最後に、建物補償でございますが、全体計画として、15戸を予定しておりますが、このうち5戸の補償が完了しておりますので、進捗率は約33%でございます。 以上でございます。

○磯部委員

先ほど、室積海岸の保全整備の進捗状況ということについて詳しく説明がありました。 高潮堤防は目標の15%、養浜も15%、用地に関しては50%、建物補償に関しては33% ということで、なかなか前に進んでいないというジレンマもあるかと思いますけれど も、これ、平成14年からいろいろ議論を重ねてきて、やっと、その具体的なそういう ものになったというふうに、私たちも思っているんですけれども、一番地域の方が御 不安に思っていること、急にこういうものができてどうなるんだろうかとか、いろい ろな意味で、地域の方とのコミュニケーションをどのようにとられているのかという 点について、まずはお答えをいただきたいと思います。

○西村農林水産課長

それでは、事業を進めていくうえでの地域の方とのコミュニケーションのとり方について、お答えを申し上げます。

先ほど、委員からのご質問にもありましたとおり、国の交付金が十分にされない状況もあり、思うように進んでおりません。こうした事業が進まないことについての問い合わせなどに対しては、地元から問い合わせがあった場合には、丁寧な説明を行い、地元関係者に理解を求めていきたいと考えております。また、毎年、高潮堤防の工事を実施しておりますが、この工事の実施にあたり、周辺の自治会に工事の案内回覧などを配布して、その工事の進捗状況や、工事の内容などのご説明を行っております。なお、工事に対する説明など、ご要望があれば、必要に応じて、説明会などの開催も考えております。

今後とも、関係自治会と連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○磯部委員

いろいろ工事を進めるに当たって、地域の方のいろんなお声を丁寧に聞いて、若干変更されたり、丁寧にやっていただいているというのは十分わかっておりますけれども、このあたりのことについては、今後ともよろしくお願いをしておきたいと思います。また、予測もつかないとは思いますけれども、今年度の国からのこの交付金の状況、どのように考えておられますでしょうか。

○西村農林水産課長

今年度の国の交付金の状況というご質問でございますが、今年度の状況も削減方向で、市から要望いたしましたのは、事業費ベースで1億8,000万円、国の交付金ベースで申し上げますと9,000万円でございますが、今回交付される額は事業費ベースで3,000万円、国交付金ベースで1,500万円という事業費となっております。

内示額がかなり小さかったということもありまして、事業の内容を大きく変更しております。

当初の1億8,000万円のときの事業計画におきましては、胸壁工、いわゆる高潮堤防を100m、建物補償を5戸、そして用地取得を5筆予定しておりましたが、今回内示額が3,000万円になったことから、まず、建物補償と用地補償をそれぞれ1つずつ実施し、残りの事業費で、胸壁工をおよそ15m程度実施する計画に見直しております。以上でございます。

○磯部委員

最近は何が起こるかわからない、いろんな自然災害で、各地域でいろんな問題を起こしておりますけれども、近年、大きな台風が襲来しておりませんので、昔のようなことは最近はないんですけれども、いつ、昔のような大きな台風が来て、大きな被害になるかということも考えると、着実に前に進めていただきたいなという思いがございますし、今までどおり、住民の方の丁寧な説明は引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○森戸委員

経済部所管の災害復旧の工事の進捗状況をお聞かせいただけたらと思います。

○西村農林水産課長

それでは、経済部所管の災害復旧の進捗状況についてお答え申し上げます。 平成30年度に発生いたしました災害復旧の進捗状況についてでございますが、まず、 被災した農業施設の土砂撤去について、昨年より、早期復旧を目指し応急復旧作業も継続してまいりましたが、対応箇所が多く、また対応できる業者数も限られていることなどから、年度内完了が困難となり、翌年度に繰り越し、継続して実施することといたしました。

撤去の優先順位として、豪雨時、出水被害が想定されるものや耕作に影響があるものなどを優先して進めた結果、それらについては撤去が完了しております。残りの事業については、地元関係者との調整が必要なものとか、あるいは、耕作が終了した後に実施すべきものなど、事業量もわずかでございますので、年度内完了が見込まれる状況となっております。

次に、農業用施設の災害復旧についてでございますが、被災規模の大きい箇所を優先的に進めることとして、状況を見ながら近接する小規模な箇所をあわせて実施するなど、対応する業者数が限られておりますので、効率よく円滑な工事が図れるよう努めた結果、工事は順調に進んでおります。

今後は、年度内に全ての工事が完了できるよう、適切な工事管理を進めてまいりたい と考えております。

最後に、住み家の裏山の崩壊についての復旧を行います小規模治山工事につきましては、2度の入札不調があり、一部請負業者が決定していない箇所もございましたが、事業の性質上、一刻も早く復旧工事に着手する必要があるとの考えから、被災箇所に近接する業者、あるいは、梅雨時期までの対策が終えた業者など、工事に協力していただくよう、お願いに上がりまして、全ての小規模治山工事を実施できる見込みがついたところでございます。

平成30年度の災害は被害が極めて大きく、復旧しなければならない箇所が数多くございますが、早期復旧を目指し、適切な工事進捗を今後も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

特には、治山の部分に関しましても、最後の部分で、治山自体は17件程度あったんではないかと思うんですが、それも契約というか、そういうところまでいっているということでよかったんですかね、そこまでいってないかね。それをもう一回。

○西村農林水産課長

未契約分について、工事を進めてもらえる業者の見込みが立っている状況ということ でご理解いただければと思います。

○森戸委員

わかりました。梅雨もシーズンに入ってきますので、この時期、工事ができるのかど うかわかりませんけれども、復旧が早くいくように努力を引き続きお願いできたらと 思います。 それと、気になるのは懸山の部分がありますよね。その辺は、進捗はここでよかったですか。どんな感じですか。国道のところですよね。

○西村農林水産課長

懸山の治山工事に対する御質問と思います。

現状、昨年の7月に崩壊いたしまして、応急復旧を進め、今、下の部分を応急的にモルタルで吹きつけをしまして、上の部分は、ある程度のり枠が完了した状態になっております。引き続きまして、その下まで、今年度、のり枠を延長して復旧する予定ということを県の方から聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

要は、完了のめどというんですか、その辺のところはどこぐらいに設定されていました。

○西村農林水産課長

一応、県の方から、その工事がこの年度内に完了するということを聞いております。 以上でございます。

○森戸委員

この前、昨年の災害で崩れたところは、それで、今年度でもう完了するということなんですか。

○西村農林水産課長

一応、この事業で完了することと聞いております。

○森戸委員

了解をいたしました。

次に、ゲリラ豪雨が多発をしているということで、山とか森が持つ機能、これをどうするかというのが一つ大きな課題だと思います。その辺をどういうふうに進めていくかなんですが、まずは、山とか森についての周知の部分が必要になってくると思うんですが、今年度の予算で、市民環境税の前倒し分が400万円程度でしたか、あったんではないかと思うんですが、5年分でしたか。

今年度の動きに関しては、予算のときにも説明があったと思います。所有者に対する、 啓発するようなものを行うということだったんですが、どういうことをするのかも含め て、進捗状況もあわせてお知らせいただけたらと思います。

○西村農林水産課長

それでは、森林環境譲与税関連事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

今年度は、先ほど委員仰せのとおり、森林所有者に対して啓発する資料を作成、送付する取り組み、これを意識啓発として行うこととしております。

この送付する文書の内容でございますが、まず1つは、私有林の荒廃が進むことによって、森林の公益的機能が失われているという状況を伝えるもの、そして、もう1つは、所有者自身が森林整備を進めることにより、災害に強いまちづくりを推進できることをお知らせすること、そして、そのために必要な森林整備に対する各種補助制度を活用して、森林整備を森林所有者の方に促すような、内容の文書を御案内し、森林経営計画への参加を促す、こうした取り組みを行う予定としております。

実施時期につきましては、今、災害復旧に係る梅雨時期に向けたさまざまな対応をしておりますので、これが一段落する6月末、あるいは、7月の初めごろから準備を開始する予定としております。

以上でございます。

○森戸委員

3点ほど、文書の中身についてお示しがあったんですが、これを送ることで、どうですかね。例えば、所有者が、そういう森林を整備するような方向にいけますか。要は、この効果自体はどのぐらいあると思っていらっしゃるんですか。

○西村農林水産課長

この取り組みに係る効果というお尋ねと思います。

今回、森林所有者に対する啓発を行う目的ですが、山を頻繁に整備されている方は、 自分が山の所有者であり、ここに山を持っているということを十分にご認識されてい る方だと思います。

ただ、そういう方ばかりではないことから、現状、森林の荒廃が進んでいるものと思われます。このため、まずは我々が送付した文書をご確認いただき、私は森林の所有者なんだということをご認識いただいたうえで、森林整備に取組むための、その第一歩目をこの意識啓発の取り組みの中で生み出していきたいと考えております。以上でございます。

○森戸委員

これを送付される数というんですか、どのぐらいの数になるのかということ。 私有林を持たれている方全てに送られるということなんですか。

○西村農林水産課長

送付する文書ですが、私有林を持たれている全ての方を対象としております。今、対象箇所は、およそ8,000件を想定しております。 以上でございます。

○森戸委員

わかりました。その8,000件で、よく管理を、要は放棄されているようなのはどのぐらいに当たると思われるんですか。ざっくりでも構わないんですが。ほとんど、そういう状況というのは、森林経営計画に参加をしてほしいということでしょうから、どのぐらいかというのは把握は当然されているんかなと思うんですが、ざっくりでいいんですが、どのぐらいですか。

○西村農林水産課長

文書を送付する相手を、今後、詳細に調べていく作業がありますので、その段階で、 今、ご質問いただいたような内容が把握できていくものと考えております。 以上でございます。

○森戸委員

まずは、そこから始まるのかなと思いますので、これは国民1人当たり1,000円だったんですか、山を持たれていない方もその分をお支払いするわけですから、その分の効果が最大限に発揮されるようにお願いしたいということと、我々も注視をしたいなと思います。

それと、山の日が国民の祝日になって3年になるんですかね、そこまでいっていないかな。これまでに、どんな山の日を迎えるに当たって、啓発とかそういうイベントが打たれてきたのか。その辺何かありますか。それを祝して、山は大事ですよとか、そういう意味合いでというのをやられると聞いていたんですけど、そうでもなかったでしたっけ。

○西村農林水産課長

今、私が記憶している範囲において、そのような、イベントはあったかわかりません。

○森戸委員

まあ、せっかく祝日となったわけですから、意図としてはそういうことだと思いますので、なければ何らかの関連をしてタイアップをするとか、いろいろ方法があると思いますので、山とか森がそういうふうな状況ですから、啓発の機会として、ぜひ御認識をいただけたらと思います。

それと、光市には市民の森というのがあろうかと思います。コバルトラインのところにあるんではないかと思うんですが、それ自体がどのぐらいの広さで、どういう経緯でできたのか。どのぐらいの予算をかけて、今、管理をされているのか。それ自体、市民はどれぐらい知っているのか。その辺がつかめたら、お答えいただけますでしょうか。

○西村農林水産課長

市民の森の建設の経緯ということでのお尋ねですが、市民の森は都市の周辺、近郊地域に優れた保健機能とあわせて、治山治水機能が期待される森林を造成し、自然との融和、調和のある社会生活を実現するための憩の場を提供することを目的として、昭

和54年4月にオープンいたしました。

事業の実施主体といたしましては、山口県になります。事業費は1億4,000万円で、全体面積113haで、12カ所の森が整備されております。 以上でございます。

○森戸委員

要は、その、市民の森ということですので、その整備するための効果が当然設定されているのかなと思うんですが、その辺がわかります。例えば、森林浴とかいろいろあろうかと思うんですが、その辺がわかれば。

それと、どれぐらいのお金がかかっているかという面もわかればお願いいたします。

○西村農林水産課長

まず、事業費に関しては1億4,000万円です。

○森戸委員

維持管理は。

○西村農林水産課長

維持管理については約300万円程度かかっております。

それと、効果につきましては、森林浴、レクリエーションの場として活用することを 目的として整備されております。

○森戸委員

実際の活用、動員というのはどうなんですかね。

○西村農林水産課長

コバルトラインがありますので、周辺を車で回られるとか、トイレ休憩もできますし、 また、展望台もありますので、光景を楽しむなど、さまざまな活用をされているもの と思います。

以上でございます。

○森戸委員

昔は、オリエンテーリングとかそういうものがあったんだろうと思うんですが、今、 余りお見かけをしないといいますか、活用自体もそんなに活用されているわけでもな いのかなと思いますので。

以前、商工会でも商工会議所でも、コバルトライン自体をもっと整備して、観光として使われたらどうですかというのを、毎年要望が上がっていたと思います。要望は上がっていたんですが、最近は、実は落とされて、というのも、なかなか動きがないので落とされたんだろうと思うんですが。

やっぱり、これだけ災害が多発化をしてくると、そういう市民の森とか山についてとか、そういう部分の啓発というのはとても大切なことだと思いますので、森林環境税も取られていくわけですから、今後ですね、その辺の啓発にもう少し、年間300万円もかかっているわけですから、管理にですね、力を入れていっていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、今度は農業に関してお尋ねをいたします。

水田のジャンボタニシの対策についてお尋ねをいたします。

これは、昨年も委員会で質問が出されたと思います。昨年は、周防地域について、ジャンボタニシが発生をして、田植えの後の稲を食い荒らすという被害が出ておりました。私も水路を確認に行って、かなりの量のジャンボタニシが生息しているのを確認をいたしました。

現状、昨年の被害とか発生をどのように把握しているのか。また、今年度の状況は確認をされましたでしょうか。その辺のところから。

○弘農林水產課地產地消担当課長

ジャンボタニシの発生にかかわる質問にお答えをさせていただきます。

基本的に、ジャンボタニシの昨年の質問でもございましたけれども、今、千田郷を中心に発生等がございまして、そちらで農家さん等から報告をいただいた中で、調査は毎年7月に実施をしておりまして、今年度はまだしていない状況ではございます。

昨年度につきましても、千田郷をはじめ、それから隣接しております殿山でありますとか、新宮でありますとか、そういったところで発生しているのを確認したところで ございます。

ジャンボタニシにつきましては、用排水路から侵入するとか、機械にひっついて移動するとかということが主な原因と言われておりますので、今年度につきましては、昨年の豪雨による影響が懸念されているというふうに考えてる状況でございます。 以上でございます。

○森戸委員

豪雨による何が懸念をされているんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

豪雨で流れ込んでくるというか、そういったことでの数がふえてくることがちょっと 懸念しているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

生息区域なんですが、かなり広がっているといいますか、三井のほうでもいるということも聞いているんですが、その辺はどうですか。その範囲と、要は実態の被害状況といいますか、どのぐらい損をしたんやとか、そういうふうなところも、お困りぐあいも

どのように捉えていらっしゃいますか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

先ほども申しましたとおり、一応、農家さんのほうから報告に基づいて調査ということをさせていただいておりますが、今時点で、三井地区のほうから、そういった被害、特に被害というのが、植えたばかりの稲にある程度影響があることがありまして、少し大きくなると、そういった被害とかも出にくくなりますので、ちょっと、小さいうちでされたりとか、あるいは、今年はちょっと稲作が若干遅いなというふうに感じるんですが、それもある程度稲が大きくなってから植えられれば、影響も少し減ってきてというふうな工夫なのかなというふうに、我々もちょっと考えているんですけれども、そういったことも含めて、また7月ごろにちょっと、しっかりした調査のほうをさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○森戸委員

私は、この5月ぐらいに、植える前の時点でも、昨年の被害から、ことしもあるんじゃないかということで、農業者に言われたわけなんですけれども、なるほどね、遅らすという対策ね、なるほど。

この対策自体に関しては、周知とかそういうふうなものはどういうふうになっているんですか。農業者の中でのこの分なんですか。それとも、こちら側から何か発信するものがないんですか。

○弘農林水産課地産地消担当課長

市のほうからは、特にこういったことでということの発信はいたしておりませんが、 農協さんの営農指導員さん、こちらのほうによって指導をされておられるというふう に伺っております。

以上でございます。

○森戸委員

農協さんがやられるのもいいんですが、農政のほうの担当も我々の経済部にあるわけですから、多少捕獲をするなり、周知をされるなりすることが必要なのかなというふうに、私は何軒か農家さんを歩いてみて、そういうふうに思いました。市としては特に何もないのでどうなのというような形で聞きましたので、ぜひ調査を通じて把握をされまして、対策をお願いをいたします。

農業者としては切実な御要望だったと私は思っておりますので、昨年も、周南市は薬剤の駆除をするための補助制度があるんですが、光市は何でないのというふうに言われておりますので、その辺の部分もよくよく調査をされるときに御確認をいただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、もう2点ほどあります。

サイクル県やまぐちへの対応ということでお尋ねをいたします。このサイクル県やまぐちへの対応なんですが、今、山口県が推進をしている、サイクリングを活用した観光振興についてお尋ねをいたします。

このサイクリングを活用した観光振興については、平成29年5月に、自転車活用推進 法というものが制定をされました。この法律では、二酸化炭素等を発生させない自転 車の特性を生かすということと、自動車依存の低減による健康増進、交通混雑の緩和 等の経済・社会的な効果をもたらすことなどを基本理念としております。

この法律に基づく計画では、自転車交通の役割拡大に向けたシェアサイクルの普及促進や観光立国の実現に向けた体験型、交流型の旅行の促進などの施策が位置づけられております。この法に基づいて、山口県では海、山、川の観光資源を生かすべく、サイクリングの普及を促進をしておるんではないかと思います。

県内でもたくさんの大会が開かれておりまして、関係者といいますか、サイクリングをされる方に聞くと、非常に、山口県は道路が舗装もいいし、道路が整備をされていて、道路のネットワークも非常にいいということで、サイクリングにもってこいだということを聞いております。海もあるし山もあるし川もあるということで。

光市として、どういうふうなニーズがこのサイクリングについてあるのか。また、観光に生かせないか。そういうふうなサイクリング等を行う環境としてはどうなのか、 その辺を検討する必要があるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○讃井商工観光課長

今、委員さんのほうから、サイクル県やまぐちに関する御質問をいただきました。 これ、県はスポーツ振興課が所管をされておりまして、本市においては教育委員会が 所管ということでありますが、観光振興面ということでありますので、御質問にお答 えをしたいと思います。

ニーズであるとかそういった調査なんですが、このサイクル県やまぐちにつきましては、まず本市の状況でありますが、サイクルエイド、これは、自転車に乗る人のための空気入れとか簡易の修理工具セットが常備されている場所ということで、光市内2カ所設置をされております。山口マツダ光店と里の厨がこのサイクルエイドに指定をされているとのことであります。

こうした取組みも県がされておるわけなんですが、光市においてどういうニーズがあるかということに関しましては、サイクリングにつきましては、光の豊かな自然風景を楽しんでもらえるということで、点在する観光資源、これをつないでいけるような、そういうアイテムでもありますことから、今後どういうような形で活用が可能か、ニーズがあるかとか、ということも所管と相談しながら考えていきたい思っております。

以上でございます。

○森戸委員

このサイクリング、サイクリスト、その辺の角度というのが、今まで市の観光の中に

はほとんどないと思いますので、ぜひ一度調査をお願いしたいと思います。どのくらいのサイクリングの人口があって、今の光がある、持っている観光資源とどういうふうに連携できるのかとか、コースですか、ウオーキングのコースはよくありますけど、こういうコースに関しては一切言及が余りないと思いますので、その辺のコースの設定、大会も広島から柳井を通って上関まで行くようなロングライドのコースもあると聞いていますので、そういう部分へのかかわりとか、いろいろ、点から面に展開をしていくと、いろんな広がりがもっていけるんじゃないかと思いますので。

例えば周南地域でもそういうふうな連携もできるでしょうし、光はまさしく海と山と 川もありますので、そういうのが生かせる一つの大きな材料になると思いますので、ぜ ひ研究をお願いしたいと思います。

最後に、もう一点お尋ねをいたします。デマンド型交通のコンビニクルの普及についてお尋ねをいたします。

これは、3月議会で質問をいたしました。3月議会では、高齢度が進展する地域への公共交通網、デマンド型交通の導入について質問をいたしました。この質問については、昨年の12月の環境経済委員会でも、周防地域からの連合自治会さんからの要望として地域内交通の導入推進に向けて、委員会で陳述も行われました。

3月に質問した以降、高齢者のアクセルとブレーキを踏み間違えによる痛ましい事故も多発をしておりますし、免許の返納も進んでいると聞いておりますので。以前のときは、公共交通網形成計画の加速化を地域内交通に関して求めたわけなんですが、まさしくその導入が強く求められているときだと思いますので、その後の進展はどうなのか、その辺もふくめてちょっとお知らせをいただけますでしょうか。地域内交通の中でのデマンド型交通、特にコンビニクルという点でお願いできたらと思います。

○讃井商工観光課長

地域内交通ということで御質問をいただきました。3月以降の取り組みというところで言いますと、大きく報告できることはありませんが、昨年行いました地域でのワークショップ等、そこで出た意見等を参考にしながら、今後の地域内交通、コミュニティ交通等の推進については、計画に沿った形で今後も進めていきたいと思っております。以上でございます。

○森戸委員

新たに病院に向けたバスとか、いろんなネットワーク間の促進に関しては導入が進んでいるのは理解をしておるんですが、地域内の部分に関してはなかなか進みませんので、ちょっとお尋ねをいたしますけれども、光市の、例えば免許の返納の動向とか、光市北部の上島田、三井、周防の高齢化の進展の速度とか、その辺の部分はどのように御認識をされていますでしょうか。

○讃井商工観光課長

地域の高齢化の進展速度については、今、詳細な資料は持ち合わせておりませんが、

島田、周防、大和地域、いずれも高齢化は進展しているという認識でおります。 以上でございます。

○森戸委員

上島田、周防、三井地区で申し上げると、高齢化率の10年前の比較を申し上げますね。 県と全国平均との比較を示すと、平成31年の1月現在で、国の高齢化率が27.7%、山口 県は33.4%、上島田が36.1%、三井は32.5%、周防は38.9%となっております。10年前 と比べると、上島田、三井で約10%、周防で7%上昇しております。光市が平成31年1 月末で34.9%なので、周防、上島田は、市や県より早く高齢化が進んでいるのかなと思 います。ちなみに、大和地域は42%ということで、さらに加速化をしていると思われま す。

それだけではなくて、この三井、上島田、周防の3地域の高齢者の単身世帯は3地区で279人、10年前がですね、それが全体で357人という状況です。特筆すべきなのは、75歳以上の2人暮らしが、10年前は63世帯だったんですが、283世帯に急増しております。免許の返納者なんですが、光単独での数というのはデータがないんですが、光署管内ということで申し上げると、平成30年で、全体で264人ということで、これが今徐々にふえてきているのかなと思います。

光市北部がざっと1万人程度というような状況だとすれば、ざっくりで言うと、四、 五十人程度がいらっしゃるのかなというふうに思います。そういうふうな状況なんです が、それを聞かれていかがですか。

○讃井商工観光課長

医療、介護、予防、生活支援が地域包括ケアシステムの中にあって、交通というのも大きな問題ということもあり、現在、地域でいろいろな取り組みが福祉所管でも行われているというふうに聞いております。

地域内交通ということで、商工観光課のほうもそこにどういうことができるかと、具体的には、委員さん言われた地域内交通ということでありますが、そういった取り組みを早く実現できるように進めていかなくちゃいけないという思いであります。 以上であります。

○森戸委員

我々としても、具体的には、そういうコンビニクルという提案をしておりますので、 ぜひ導入に向けて、本当、早いところで求められていると思いますので、お願いをい たします。

以上で終わります。

○田中委員

1点だけ、御質問させていただけたらと思います。

ソフトパーク内にあるYIC専門学校についてなんですが、先日来、専門学校のほう

からなんですが、ちょっと記者発表があって、来年度の募集停止、また、その次の年の 閉校という部分があったんですが、市のかかわる施設でもございますので、その辺の報 告をいただけたらと思います。

○讃井商工観光課長

先日、6月10日のことでありますが、YICのほうから発表があったのを見ております。それは、YICの保育&ビジネス専門学校の光校においては、来年度の募集を停止をし、令和3年3月で閉校するとの発表内容でございました。 以上です。

○田中委員

そのこと以外で。

YICの記者発表のほうでは情報は得てはいるんですが、かかわるところという部分で、市とのほうの協議内容とか、指定管理のほうもかかわってくる部分もございますので、その辺の話し合いというものが行われていたのかどうか、行われていることだと思いますので、その辺の報告をいただけたらと思います。

○森重副市長

今、田中委員から、YIC保育&ビジネス専門学校についての御質問がありましたので、改めてお答えを申し上げたいと存じますけれども。

今、学校が発表したことの内容については、商工観光課長のほうから説明をいたしたところですが、もう一方、テクノキャンパス研修センターについて、要は、YICが今、指定管理者として令和4年3月末までの指定管理期間あの施設の管理を委託をしておる状況でございます。

まず1つ目の保育&ビジネス専門学校が募集停止し、令和3年3月末をもって閉校をするという申し出がありましたので、これについては、私どものほうで一応お聞きいたしました。

今後は、現に、本年4月に入学された生徒さんもいらっしゃいますし、今、第2学年で勉学に励んでおられる生徒さんもいらっしゃるわけですから、それは確実に資格の取得と卒業に向けて、学校としての本来すべきことについてはお願いをいたしました。あわせて、もう一方の令和3年度までの指定管理業務については、今後、改めてYICさんと協議を進めていく必要があると思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、YICとは密接な関係を持ちながら、まずは、現状 勉学に励んでおられる生徒さんを第一優先、もう一つは、指定管理業務についてYI Cと協議を進めていくこと、もう一つは、直接今お問い合わせではありませんでした が、今後、あの施設についてどのようにしていくかということは、今度、光市として 考えていく必要があるというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。これ、今通っている方たちは確実に学んで卒業していくということが 第一であります。これは、保育という部分を目指す部分で、進路として目指していた子 も少なからずいるのではないのかと思いますので、関連ある市のほうからも、やっぱり 記者発表ないし何かお知らせすることが必要ではないかと思いますので、その辺はひと つお願いしておきたいのと、もう一つ、今後、YICとの協議の中で、やっぱり市に関 することなんですので、何かしらのタイミングで議会のほうにも報告をいただけたらと 思いますので、そのことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○河村委員

お話で、当初の指定管理の契約の中でのリスク管理について、私は、契約内容について承知をしていないんでよくわからないんですが、どういうふうな、こういうときの契約のリスクはどういうふうに状況的にはなっていたんですか。

○讃井商工観光課長

申しわけございません。今現在、資料を持ち合わせておりません。

○河村委員

じゃ、指定管理じゃなくても、当初、YICが進出をしてきたときに、何年契約とかそういった類いのことを含めて、ちょっと説明をいただければ。

○森重副市長

YIC保育&ビジネス専門学校については、旧周南コンピューターカレッジの跡地と、 閉校した後に空いていた学校施設について、市としても、その活用について協議をし てきたところでございます。

そうした中、平成23年度に、その前だったと思いますけども、シルトロニック・ジャパンが閉鎖をしたことに伴いまして、大量の離職者が発生をいたしました。市といたしましても、その方々の再就職につきまして、県とも共同して取り組んできたところでございますが、あわせて、その方々の資格取得を促すということで、平成23年に、そこで、国の施策を持ってきて、周南コンピューターカレッジの校舎を活用しながら、そうした事業を進めてきました。

そうした中で、平成24年の4月に、周南コンピューターカレッジの校舎を活用し、YIC保育&ビジネス専門学校が進出をされてきたというのが経緯でございました。

お尋ねの契約期間はどうなっているのかということでございますが、あのときに覚書というのを締結したと記憶しております。ちょっと、私、手元に今持っておりませんが、私の記憶で申し上げますと、20年の契約という中で、そこで学校として10年は経営をしていきたいという内容だったと記憶いたしております。

そうした中、このたび令和3年3月をもって閉校ということでございますので、平成

24年からですと9年ですか、1年不足をするというふうに、私自身は認識しております。 その内容について、確かに10カ年というのは明記をしておるというのは、私自身認識しております。

以上でございます。

○河村委員

賃貸料もそんなに高くなかったように記憶をしておりますので、しっかり対応していただいて、地域でもう少し何かほかの活用でもできるものなら御検討いただきたいというふうに思います。

それから、先ほどから光漁協の話があった中で、現行その正組合員、JA山口、FJ山口ちゅうんですか、正組合員のちょっと地区別の人数と、当然、昔なら正組合員は今、出漁日数が何日とか、皆制限があったと思うんですが、水揚げ等について把握をされていれば、ちょっとお尋ねをします。

○弘農林水産課地産地消担当課長

申しわけございません。漁協の組合員の数についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんが、今、水揚げ等は非常に少なくなっているというふうには認識をしております。

以上でございます。

○河村委員

要するに、今、ニューフィッシャーなんかが出てきて、要は既存の、じゃ、漁業者はどうかとこういったときに、私のところの光井だけとっても、もう本当数えるほどしか漁業者はおりません。ですから、そういう漁業者が6次産業とかそういうことに行くというのは当然考えられないわけですが。そうは言いながら、今、昔でいうところの漁港、船の係留している漁港についていえば、ある意味でいえば余っているような状態。以前お聞きをしたときには、漁港に、レジャーボートについても係留する方向なんだと、こういう話でしたが、もう、そういう話がまとまっておるんだったら、ちょっと教えていただきたいなと思うんですけどね。

当然、そういうレジャーボートを係留する施設ではないと私は思っておりましたが、 そういうことができると、こういう話でしたので、そういう方向に行くんなら、きちっ とそういう方向に行って、じゃ、その管理は誰がするのかと、そういう先を見据えた話 をしていただきたいんです。

○西村農林水産課長

漁港の漁業以外の活用ということでのお尋ねだと思います。

漁港施設は、本来、漁業者が漁業を行うために整備された施設でございますので、原 則的には漁業のみに使っていくことが本来の形であるとは思いますが、漁港内で有効 活用できる場所などがあれば、こうしたレジャーボートの係留などもできると、水産 庁の通達にあります。

現在、現状を確認するため、漁業関係者への聞き取り、あるいは、現地の確認、プレジャーボートがどのように係留されているのか、そういうことを確認する作業を行っております。

また、他市の事例も参考にしながら、整備に向けた調査をしている段階にあります。 以上でございます。

○河村委員

ここ10年ぐらいの間に、もう急速な減少を招いていまして、光井だけじゃない、室積であっても、ほとんど漁業者がいなくなっていますので、もちろん、その人たちの生活も大事ですが、残されたそういった施設についてどうするかというのは大事なところなんで、一般開放するのか、そうでないのかというのを含めて、早急に、できれば年度内ぐらいにはまとめていただくような方向でお願いをしたらと思います。

もう一つは、先ほどからバスの話がいろいろ出ておりまして、地元というのは、うちでいえば三井、周防、光井の奥のほうもそうなんですが、もう高齢化が進行し過ぎて、今でも間に合わんぐらい。1日も早くどうにかしてほしいということなんで。いや、早急に実現しますというのは、ずっとその話ばっかり聞かんにゃいけんようになる。自分らでも区切って、できれば年度内にはある程度の方向性なり結論をつくって、ぜひ市民のためにというところで、実現はしていただくことが大事だと思いますので、きょうはもう質問はいいですから、しっかり検討して、早急に報告を出していただいたらと思います。

以上です。

○森重副市長

先ほど、田中委員さんと河村委員さんからYICのお話が出まして、河村委員さんからの質問に、私のほうが少し年度を間違っていましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

正式には、YIC保育&ビジネス専門学校の開校は平成25年4月1日でございます。 私、平成24年と申し上げたんじゃないかと思いますが、実質的な契約そのものは平成24年の4月から契約をしておりますので、訂正をいたしましておわび申し上げます。 (「10年は間違いない」と呼ぶ者あり)

6 建設部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第84号 光市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例 議案第85号 光市普通河川管理条例の一部を改正する条例 議案第86号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明 芳岡監理課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論

○土橋委員

今回、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、施設の使用料が値上げされようとしております。市議会に提案された条例改正の大もとにあるのが、御承知のように、消費税の8%から10%への増税にあります。消費税増税に対し、中止を求める声も日増しに大きくなっております。今回の消費税増税をめぐっては、いろいろ論議のあるところであります。軽減税率あるいはポイント制の問題、プレミアムの問題、キャッシュレス、あるいは自治体ポイント。ありとあらゆるものを使いながらも、消費税をとにかく上げていこうという見え見えの態度であります。このような状況の中では、たとえ少額とはいえ、使用料はとるべきではないというふうに思っております。光市の当初予算は約200億円であります。本体を見直す方法というのがあるわけでありますけれども、こういうものも含めて、やり方次第ではどうにでもなるというような金額であります。

以上を述べて反対討論とします。

採決: 賛成多数「可決すべきもの」

②議案第89号 財産の取得について

説 明: 松並都市政策課長 ~別紙

質 疑

○萬谷委員

それでは、先ほどの説明の中で駐車場等としての活用を図るという説明がございましたけれども、駐車場以外に何か活用しようかというお考えがあるのか、お聞かせください。

○松並都市政策課長

現時点におきましては、冠山総合公園の駐車場としての活用を予定しているところで ございます。 以上でございます。

○萬谷委員

わかりました。購入価格 1 億7,000万円、一旦、ぱっと聞くと高い買い物に見えるんですが、平米当たりに換算すると九千三百幾らくらいになると思うんです。この辺の土地の相場を考えると、かなり安いと思うんですが、何か基準となるものと比較されているんでしょうか。その辺の価格の設定についてお願いします。

○松並都市政策課長

このたびの取得地の約200m南側、国道を挟んだ戸仲地区でございますが、取得地と同じ地目である宅地の、国が行う地価公示地がございます。この地点の本年1月1日 現在の公示価格が1 m 2 当たり2 万9,200円でございます。この価格以下で、かつなるべく安価となりますよう所有者様と交渉を重ねた結果、この価格での購入となったものでございます。

なお、本年4月23日に開催されました光市財産価格審議会の議を経たものであること を申し加えます。

以上でございます。

○萬谷委員

今の比較でもかなり安く購入できたということで、とてもいい話でもありますし、ある意味、武田薬品さんの御厚意でもあるのかなと思うところもありますけれども、しっかりと、これからも冠山総合公園のために、とりあえず今までも駐車場で使用してきたわけですから、いろんな意味で光市民、そして光市外からもたくさんのお客様を呼べるように、しっかりと対策をしていただければと思っています。以上でございます。

○河村委員

懸案の土地といいますか、公園隣接地として、市にとっては必要な部分であったと思うので、購入することはよかったなと思うわけでございますが、実際の金額のところで、4筆ということなんですが、地図を見ていただきますと、北東部分の上側のところは、ツバキとか、そういう植栽地でございました。それから、東側のぽこっと出ているところは、全くの山でございます。それ以外にも、急流地ですから、のり面が非常に多いんです。お宮ののり面なんかも、今回、皆入っていますので、よそにとられるよりは、とらないかんところじゃあるんですが、さりとて、適正価格かどうかという分析の中で、有効面積はどの程度の計算をされましたか。

○松並都市政策課長

委員仰せのように、取得地のごく一部には、植栽でありましたり、山、あるいはのり面といった部分も含まれておりますが、そういったところも含めて、一括しての売却

意向が示され、本市としても一括して取得してまいりたいということで、このたびの 取得に至ったものでございます。 以上でございます。

○河村委員

最終決断は、そういうふうな決断をするんですね。だけど、検討する中においては、高いか、安いかという、要は税金を使うときの説明事項として、じゃあ分析はどうだったかというところがいるんです。そのあたりのところをしっかりしていただかんと、今、国道の戸仲の信号機を東に行きますと、極端に値段が下がるんです。従前は、国道沿いで10万円を下るということはなかったんですが、もう、戸仲の信号機を越えると、1桁なんです。しかも、ちょっと山へ入るということを含めると、検討する中においては、詳細な分析の上で結論に達したというふうな説明でないと、私は地域の中でいろいろかかわりを持ってきましたから、ほかの選択肢はないと思っています。ほかの選択肢はなくても、市民には説明をせんにゃいけんのです。そのあたり、もう少し丁寧な説明を心がけてもらうとうれしいんですが。

○吉本建設部長

もちろん、交渉の中では、いろんな詳細な資料はございますし、交渉過程の中でいろんな議論もあったと思います。ただ、先ほど課長が申し上げましたように、この辺の地価公示が2万9,200円。今回の平米単価が9,359円。つまり3分の1以下にしてもらっています。確かに、委員言われるように、一部には法があったり、山があったりしますが、全体を見て、金額が高いかというと、やはりこれは安いといいますか、買い得な価格であるというふうに我々は考えて、交渉の結果、1億7,000万円ということで相手方との合意に至ったものでございます。以上でございます。

○河村委員

丁寧な説明ということは、意味がわかっていただけんのは残念なんですが、最近、室積のほうへ行っても、坪単価が4万円ぐらいです。町なかですよ。私、昔、室積へ住んでおったとき、まだ昭和50年代でも16万円ぐらいしよったんです。今、そのくらいの、光井、室積についての落ち込みはひどいんです。そういった中で、活性化しようという話で、僕は買うことに反対しよるんじゃない。買うことはええけれども、この辺に住んでおる人はそれでよくても、よそに住んでおる人はそれでいいというかどうかは別なんです。だから、そのための説明はきちんとせんにゃいけませんよと。そのためのきちんとというのは、じゃあ宅地の中でも、本来なら土地が建物が建てられる部分が何割あって、その部分で通常の評価でいけばこうだと。今の2万9,200円とかいう数字は、そういう評価なんです。だけども、あと山の部分とかのり面の部分で、本来、そういうことができない部分もあるわけですから、そういうふうに、ぜひ説明されのときには丁寧というんだと私は思っていますので、そういうふうに、ぜひ説明され

るときにはしていただいたらと思います。以上です。

討論:なし

採決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第90号 市道路線の認定について

説 明:芳岡監理課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

報告:①令和元年度の山口県関係事業について(報告)

説 明:芳岡監理課長 ~別紙

質 疑

○土橋委員

何で負担金がつくのと、つかないのとがあるのか。ここは10%と書いてあるけれども、10%が最大限のものなのか。5%だとか15%だとかいうのがあるのかどうなのか。その辺も含めてお聞きしたい。

○芳岡監理課長

県営事業には、土木事務所、港湾事務所が管理する事業がございます。県営事業につきましては、道路法第52条または海岸法第28条において分担金を支払うことが定められております。また、負担率につきましては、事業によって15%や10%など、割合が異なるものがございます。

以上です。

○土橋委員

何でそうなるんかというのが聞きたいんです。

○芳岡監理課長

市町の財政力によって負担割合が変わりますが、その詳細については持ち合わせておりませんので、また改めて御説明させていただきます。

○土橋委員

改めてお話があるそうですから、これで結構です。

○森戸委員

11番の広域河川改修についてお尋ねをいたします。昨年からの島田川のしゅんせつ工事については、木の下橋から立野橋までというようなことでありました。要は、河川整備計画の進捗を早めるというようなことで、計画に基づいたものだったんですが、それから上、下をやるということは、これは県独自に災害に対応したものだというふうに考えてよろしいでしょうか。

○酒向道路河川課長

島田川のしゅんせつ等につきましては、資料の11番に記載してありますように、周防地区、立野地区、島田地区等を実施するということで県に確認をしております。

○森戸委員

これはどのくらいの期間になるんですか。例えば、どこからどこまでというようなものが決まっているんですか。例えば、立野橋からだったら上のどこまでとか、木の下橋から下ならどこまでとか、その辺の部分がここでお示しできますか。

○酒向道路河川課長

詳細につきましては、県が確定しますので、こちらのほうでは回答することはできません。

以上でございます。

○森戸委員

あと、光井島田線なんですが、あとどのくらい残っていますか。今年度はどんな感じでやられるのか。その辺のところが、お示しできる範囲で構いませんのでお願いします。

○酒向道路河川課長

光井島田線の工事につきましては、島田側方面から約20m程度の切土を行ってくると聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

開通するまで、あとどのぐらいありますか。

○酒向道路河川課長

開通期間につきましては、予算等の配分がありますことから、年次的なものについては、お示しすることができません。

○森戸委員

いつということではなくて、距離的なものでどのぐらい残っていますか。

○酒向道路河川課長

延長といたしましては、約680mでございます。

○森戸委員

わかりました。680mで、今回は上島田川の20mを切土するということでしたので、 また県のほうに行ってみます。

○河村委員

今の光井・島田は、用地については、もう購入は済みですか。

○酒向道路河川課長

用地の買収は終わったと聞いております。

○河村委員

じゃあやる気になれば開通するということだと思うんですが、県も結構急ぐというか、 真ん中だけやって、全く進行できない。特に光、柳井に隣接する部分というのは、ず っと長いこと放置の状態が続いているので、できれば、本当に用地が済んでいるのな ら、着手をしていただくようにお願いをしておきます。

8番の市延小川というところで、地図を見ると、室積19号線の上、県道石城山線のところに番号が振ってありますが、砂防ダムというような形なんですが、これは今、既設の川をせきとめて、砂防ダムをつくろうと、こういうことなんですか。ちょっと詳細がまだ出ていませんか。用地費が出ておるんだから、もう詳細は出ていますよね。

○酒向道路河川課長

詳細につきましては、ここではわかりませんが、御意のため池がありますけれども、 その御意のため池から東の方向に、今ある小河川のところに堤ができると聞いており ます。

以上でございます。

○河村委員

御意のため池が頭に入らないんですが、今、私が言うた地図の番号は、室積19号線よ

りも北側で、県道石城山線じゃないのか。全く県道とは関係なくて、もう少し西に寄ったところ。はい、いいです。

○田村建設部技術担当参与

県道石城山光線より西側に、工務店さんがございます、そちらよりも山側のあたりに、 建設が予定がされています。

○畠堀委員

2件ほどお伺いします。1つは、6月の最初の日曜日に、既に光市全体として行われました側溝清掃のことでございますが、側溝清掃について、参加状況といいますか、市内での実施状況、このあたりのところについて市のほうでどのように把握されているのか、教えていただけたらと思います。

○酒向道路河川課長

側溝清掃についての御質問をいただきました。側溝清掃につきましては、現在、各自 治会や市民の皆様に協力をお願いしているところでございます。地域での負担軽減を考 えまして、作業が困難な場所や横断暗渠、交通量が多いところにつきましては、市のほ うで実施しているところがございます。

以上でございます。

○島堀委員

今、交通量が多いところだとか作業が困難なところについては、市のほうでやっていただいているということで、大変ありがたいというふうに思います。

私ども、地域の自治会長さんのほうからもお話が出ているのは、やはり地域によっては、お年寄りばかりで、なかなか実行が難しいんだと。たまたま自治会長が回ってくる中で、そういった方々のフォローも一緒にやっていかないといけないということで、本当に悩まれている自治会長さんもおられます。実際に、お話をされに来られた方もおられますので、そういった方たちの相談にも、今のお話の中では、乗っていただけるような余地もあるようですので、ぜひ乗っていただいて、地域自治ということで、みんなでつくっていく自治ですから、たまたま当たってきた自治会長さんが、本当に悩んでおられるというような状況というのは、地域のまちづくりにおいてもよくないことだというふうに思っておりますので、御相談に乗っていただきたいなというのと、やはり、これから先のことも考えながら、溝ふたの構造の問題というのは、なかなか難しいところがあるとは思います。強度の問題があると思うんですけど、そういった構造的なもの、そして、システムといいますか、今おっしゃられた、市としての支援の問題だとか、もう少し具体的に、かつ実際に検討というものを、何らかの形で少ししていただく時期に来ているのではないかなというふうに思っています。

この問題、非常にデリケートな問題で、なかなか表現によったら誤解も生みやすい問題だと思いますので、とは言いながらも、自分たちの町はみんなでつくるというのが

根本になければいけないんだろうと思っておりますので、そのバランスの中で非常に難しいテーマだと思いますが、実際に、そうやって悩んでおられる方もおられるということも含めて、今でも、そういった形で対応いただいておるとは思いますが、さらに、そのあたりのところ、丁寧に対応といいますか、悩んでおられる方の相談に乗っていただいて、問題解決についても探っていただけるように、切にお願いをしておきたいと思います。

それから、もう1点は、光駅の跨線橋の手すりの問題です。2年前にも、地域の方からお話がありまして、お話したところ、昨年度、予算化していただけるような話も伺ってはおりましたが、諸般の事情で、昨年度はいろいろ動いておりません。特に、あの跨線橋については、通行量も多くて、お年寄りの方も非常によく使われております。特に、階段の上り下りのところで、既に片一方つけていただいて、非常に助かっているということはあるんですけれども、やはり交通量が多いために、できたら両方につけてほしいということでお願いをしておったというふうに思うんですけれども、このあたりのところ、光駅全体の開発という、今、大きな動きもあるんですけれども、安全面を考えたら、やはり早急に、そういった安全対策を施すべきではないかというふうに思いますが、一度、計画はしていただいたと思いますが、その後の取り組みといいますか、計画等がありましたらお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○酒向道路河川課長

光駅跨線橋の階段の手すり設置につきましては、今年度、整備を予定しているところでございます。手すり設置につきましては、JR西日本が所有する土地の上空での作業となりますことから、JR西日本との協議が必要となってまいります。JR西日本によりますと、電気設備の調整にかなりの日数を要し、早くても9月下旬にシールド保護の設置が完了する見込みであるとのことでありますことから、早期の完成は困難でございます。

以上でございます。

○畠堀委員

確認です。早くても9月ということで、9月以降には必ず施工するという理解でよろしいんですよね。

○酒向道路河川課長

今時点、協議している内容で、JRから回答をいただいているのは、早くても9月下旬には終わるだろうということを確認しているところでございます。

○島堀委員

わかりました。施工するということで、時間はかかるにしても、なるべく早い段階で の完成を、ぜひお願いいたしまして、市民のそういった要望についてもお応えいただ いているということで安心しました。よろしくお願いします。

○酒向道路河川課長

補足になりますが、JRがシールド工事をした後の光市の工事となりますことから、 光市は、それ以降の工事着手となります。 以上でございます。

○畠堀委員

あわせて聞きますが、養生が終わった段階での光市としては早急に工事を行っていた だけるというふうに理解してよろしいんですか。

○酒向道路河川課長

早期に着手できるように努めてまいりたいと思います。

○畠堀委員

このことについては、もうなるべく、段取りができ次第、速やかに工事をしていただくようにお願いをしておきたいと思います。 以上です。

○萬谷委員

跨線橋の手すり、今、畠堀委員が言いましたけども、確かに、もうちょっと早くできないのかなという気持ちがありますので、ぜひ、市民の声が大きいんだというところで、またJRとも設置をしていただきたいと思っております。

その上で、瀬戸風線の今後の予定に関しまして、今回、繰越の部分で埋め立てをするというふうに答えをいただいていると思うんですが、となると、もう来年、やる事業が決まっているわけじゃないんですが、先ほどの県のあれで、仮設道路の分が書いてありましたが、それも本年度中に一緒にやるのか。それとも来年やるのか。また、埋め立てがあるのか。ぜひ、その辺の進捗というか、予定をお聞かせいただきたいと思っています。

○酒向道路河川課長

今後の予定でございますけれども、今現在、入札が行われて、落札業者が決定しております。その工事が終わり次第、順次、先ほど御説明申し上げました事業について着手していくと聞いております。

以上でございます。

○萬谷委員

間が、次から次へと行けば、2年前ぐらいに10年後にはというようなことを言われていたので、執行部が言ったかどうか知りませんが、誰かが言っていたようなことがあ

りましたので、ぜひ、早め早めに、先ほどの跨線橋の手すりではないですけど、早く早くという感じで、催促していただくことも必要かなとは思っておりますので、ぜひ、取り組みをお願いしたいと思っています。

一般質問でも言いましたけれども、新しい病院から、例えば徳山方面の病院に行くときに、あそこがないと手間がかかるんです。そういう意味では、懸山のほうの、当然、あそこが崩れたというところも、かなり影響が出ているのかもしれませんけれども、しっかり光市の将来の交通網を考えて、こちらから要望するという手も、しっかり行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、光駅のことなんですけれども、7月からサウンディング型市場調査をするというふうな報告というか、説明を受けました。民間活力を活用するためにというふうに、いろいろ言われましたけれども、そこをもうちょっと詳しく説明していただければと。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○松並都市政策課長

このたびの一般質問で建設部長が御答弁申し上げましたように、本年7月から民間の事業者を対象に、光駅の南口駐車場等の敷地の活用に関するサウンディング型市場調査を実施することとしております。これは、3月に策定いたしました光駅周辺地区拠点整備基本構想で定めました光駅の周辺におけるにぎわいの創出、あるいは民間活力活用といった観点から官民協働による魅力的な拠点づくりの可能性を検討するために実施するものでございます。民間事業者の考え方やアイデアなどを、このサウンディングの対話を通じて聴取をいたしますとともに、情報収集や市場性といったことが確認できることを期待しているところでございます。以上でございます。

○萬谷委員

駅南口の駐車場というふうに言われましたが、JRが持っているところも含めてですか。そこのことを言っているんですか。

○松並都市政策課長

駅舎の西側に位置しております光市の駐車場用地と、その周辺の市所有地を対象に実施してまいりたいと考えております。 以上でございます。

○萬谷委員

それはそうでしょうね。最終的には、 $\int R$ の土地も含めていろいろ考えるんでしょうけども、今、この調査をするのに、 $\int R$ の土地まで調査しちゃうとまずいのかなと思うところもありますが、でも、これで多分、いろんなところの例をみると、例えばホ

テルを持ってきたり、具体的に言えばTSUTAYAとかスタバとか、そういうところを考えておられる。ちょっと課長が言うわけにはいかないと思いますので、言っておきますけれども、その辺が進出してくれれば、またよりよい、魅力ある光駅をつくれるんじゃないかなと思っています。

橋上駅も含めて、一般質問でさまざまな議員さんも、いろいろと駅の提案をしておりましたが、そういう意味では、一つの形にこだわらずに、いろんな駅の形、そして駅周辺の形を模索してもらいたいと思っておりますが、全国チェーンの店というのは、1つが撤退してしまうと、あそこはもう撤退した町だからということで、なかなか足踏みして出てきてくれないんです。そういう意味では、今、光市で全国チェーンで展開している店というのは、国道のところの、本当は24時間だったんですが、今はもう10時ぐらいには終わってしまうところがあるんですけれども、あそこも撤退したら、間違いなく、また来てくれなくなります。そういう意味では、しっかり人を集めることも考えて、光駅というのも考えてもらいたいと思っていますので。こういうふうに市場調査をするのは、すごくいいことだと思っていますので、期待しておりますので、お取り組みのほうをよろしくお願いします。

以上でございます。

○森戸委員

何点か、お尋ねをいたします。

最初に、建設部の所管のところで、災害復旧の進捗状況がわかれば、苦労話もありま したら、その辺も含めてお願いいたします。

○酒向道路河川課長

災害復旧につきましては、道路河川課が所管いたします42件の公共災害につきまして、 既に契約済みでございます。完成件数が7件でございまして、残りにつきましては、 年度内の完成を目指して取り組んでいるところでございます。 以上でございます。

○松並都市政策課長

公園の災害復旧につきまして、お答えを申し上げます。

都市公園の公共災害といたしまして、5件のうち1件が完了し、4件を繰り越しております。4件は、いずれも工事実施中でございますが、これにつきましては、工事の進捗等にもよりますけれども、遅いものにつきましても、年内には工事を完成させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

道路河川のほうで、42件の契約のうち7件が完成。残りの部分について、一般質問等でも取り上げられていたんですが、大和地域のほうの横尾川とか、その辺の部分はど

のような状況ですか。入札がなかなか落ちなかったりとか、そういうふうなこともあったわけですが、その後は、その辺のところはどのようになっていますか。

○酒向道路河川課長

横尾川につきましては、6月4日に契約したものがございます。その後、仮設道路の整備等の現地に着手する段取りをしておりますものと、あと、業者と協議を行いながら、この梅雨対策について検討しているところでございます。 以上でございます。

○森戸委員

6月4日あたりからの話がよくわからないんですが、もっとわかりやすく説明をしていただけますか。

○酒向道路河川課長

横尾川につきましては、工区を分割いたしまして、全ての受注業者が決まりました。 その後、落札された業者さんと打ち合わせを行いまして、梅雨対策についても検討し ているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

落札して、その業者さんと梅雨対策というのは、どういうことになるんですか。

○酒向道路河川課長

現場によりましては、現場に入るところに場所が狭いとか、田んぼを耕作している等の条件がございますことから、そのあたりをいかにして復旧に向けていくかというところで、受注業者とは打ち合わせを重ねております。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○酒向道路河川課長

このたびの横尾川につきましては、一刻も早い災害復旧を目指していきたいことから、 工区を分けまして、発注して、業者が決定したところでございます。 以上でございます。

○吉本建設部長

横尾川につきましては、皆様方が御存じのように、3月の入札からなかなか業者が決まらず、入札の不調ということで、何回か入札を続けてまいりましたけれども、その後、工区を細分化し、最終的には決まらない部分を6つに分けて、この梅雨前に、やっと業者さんに御協力いただけるということで、落札をしていただきました。地元の

業者の皆様方には本当に感謝をしております。これから出水期を迎えますけれども、 今後、できるだけ早期に完成できますように、私どもも最大限努力してまいりたいと いうふうに思っております。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。ちょうどテレビでも何月かの時点で、災害で梅雨までにやってもらわないと、大変恐ろしいということを言っておられましたので、一つは、そういうふうに契約が結べたというようなところは、それに向けて一歩は進んでいるんだろうと思いますので、これまでには御苦労も大変あったとは思いますけれども、まだまだ心配されている方もいらっしゃると思いますので、二次災害にもならないように、対策をしっかりお願いしたいと思います。

それと、市道の山田畑線、ここは待避所の設置工事が行われていたと思います。昨年の災害で、その工事をしている最中に土砂が山のほうから崩れて、一旦は、そこ自体も崩れたと。今は土砂も取り除かれて、直っているといいますか、手当てが済んだといいますか、そういうふうな状況だと思うんですが、これ自体の進捗、その辺はどのようになっておりますでしょうか。

○酒向道路河川課長

山田畑線につきましては、平成29年度に待避所の盛土工事を行いまして、年次的に取り組んできているところでございます。次年度以降に舗装を計画しておりましたが、昨年の7月豪雨の影響によりまして、災害復旧を優先しましたことから、工事を見送っている状況でございます。

今年度につきましても、災害復旧を優先することとして取り組みますことから、次年 度以降に対応したいと考えております。

○森戸委員

次年度以降に対応するということは、どういう意味合いなんですか。着手を対応する ということなんですか。エンドの期間がわかりましたら、その辺もあわせてお知らせ をいただけたらと思います。

○酒向道路河川課長

山田畑線の待避所設置につきましては、来年度以降に予算の関係もございますことから、予算をお願いしながら、工事を進めてまいりたいと考えております。

○森戸委員

ここも昨年、崩れて、通行止めが長く続いていたということで、なかなか抜けるに抜けれなくて、道も細いということで、困っていた状況だったと思いますので、ぜひ、トータルの予算もあろうかと思いますが、長年の懸案でございますので、光井・島田

にきちんと接続できるといいますか、危なくなく接続できるような形を進めていただけたらと思います。

次に、児童遊園についてお尋ねをいたします。これは、上島田の宗地区の児童遊園についてなんですが、ここ自体の管理は、例えば、草刈りとか、そういったものの管理はどのようになっていましたでしょうか。

○松並都市政策課長

上島田の亀山児童遊園地のことかと存じます。こちらにつきましては、行政財産として、財産管理は光市で行っておりますが、例えば、草刈りでありましたり、通常の機能管理といったものにつきましては、地元の皆様のお力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

これは福祉から移管をされた部分の公園でよろしかったですよね。

○松並都市政策課長

福祉保健部から移管を受け、平成24年度から建設部が管理をしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

今の利用状況はどんなですか。

○松並都市政策課長

利用状況につきましては、定量的なものは持ち合わせていないんですが、周辺の住宅が除却されたりもしておりまして、随分と利用者が少ない状況であると認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

ほとんど利用者がいないと思います。遊具は、今、どのような状況になっていました かね。

○松並都市政策課長

亀山児童遊園地につきましては、ブランコと球状の形をしたジャングルジムなどを設置しているところでございます。

○森戸委員

それも含めて、ほぼ利用がない状況で、地元の、今までも長年にわたって管理されていた方、草刈りも含めてやられていた方も、もう地元でそういうのができないという声をいただいているんですが、このお話をするのは4回目ぐらいだと思います。もうできませんというふうに言われています。実際のところ、保育園とかから、毎年、何回か、軽い遠足、そういうことでも来ていたんですが、もう管理ができないということで、お断りもされているようなんです。だから、保育園自体もそちらをもう使っていない状況にもありますので、ほとんど、今、草刈りもされていない現状だと思います。

逆に、地元の方からすると、草がぼうぼうで、マムシとかハミ、その辺が出てくるということで、そういう話をいただいています。今まで、その背後に田んぼがあったんですが、もう耕作放棄になって、どんどん山が迫ってきて、もうつながっているという状況ですので、イノシシも走り回るというような状況が続いていますので、根本的な対応をとったほうがいいんではないか、廃止といいますか、そういうふうなお考えというものはございませんでしょうか。

○松並都市政策課長

児童遊園地につきましては、設置後の年月の経過に伴いまして、例えば遊具を初めとする施設の老朽化等の状況でありましたり、あるいは周辺の人口減少、人口構造といったものの変化などによりまして、児童遊園地そのものの必要性が低くなっているものもある認識をしております。

お尋ねの亀山につきましても、そういったものの一つであると考えておりますことから、公共施設マネジメントの観点からも、今後、地元の関係者の方の御意見なども踏まえながら、どういった方向が望ましいのかを判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○森戸委員

ここは、土砂災害の特別警戒区域ではありませんでしたか。

○松並都市政策課長

資料を持ち合わせておりませんが、警戒区域、つまりイエローゾーンであったかというふうに認識しております。

以上でございます。

○森戸委員

イエローでしたね。地元の管理をされている方も含めて、もう無理だというふうに言っておりますので、ぜひ地元の方と、もう一度お話をしていただいて、今後どうするか、早急に決めていただきたいと思います。実際に、そういうヘビとかイノシシが出て困っていますので、よろしくお願いをいたします。 以上です。

○河村委員

先ほど、横尾川の話がありました。島田川から東荷川へ行った、まだその上流になるんですかね。本来なら議会の議決案件であったかと思うんですが、不落札の原因について、分析をされていますか。

○酒向道路河川課長

以上でございます。

分析というのは行っておりませんけれども、業者によると、工事が、災害が多数出た というのは聞いております。

○森重副市長

昨年災害が発生いたしまして、委員も御案内のとおり、建築業法により技術者についての一定の定めがありまして、それらに基づき市内の事業者に発注をさせていただくわけでありますが、市内の事業者も限りがありますので、そういった観点で、そうした技術者が選任できていないというような状況があるということは、我々とすれば、それが大きな要因かと考えているところであります。 以上です。

○河村委員

もちろん、おっしゃるところが大きな原因だと思います。じゃあ、その技術者を養成するというのは、どう考えておられるのか。そのあたりのところまで踏み込んでいただくと助かるんですが。

○森重副市長

これは、これまでにも、委員会の中で御指摘をいただいているわけであります。確かに、そうした観点も踏まえたうえで、私企業に、どう技術者の養成を、税金を使ってやることがどうなのかというような議論もあります。資格を有する者を採っていただいたはいいが、反対に、公共事業が、例えば、今、非常に災害復旧工事が多いわけでありますが、そうした事業が継続的に発注できるかというようなことも保証できるわけではありません。そうした中、やはり建築業法で定められている資格については、我々もそれを特段の事情があっても、考慮すべきではありませんので、それは法律にのっとってやっていくことが我々の仕事だと思っています。

ただ、一方では、河村委員御指摘のとおり、そうした技術者の養成というのは急務であると思っていますし、何よりマンパワーが必要でありますので、このあたりは引き続き、事業者のほうにもお願いをしてまいるしかないのではないかと考えております。以上であります。

○河村委員

6分割をする前の段階でいえば、そういったしっかりした事業者、技術者を持った事業者がやることで、長くもつというようなことも、恐らくあっての発注であったと思うわけです。分割すれば、その分、技術者がいなくてもできると言いながら、果たしてそれでいいのかという問題も、一緒にセットなので、よく考えていただいて、適正な、非常に難しいやり方をお願いしたらと思います。

それから、もう1点は、土砂の搬入なんです。今、市で抱えておった、東荷の残土捨て場といいますか、そこも今、いっぱいになったという話を聞きます。そうすると、そこから出てきた土砂については、どこへ持っていくのかということが関係してくるわけですが、従前は、マニュフェスト、最終処分場を含めて、どこへ持っていくというのが契約の中にも入っておったと思うんですが、今回も、一応、そういう形で指定をして処理をされているんでしょうか。

○酒向道路河川課長 指定はしておりません。 以上でございます。

○河村委員

聞いた話じゃから、それが事実かどうかというのは抜きにして、ただ、マニュフェストをとっていないということであれば、当然、そういうことも起こり得るんです。要は、どこに持っていくというのを出さなきゃいけませんから、ただ、どこに持っていくというのが、あそこには1,000m³入るんだけれども、実際には5,000m³来たとか、そういうことも当然、処理の方法としたら起こるわけですよね。だから、その辺のところも、多少は原因の一つにもあったというのは、捨て場が近ければ、それで済むわけですが、遠くに持っていかなきゃいけないときは、それは全部業者の負担ですから、そのあたりのところは、誰がそういう捨て場を確保するのかという問題は、最終的になければ、行政がその確保をせんにゃいけんのかという話は、しっかりそこは値段と密接的な関係なんです。全部、あんたらが処理しいねと、こういう話がないと、私は思うんで、工事代金、それから、そういった運搬賃というものを全てうまく調整をすることが大事だと思いますので、そのあたりの発注形態というのは、少し考慮していただいたらと思います。返事はいりません。

それから、ずっと気になっていたことが一つありまして、JRバスが、今、デオデオに変わって、ちょっと虹ケ浜のほうへ出てきました。出入りについても、今までそういったことをやっていないので、非常に混雑をします。なおかつ、脇道に入っていきますから、そこには歩道がなかったり、何でこういうことが起きるのかなと。それは事業者がやることだからと、こう言いながら、営業ナンバーの、しかもJRですから、なぜそこへ規制がかからなかったかというのは、私は理解ができんのですが。その辺、こういうことというのがあれば、返事をいただくと。

○森重副市長

さまざまな規制があるかどうかということについて、一度調べさせていただきます。

○河村委員

それでは、マニアックというか、光井地区の話になるんですが、長尾台から脇田線に向けての道路が長いこと休止状態になっております。今までにも、再三、進捗状況についてお尋ねがあったと思うんですが、そのまま放置されることの迷惑というか、一部、道路をきれいにして、側溝までつくって、そのままの状態で放置ですから、余りにもみっともない。やるのか、やらんのか、はっきりしてほしいんです。やらん選択肢はないはずなんよ。あそこまで工事をやって、あのまま放置というのは、ないはずなので、今、現況の進捗、例えば、この1年間での進捗があれば言ってください。

○田村建設部技術担当参与

中央脇田線のことと思われますが、こちらの進捗については、現在のところございません。

○河村委員

要は、用地の購入をする努力をしたとか何か。全く何もしないのか。

○田村建設部技術担当参与

現時点においては、大変申しわけございませんが、ございません。

○河村委員

じゃあ、この道路をどうしたいんですか。用地購入の見込みがないんなら、はなからやらんにゃえかったのに。

○田村建設部技術担当参与

さまざまな角度から、この問題につきましては、事業の手法等、いろいろと検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

今まで区画整理の手法を使ったりというようなことでも提案をして、現地で説明会も やったことがありますが、その後、そういった進捗も一切聞いておりません。私が知る 範囲内では、大方の皆さんの同意をいただいたと、こう思っておりますが、それは、ほ かに何かできない理由があるんですか。

○松並都市政策課長

周辺の土地所有者の方への説明会等を過去に開催したことがございます。これは、中央脇田線道路整備にあわせて、周辺の土地区画整理事業を実施することにより、より有効的な土地利用をできないかといったようなことであったというふうに記憶をしております。

当時の問題点といたしましては、現状、丘陵地といいますか、山地ということもございまして、大量に建設残土が発生をいたします。残土処分に当たっての費用面での土地区画整理事業の採算性といったことが課題であったというふうに認識をしております。

以上でございます。

○河村委員

当初の、今、中央脇田線と言われましたが、道路計画でも、山を切る。区画整理をやるとかじゃない。もともとの中央脇田線をやるということに関して、山を切り離して大量の土砂が出る。そういう計画じゃなかったですか。違いますか。

○松並都市政策課長

建設残土が発生するということにおきましては、面整備をするのと、道路だけを整備するのと、土量の違いはありますものの、大量の建設土砂が発生するという意味では同様かというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

当初から残土は発生するんです。だから、当初から計画されておったことができるかどうかという問題。はなから自分らの見込みが甘かったという話になってしまう。ここの区画整理の説明会をやったときにも、残土を極力少なくする、そういう手法まで中で話し合いが済んでいるので、ぜひ、もしもやるんなら、もう一回地権者を集める。もうあれから10年経過していますから、そういった対応というのは、ぜひとっていただく。進捗をさせるのに、何か努力をしたというんなら、もうちょっとぐらいは考慮の余地がありますが、全くしないというんじゃ、それは話にもなりませんので。

それから、今、事業費がとても少ない。要は、下水道にしても土木にしても経済部にしても、実際の工事費が少ない。もう災害をのけたら、ほとんど金額的にはありません。そういったときには、できれば区画整理を使って、地元のいろんなやり方を尊重しながら、そういった工事料を確保するというのも一つの手だと思いますので、そういったところをよく考えていただいたらと思います。

それから、もう1点、ちょっと気になっておることは、大和の旧町道は、みな市道になったわけですけれども、今回の災害でも、結構たくさん被害に遭っています。じゃあ、どの程度の通行量があるのか。いつまでも市道でいいのかという話です。今、旧光市内でいうと、市道にはなっていないけれども、ある程度の交通量があったりするところがありますが、市道でなければ災害復旧もせんと。今、こういう対応になっています。道

路管理者はどこでも皆、市長ですから、その道路が復元できなければ、例えば、そこでもしも事故があったときには、責任は道路管理者です。そのあたりの復旧というか、維持管理についての考え方が、ちょっと間違っておるんじゃないかと思うんです。市内全域のそういった道路について、今、通行量とか、そういったものの調査をしながら、再認定する必要があるんじゃないかと思うんですが、どんなお考えですか。

○芳岡監理課長

近年、市道の交通量につきまして調査をしたという実績はございません。また、現時点において、そういったものをするという計画は持ち合わせておりませんが、委員仰せのことは大切なこととは思いますが、市内全域という広い範囲において、どういうふうに取り組むかというのは、計画的に行わないといけませんし、その実施方法についても、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

○河村委員

国道188号線の江ノ浦のところの、船戸商店の立ち退きをかけた交差点、うちでいえば交差点、国道からいえば交差点じゃないんですけれど、立ち退きをかけて、ずっと放置状態です。当初、江ノ川にふたをかけるときに、要は、排水計画を一緒につくって、道路もあそこへ抜くからという話ではあったんですが、排水計画についても全く進捗はしておりません。ここは、じゃあどうなりますか。

○酒向道路河川課長

江ノ浦地区の道路整備についてのお尋ねだと思います。江ノ浦地区道路につきましては、現在、国土交通省と協議を行っておりますが、なかなか整備にはまだ至っておりません。整備につきましては、国道から、まずは1本入った市道までの区間につきまして着手したいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

私が聞いたのは、当初の、要は江ノ川のふたをしましたから、通常は河川にふたをするということはないね。今までそういうことになっていない。それを排水計画ができたからというんで、今のお医者さんのところから、そのまままっすぐ海へ向けて排水計画をつくって、あわせて道路計画をつくって、今、交差点をつくろうとしたわけですが、国土交通省がどうのこうのじゃなくて、そういう全く見込みがないけれども、計画というのはつくって、実施をしようとするわけですか。

○吉本建設部長

これは私の記憶ではありますけれども、排水計画については、申しわけございませんが、他部署での検討というふうに認識しております。江ノ浦線、これは、先ほど課長も申し上げましたように、なかなか交差点協議、これはよく委員さんも御存じと思う

んですけれども、この辺が進んでおりませんので、致し方なく、今、工事がストップ している。そういった状況でございます。 以上でございます。

○河村委員

説明をした当初は、他部署ではありません。江ノ川にふたをかけると同時セットで進行させておりますから、さきの中央脇田線、要は、計画を立てて、計画の見込みがあって、そこから用地買収へ入ったりするわけですが、全く見込みもないのに、こういうものは全部、進めようとしよるわけですか。そこがどうも理解できん。

○吉本建設部長

委員が言われる趣旨はわかりますけれども、私どもも計画を立てるときに、用地を購入する場合だったら、当然、地権者の方々の理解と協力というのが必要になりますし、また、交差点に係る部分であれば、そこの管理者との協議というのが、やはり必要になります。もちろん、全て順調に円滑に進むのが望ましいわけなんですけれども、ここについては、そういった事情によって、現在、ストップしているという状況でございます。我々も決して手をこまねいているということではございません。その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

当初から、今の排水計画をつくったときに、光漁港というか、室積漁港の出口のところで、ものすごい大きなテトラが埋めてあるわけ。だから、そこをくり抜くことは無理じゃないかという話もしたのに、いいやと、こういう話をして、そのまま突っ走っちゃったわけ。結果として、今、家の立ち退きまでかけて、そのまま放置になっているんです。それを、じゃあどう改善するのかと。もう、できんのならできん状態で、じゃあ利活用もせんのかと。誰か責任とってもらわんにゃいけんね。そういう状況が起きるんなら。そういう職員としての覚悟というのも、当然、そこには問われる話だから、そういうふうな説明責任も含めて考えてもろうたらと思います。返答はいいです。

最後に、野原・岡庄線、ちょうどこの市役所から、昔で言うと県道光・柳井を越えて岡庄まで行く道路なんです。光井公民館の裏を通る道路ですが、光井小前橋のところで止まっております。当時、その工事を中断をしたわけですが、当時、あそこへビデオショップがあって、ビデオ屋さんがあるから立ち退きには応じないということで、軒下だけ購入をした覚えがあります。この間、そのビデオショップを解いてアパートをつくっちゃったんですが、境界線がない。境界杭がない。当時、何cmか購入をしたわけですが、杭のないまま、そのまま放置をしてあるわけです。原因者は誰かというたら、当然、市が購入をしたわけですから、その測量等については市になるわけですが、そのことについての、どうしてかというのを教えてもらっていいですか。

○酒向道路河川課長

道路の境界に境界の杭が入っていないというお尋ねだと思いますけれども、道路整備をする上で、現在は境界杭というのは設置していない状況でございます。 以上でございます。

○河村委員

現在はというのが、どうも理解できんのですが、土地家屋調査士会の県の方に聞いてみると、そんなことはないと。市役所でいえば、今はちゃんとした台帳整備で、きれいにせんにゃ、要は、何m²で、これが幾らという計上をしておるわけだから。計上しておるのに、測量もせん土地が、要は土地の面積が不確定なまま、それを計上しておるということにはならんはず。

そうすると、じゃあ遅くなったけれども、今からでもきちんとせんにゃいけんというのは、ついこの間、あそこへ昔、何とかという衣料品屋があった跡地を、もう撤去しちゃったから、開発行為があった。その開発行為があったときに、土地の境界確認をするときに、私らが通常、思っておるところとないところで確認をした。従前であれば、路面よりも50cm下のところに側溝があって、その側溝は道路ですから、当然、内側ということになるんですが、側溝の外側に境界確認をされたので、それはおかしいじゃないかと言うたら、そのままなんです。今、その境界について、どういうふうに考えるのか。これ、全部の話なんよ。

○芳岡監理課長

現在のアルクと前ビデオ屋が今はアパートになっているところの間の道のお尋ねだと 思います。こちらは、平成8年に用地の交渉を行い、委員の仰せのとおり、ビデオ屋 の軒下の部分を購入させていただき、その後、一部現状のまま、その境界に沿って縁 石を打ったり、境界ブロックを打つなどの工事をさせていただいております。その後、 その線に沿って、現在の1本の側溝にする工事をしたという状況にございます。 以上です。

○河村委員

縁石のブロックがどうのこうのと、こういう話は、よく理解できませんが、測量をして、測量杭を打ったというんじゃないわけですか。

○芳岡監理課長

境界杭を打ったという記録は確認できておりません。ただ、用地購入の際に、きちん と協議をし、登記をし、売買を行ったところでございます。

○河村委員

測量をしたら、測量のお金が出ておるからわかるでしょう。測量をしたのか、しない

のか。

○吉本建設部長

考え方として、当時、用地を買わせていただいておりますので、当然きちんと測量をして、復元もして、その箇所を特定して、一時期、まだ側溝を設置し直していない時期がありましたが、その後、理論的に境界を定めたところに沿って、今の側溝を設置したと認識をしております。

以上でございます。

○河村委員

だとするならば、境界杭は必ず打つはずです。私は地元で、常時、あそこを通っていますから、私の知る限りにおいては、今言われたようなことはありませんでした。だから、この間の隣接の境界確認のときに、おかしいと、こういうことを言うたわけですが、きちんと測量して、境界杭を打つというのは通常の作業だから、それができんというところがおかしいんで、もしも、そういうふうなことをやったということであれば、もう一回、その業者に境界杭を打ってもろうたらいいね。通常なら、隣接地との協議がいるわけですから、その協議をやったか、やらんかということを含めて、ここは大事な話ですから。きょう、私一人で長う引っ張ってもいけませんので、一応、これで質問はやめておきますが、次回までにはきちんと整理をしていただいたらと思います。

○田中委員

済いません、一般質問のときに予告もしていたので、2点ほど聞かせていただきます。まず1点目は、大規模盛土の造成地のマップの公表ということで、令和元年度100%ということで、国のほうが示しているわけですが、これの取組みについて、光市の状況を聞かせていただけたらと思います。

○松並都市政策課長

大規模盛土造成地マップについてでございます。県が平成29、30の2カ年で下関市を除く県内18市町における大規模盛土の所在や規模を把握する調査を段階的に実施をいたしました。光市の調査は平成30年度に実施されたところでございます。県によりますと、光市分を含みます30年度に調査した市町分のマップにつきまして、7月1日に公表されることとなったとお聞きをいたしております。以上でございます。

○田中委員

今、県のほうが7月1日に公表というようなお話があったんです。これを受けて、光 市のほうとしても公表していくというような流れでいいんですか。

○松並都市政策課長

このマップは紙ベースのものではなく、電子版、つまりホームページ上で閲覧できるものになっております。県からデータの送致を受けまして、光市のホームページにおきましても閲覧できるようにしてまいりたいと考えております。 以上でございます。

○田中委員

いわゆる岩国市さんとかが先行して去年とかアップされておるわけですが、ああいう 感じで光市のほうも公表していくというような流れで理解します。わかりました。

もう一つが、液状化ハザードマップの公表ということで、これに関しましては令和2年度に100%を目指すということで、今、示されているんですけど、これについても取組みをお聞かせいただけたらと思います。

○松並都市政策課長

国によりますと、今年度、全国を網羅した、(仮称)全国シームレス液状化しやすさマップを国が作成することとなっております。その後、地方自治体におきまして、液状化マップを作成するというふうに示されておりますが、現時点におきまして、詳細は不明でございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。国のほうが先に示すということなので、この令和2年度に100%目指して国のほうも取り組んで、それの公表があれば、市としても令和2年度中には公表できる流れ、また、その目標を持ってやっているという認識でよろしいですか。

○松並都市政策課長

国が示した後に地方がということになっておりまして、どのあたりまでを県が、どの あたりまでを市がということも含めまして、詳細がわかっておりませんので、わかり次 第、いろいろと調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。国の動向と他県、他市町の状況を見ながら、またこれは取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森戸委員

今の関連で。盛土造成マップのお話がありましたけれども、どういうものなんですか。 例えば、どういうものが盛土造成なのか。具体的に言うと、どういうパターンなのか。 その辺が県のほうで示されていると思いますので、その辺、表現してもらえますか。

○松並都市政策課長

大規模盛土の定義のお尋ねかと存じます。国の資料によりますと、大きく谷埋型大規模盛土と、腹づけ型大規模盛土という2つの種類がございます。

まず、谷埋型というものは、谷を埋め立てた盛土なわけですけれども、盛土の面積が 3,000 m²以上の造成地、こちらを谷埋型大規模盛土と呼んでおります。

それに対しまして、腹づけ型につきましては、これは傾斜地盤上の盛土なわけですけれども、原地盤の傾斜が、20度以上の急な斜面で、かつ盛土の高さが5m以上のもの、こうしたものを腹づけ型大規模盛土と呼んでおります。

以上でございます。

○森戸委員

該当箇所がどのぐらいあるんですか。あるのか、ないのか。その辺のあたり。

○松並都市政策課長

県におきまして7月1日に公表されるということとなっておりますことから、箇所数 につきましてのお答えは差し支えさせていただきたいと存じます。 以上でございます。

○森戸委員

これを公表することで、どうしようとされているんですか。

○松並都市政策課長

土地所有者の方々などに対しまして、大規模盛土造成地が身近に存在しているといったことを知っていただくこと。それと、災害の未然防止や被害の軽減につながるよう、防災意識を高めていただくこと。この大きく2つがマップ作成の目的とされているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

例えば、これに指定された箇所があるとすれば、建築に対して制限がかかるとか、その辺のところはどうなるんですか。レッドゾーン等々と同じような状況になるのかどうなのか。その辺のところがわかれば。

○松並都市政策課長

まず、7月1日にマップにつきましては、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示すものであり、危険な場所を示すものではございません。それから、制限に関する御質問もいただきましたけれども、大規模盛土造成地としての特別な規制や手続といったものはございません。

以上でございます。

○森戸委員

もし、そういう状況が指定されたとして、それを改善するために補助制度等、そういうものはあるんですか、ないんですか。実際に、国内の中でそういう事例があったんですか。

○松並都市政策課長

国によりますと、このたびのマップの作成後の次の段階といたしまして、危険度の調査が行われることとなっております。危険なものに対する対策につきましては、国のほうで、いわゆる補助制度が制度化をされておりまして、他県ではそういった事例もあるようでございます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。7月1日に公表されるということで、それを一旦は待ってみたいと思います。

以上で終わります。